

産地生産基盤パワーアップ事業実務用Q & A（未定稿）

【収益性向上対策・生産基盤強化対策】

注 事業の要件、補助率、対象者等については、国の最低限の基準を示すものであり、事業メニューによっては、都道府県において要件が定められる場合があること、また、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

○収益性向上対策・生産基盤強化対策 総論

(総-1) 産地生産基盤パワーアップ事業を実施する趣旨いかん。

(総-2) 産地パワーアップ計画とは何か。

【事業の実施体制】

(総-3) 本事業における都道府県と地域協議会等の役割いかん。

(総-4) 同一産地同一品目について、収益性向上対策と生産基盤強化対策を同時に実施することができるか。

(総-5) 産地パワーアップ計画が、複数の地域協議会にまたがる場合は、都道府県協議会と地域協議会のどちらが計画を作成すればいいのか。

(総-6) 取組主体に対する助成金の支払ルートについて。

(総-7) 取組主体助成金の支払いに当たって、都道府県等はどのような確認を行うのか。

【都道府県事業実施方針等】

(総-8) TPPの影響度合に合わせて、都道府県単位で助成額に制限をかけることは可能か。

(総-9) 取組主体の考え方いかん。

(総-10) 都道府県知事が産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の承認に当たって、都道府県事業実施方針に優先順位等の設定を行うこととしているが、どのように設定すればいいのか。

【産地パワーアップ計画及び都道府県事業計画】

(総-11) 産地の範囲はどのように考えるのか。

(総-12) 産地パワーアップ計画は変更可能か。

(総-13) 現状維持の取組は許容されるのか。

(総-14) 産地パワーアップ計画は、地域協議会の管内で1つ作成するのか。それとも、作物別、地区別に複数の計画を作成することも可能なのか。

(総-15) 産地パワーアップ計画に複数の作物を位置付けることは可能か。

(総-16) 都道府県知事が特に認める目標年度の考え方いかん。（修正）

(総-17) 産地パワーアップ計画の目標年度の考え方いかん。（修正）

(総-18) 産地パワーアップ計画の事業実施状況報告の提出年度の考え方いかん。（修正）

(総-19) 成果目標（生産コストの10%以上削減等）は、どの時点と比較するのか。

○収益性向上対策 共通

【産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）及び都道府県事業計画】

(収共-1) 産地の中心となる経営体の考え方いかん。

(収共-2) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）と人・農地プランの関係いかん。

(収共-3) 民間事業者も助成対象とすることができるのか。

(収共-4) 民間事業者のうち、大手資本又は大手資本から出資を受けている者も助成対

象としてよいのか。

- (収共－5) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に複数の成果目標を位置付けることは可能か。例えば、①水稲の生産コスト10%以上削減、②野菜（水稲から野菜への作付転換を含む）の販売額10%以上向上、を位置付ける場合は、どのような考え方になるのか。
- (収共－6) 稲から高収益作物等への転換における高収益作物等にはどのような品目が該当するのか
- (収共－7) 成果目標（生産コストの10%以上の削減等）は、取組主体事業計画ごとに達成する必要があるのか。
- (収共－8) 産地での成果目標（生産コストの10%以上の削減等）の達成状況は、どのように検証するのか。
- (収共－9) 収益性向上対策の産地における「一定のまとまり」とは、どのようなものを想定しているのか。
- (収共－10) 成果目標を販売額増加とし、「野菜苗」で産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成する場合、産地の範囲はどのように考えればよいのか。
- (収共－11) 1農業者が複数の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に参加することは可能か。
- (収共－12) 新規で施設を整備する場合、集出荷・加工コスト10%以上削減は何と比較するのか。
- (収共－13) 目標達成率が80%に満たなかった産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を有する協議会であっても、新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の作成は可能か。
- (収共－14) 目標達成率が80%に満たなかった産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を有する協議会に対する農政局等の厳格な審査とはどのようなものか。
- (収共－15) 成果目標の達成率が80%に満たなかった取組主体が作成する次年度以降の取組主体事業計画について、厳格な審査が行われるのはどのような場合か。（追加）
- (収共－16) 取組主体事業計画に対する厳格な審査とはどのようなものか。（追加）
- (収共－17) 取組主体の成果目標について産地パワーアップ計画と同様に価格補正を行ってもよいのか。（追加）
- (収共－18) 過去に取組主体から複数の農家等に貸付を行い取組目標が未達成であった場合、貸付先の農家等は新たな産地パワーアップ計画へ参加できるのか。（追加）
- (収共－19) 別産地又は別品目の産地パワーアップ計画に参加する場合、厳格な審査の対象となるのか。（追加）
- (収共－20) 施設整備等を支援する他の事業で成果目標が未達成の場合の取扱いはどのようなようになるか。（追加）
- (収共－21) 自然災害等による成果目標の変更・評価終了は天候不順等でも認められるのか。
- (収共－22) 成果目標の「集出荷・加工コストの10%以上の削減」は、どのような施設の整備に取り組む場合に設定できるのか。
- (収共－23) 成果目標の「集出荷・加工コストの10%以上の削減」は、施設利用料でみてもいいのか。

- (収共-24) 需要減が見込まれる品種・品目から需要が見込まれる品種・品目への転換率100%の面積カウントは、産地全体の面積から新たに転換する面積で計算するのか。
- (収共-25) 契約栽培の定義は何か。
- (収共-26) 成果目標の「労働生産性の10%以上の向上」における労働生産性はどのように算出するのか。
- (収共-27) 「労働生産性の10%以上の向上」の成果目標について、どのような効果が期待されているのか。
- (収共-28) 「労働生産性の10%以上の向上」の成果目標について、施設整備を行う場合、どのように活用できるのか。
- (収共-29) これまで産地で生産したことのない新規作物の生産に取り組む場合、本事業の助成対象となり得るか。
- (収共-30) 新規作物の生産に取り組む場合、成果目標で「販売額の10%以上の向上」を選択することは可能か。
- (収共-31) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1JAの整備事業のみで作成することは可能か。
- (収共-32) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1つの農地所有適格法人で作成することは可能か。
- (収共-33) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1品種で作成することは可能か。
- (収共-34) 実施要領別記3第4の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の基準に、「本事業を含む国庫補助事業実施の有無に関わらず、収益性の向上の取組が行われること」とあるが、これらの取組内容や目標の達成状況はどのように確認するのか。
- (収共-35) 産地生産基盤パワーアップ事業の助成額に上限はあるのか。
- (収共-36) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）は複数年計画を可能としているが、最長何年までか。
- (収共-37) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に1つの取組主体による複数の取組主体事業計画を位置付けることは可能か。
- (収共-38) 目標年度が異なる取組について、1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置付けてもいいのか。（修正）
- (収共-39) 実施要領別紙11のアの品目「露地野菜」及び「施設野菜」の留意事項欄の「都市近郊地域」は現市町村でみるのか、それとも旧市町村でみるのか。
- (収共-40) 産地の範囲が、農林統計に用いる地域区分における平地農業地域から中間農業地域及び都市的地域に跨がっている場合における「面積要件」の考え方について。
- (収共-41) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に新たな取組を追加する場合は、成果目標を上方修正する必要があるのか。
- (収共-42) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に複数の成果目標を位置付けることは可能か。可能な場合、注意すべきことは何か。
- (収共-43) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標について、整備事業（共同利用施設）を「集出荷・加工コストの10%の削減」、基金事業（うち生

産支援事業)を「生産コストの10%以上の削減」とすることは可能か。

(収共-44) 整備事業(共同利用施設)のみの産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)を早急に策定し、その後、産地の合意形成が整い次第、基金事業(うち生産支援事業)を追加する予定である。

この場合、成果目標に、「集出荷・加工コストの10%以上の削減」のほか、新たに「生産コストの10%以上の削減」を設定することは可能か。

また、これをもって、成果目標の上方修正とすることは認められるのか。

(収共-45) 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の現状値について、例えば、新たに取組が追加(面積の増加、参加農家の増加等)された場合、現状値を見直す必要はないのか。

(収共-46) 中山間地域等において、基金事業(うち生産支援事業)のみを実施する場合の、「5戸以上の農業者が参加、又は取組面積が1ha以上」の考え方いかん。

(収共-47) 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の成果目標の「所得額の10%以上の増加」は、どのような検証方法があるのか。

(収共-48) 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の実績の検証についてはどのように行えばよいのか。

(収共-49) 成果目標で「販売額の10%以上の増加」を選択する場合の評価における価格補正は、どのように行うのか。

(収共-50) 成果目標で「所得額の10%以上の増加」を選択する場合の評価における価格補正は、どのように行うのか。

(収共-51) 特定の産地で全国シェアが大きい品目は、価格補正をしなくてもよいか。

(事業の取組の成果により販売単価が上昇したとしても、全国の販売単価についても産地の販売単価の上昇と併せて上昇するため。)

(収共-52) 農産物輸出の成果目標で「新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上」としているが、「直近年」とはどの程度をいうのか。

(収共-53) 事業効果の早期発現を目指し、3年目を目標年度として6%を超える成果目標を設定した場合において、目標年度に成果目標を達成できない場合はどうするのか。

(収共-54) 産地において事業効果の早期発現を目指し、3年目に6%を超える成果目標を設定した場合であっても、翌年度以降の産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)に新たな取組を追加することができるか。

【農業支援サービスの利用率に係る成果目標について】

(収共-55) 支援対象となる農業支援サービス事業の定義いかん。(追加)

(収共-56) 「農業支援サービス事業育成対策」と「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」、「産地生産基盤パワーアップ事業」に支援内容等の違いはあるのか。(追加)

(収共-57) 「農業支援サービス事業育成対策」と「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」や「産地生産基盤パワーアップ事業」で事業間に関連はあるのか。(追加)

(収共-58) 農業支援サービス事業体として、民間事業者は支援の対象となるのか。大企

業は対象外なのか。（追加）

- （収共－59）産地及び農業支援サービス事業体の考え方いかん。農業者の組織する団体やJAの農業支援サービス活用部会などでも対象になるのか。（追加）
- （収共－60）農業支援サービス事業体の利用割合の計算方法の考え方いかん。（追加）
- （収共－61）複数のサービスを導入する際の計算方法の考え方いかん。（追加）
- （収共－62）ヘリ防除からドローン防除に切り替える場合の計算方法の考え方いかん。（追加）
- （収共－63）センシング等を複数品目で取り組む場合の面積要件の考え方いかん。（追加）
- （収共－64）既に産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置付けられている事業体が新たに他の品目や別のサービスを提供する場合の考え方いかん。（追加）
- （収共－65）既存の産地パワーアップ事業計画との重複の考え方いかん。（追加）
- （収共－66）機械導入でなく施設整備の際の成果目標としても活用出来るのか。（追加）
- （収共－67）農業支援サービスの一環として産地生産基盤パワーアップ事業で導入した機械を農業支援サービス事業体から生産者にレンタルする場合のレンタル料金の考え方いかん。（追加）
- （収共－68）農業支援サービス事業体の利用割合についての産地の成果目標を立てる場合、当該産地で利用する農機シェアリング等のために農機をリース導入する農業支援サービス事業体は、産地の外部の事業体でもよいのか。（追加）
- （収共－69）産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の実施期間が経過した産地において、翌年に同一の産地で同一の品目に対して取組を行う場合、過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の事業評価を行う前であっても新たな産地パワーアップ計画の作成は可能か。
- （収共－70）過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）と成果目標が異なる場合、新たな計画はどの時点で作成できるのか。
- （収共－71）新計画における「同一産地」の考え方いかん。（追加）
- （収共－72）事業評価前に同一成果目標で新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成した場合、以前の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の事業評価は行うのか。

【取組主体事業計画】

- （収共－73）取組主体事業計画における取組目標とは何か。
- （収共－74）農業者が機械リースのほか施設整備に取り組むことも可能か。

【事業内容】

- （収共－75）本事業の助成対象及び補助率いかん。（修正）
- （収共－76）整備事業を行う場合において、強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）と産地生産基盤パワーアップ事業（収益力向上対策）ではどのような違いがあるのか。また、すみ分けはあるのか。
- （収共－77）内部設備を基金事業（うち生産支援事業）により農業機械導入又は農業機械リース導入として導入することは可能か。
- （収共－78）民間事業者も取組主体となることから、自社調達を行う場合の利益排除の考え方を明確にするべきではないか。

- (収共－79) 農産物処理加工施設のうち、加工施設の補助対象基準において、「茶の加工施設を食品事業者が整備する場合」とあるが、食品事業者とはどのような者をいうのか。
- (収共－80) 国の支援と併せて、都道府県や市町村が支援を行うことは可能か。
- (収共－81) 本事業における事業着手はどの時点になるのか。
- (収共－82) 内部設備としてフォークリフト等の整備は可能か。
- (収共－83) 面積要件は実面積か。それとも延べ面積か。
- (収共－84) ブロックローテーションの場合の面積要件は、どうなるのか。(修正)
- (収共－85) 基金事業(うち生産支援事業)で導入又はリース導入する農業機械や購入する生産資材は、どのように管理するべきか。

【きのこ・山菜類の取組】

- (収共－86) きのこ、山菜類を助成対象とした理由いかん。(修正)
- (収共－87) きのこ、山菜類を対象とする場合は、どのような取組や施設が支援対象となるのか。(修正)
- (収共－88) きのこの対象施設を、生産技術高度化施設とする理由いかん。(修正)
- (収共－89) 山菜類の対象施設を、生産技術高度化施設のほか、農産物処理加工施設、集出荷施設等とする理由いかん。(修正)
- (収共－90) きのこ、山菜類を対象とする場合、法人が、農業者に貸し出すことを目的として、施設を整備することは可能か。
- (収共－91) きのこ、山菜類の取組において、任意組織として、4戸が特用林産物、1戸が他の作物の生産に取り組む場合も支援対象となるのか。
- (収共－92) きのこ、山菜類の取組において、法人が取組主体となり、農家に貸し付けることを目的として施設を整備する場合、都道府県は、法人の貸付先農家が複合経営であることをいつまでに確認する必要があるのか。
- (収共－93) これまで産地で生産したことのないきのこ、山菜類の生産に取り組む場合であっても、本事業の支援対象となるのか。
- (収共－94) きのこ、山菜類の取組において、複合経営に占める「他の作物」の割合(販売量や販売額の割合)に、下限はあるのか。
- (収共－95) 菌糸発生施設は支援対象となるのか。
- (収共－96) きのこ栽培施設の上限事業費として、「菌類栽培施設」と「菌床製造施設」があるが、「菌糸発生施設」は、どちらに該当するのか。
- (収共－97) 特用林産物を助成対象としないのか。
- (収共－98) 山菜類にはどのような品目があるのか。
- (収共－99) きのこ、山菜類を対象とする場合の留意点は何か。
- (収共－100) 水わさびは支援対象となるのか。

○ 整備事業

- (整備－1) 施設の単純更新は不可ということによいか。
- (整備－2) 農業者が取組主体となり得ることから、整備事業により施設整備を行う場合

の営農継続性の担保は必須とすべきではないか。

- (整備－3) 整備事業を行う場合、都道府県等の附帯事務費は助成対象となるのか。
- (整備－4) 農業法人等が、過去にJAが整備したカントリーエレベーター等の受益地内で、産地生産基盤パワーアップ事業を活用して新たにライスセンターを整備することは可能か。(修正)
- (整備－5) 米について、乾燥調製施設等の施設や地域(中山間地域等)によって、交付率はどのように違うのか。(追加)
- (整備－6) 整備事業の既存施設の改修はどのような場合に助成対象となるのか。
- (整備－7) 飼料用米用の施設を整備することは可能か。(追加)
- (整備－8) 複数の施設を、1つの取組主体計画で整備することは可能か。(追加)
- (整備－9) 配分基準について、「共通メニュー」を選択する際の留意点は。(追加)
- (整備－10) 農産物輸出に向けた体制整備の取組において、優先枠加算ポイントを加算することのできる取組主体事業計画の考え方いかん。(追加)
- (整備－11) ポイント加算の対象となる重点品目の対象にはどのような品目が該当するのか。(修正)
- (整備－12) どのような場合にポイントを加算できるのか。(追加)
- (整備－13) 重点品目加算ポイントにおける輸出の取組において、「目標年度までに輸出に取り組む計画を策定している」とは、いつまでにどのようなものを策定していれば対象となるのか。(追加)
- (整備－14) 重点品目又は準重点品目以外の品目に取り組む場合、取組主体において重点品目又は準重点品目の輸出実績があれば、ポイント加算してもよいか。(追加)

○ 基金事業

【生産支援事業】

- (基金－1) 農業機械等とは、どの程度のものまで助成対象となるのか。
- (基金－2) GPSの基地局設置は可能か。
- (基金－3) 農業機械の単純更新は不可ということによいか。
- (基金－4) 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入することは可能か。
- (基金－5) パイプハウスの施工費は助成対象となるのか。
- (基金－6) 園芸施設の助成対象はどのようなものがあるのか。
- (基金－7) 資材費として、パイプハウスのパイプなどを助成対象としているが、どの程度のものまで助成対象となるのか。
- (基金－8) 取組主体以外の者にハウス等を貸し付けることを目的として資材を導入することは可能か。(追加)
- (基金－9) 本事業開始前に契約を行ったリース契約は助成対象となるか。
- (基金－10) 事業申請前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいか。
- (基金－11) 農業機械の導入助成の要件いかん。(修正)
- (基金－12) 農業機械のリース導入支援は、機械購入額に対する支援か、それともリース

料に対する支援か。

- (基金-13) 農業機械の導入助成を申請する場合、経営面積や作業受託面積は、どこまで拡大させる必要があるのか。
- (基金-14) 中古機械の導入助成の要件いかん。
- (基金-15) 農業機械等の導入助成の場合に、既存機械の処分益を補助対象経費から控除する必要はあるのか。
- (基金-16) 中古農業機械等の導入及びリース導入の場合も、一般競争入札又は複数の業者による見積もり合わせは必要か。
- (基金-17) 農業機械等の導入及びリース導入の留意事項として、動産総合保険等の加入を共通の要件としているが、どのようなものか。
- (基金-18) 取組主体事業計画（リース導入助成）の申請・承認後に、機械導入助成に変更することは可能か。
- (基金-19) 動産総合保険の保険料は、支援対象となるのか。
- (基金-20) 事業実施主体は、中古機械の適正性をどのように判断するべきか。
- (基金-21) 基金事業（生産支援事業）で、機械や資材を購入する場合の助成金の支払いは、精算払いとなるのか。
- (基金-22) 基金事業について、①入札残額、②実績額が概算払額を下回った部分の差額、は基金管理団体に返納するのか。（修正）

【効果増進事業】

- (基金-23) 計画策定経費の使途いかん。
- (基金-24) 基金事業（効果増進事業）の「技術実証」は、具体的にどのような取組に対する助成を想定しているのか。
また、取組要件は、「生産コストの10%以上の削減」又は「販売額の10%以上の向上」に資する取組であれば可ということによいか。
- (基金-25) 基金事業（効果増進事業）は産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に含まれないということによいか。

【その他】

- (基金-26) 基金事業で施設整備を行うことは可能か。（修正）

○ 優先枠

【優先枠 スマート農業推進枠】

- (優先-1) スマート農業推進枠（ICTやロボット技術等の先端技術導入）の考え方いかん。（修正）
- (優先-2) スマート農業推進枠において、より高い成果目標（15%以上）を設定する場合に支援できる関連費用はどのようなものか。

【優先枠 施設園芸エネルギー転換枠】

- (優先-3) 施設園芸エネルギー転換枠ではどのような取組が支援対象となるのか。（追

加)

- (優先－4) 既存の産地パワーアップ計画がある場合、どのように計画を立てればよいのか。(追加)
- (優先－5) 成果目標の考え方いかん。(追加)
- (優先－6) 施設園芸エネルギー転換枠の面積要件いかん。(追加)
- (優先－7) 支援対象となる省エネ機器や内部設備とはどういったものか。(追加)
- (優先－8) 内部設備のみの導入は不可となっているが、既にヒートポンプを導入済みのハウスについても同様に、循環扇のみの導入は不可か。(追加)
- (優先－9) 既に重油ボイラーとヒートポンプをハイブリッド利用していて、更にヒートポンプを増設するような取組は対象外か。(追加)
- (優先－10) 「施設園芸エネルギー転換枠」という名称であるが、ヒートポンプ等の省エネ機器を設置する際には、燃油ボイラーは撤去しなくてはならないのか。(追加)
- (優先－11) 燃油の使用量についてどのように確認したらよいか。また、現状値についてはどのように決定すればよいか。(追加)
- (優先－12) 当該枠は施設園芸等燃油価格高騰対策に確実に加入する者が助成対象となっているが、要望調査時点で加入していない者が確実に加入することの確認手段(確約書等の書類を提出する必要があるのか)や、対策に加入したかどうかの確認はどのようにしたらよいか。(追加)

【優先枠 持続的畑作確立枠】

- (優先－13) 持続的畑作確立枠はどのような取組が実施できるのか。(修正)

【優先枠 中山間地域】

- (優先－14) 中山間地域の体制整備における優先枠の考え方いかん。(修正)

○ 生産基盤強化対策 共通

- (生共－1) 生産基盤強化対策を実施する趣旨いかん。

【事業の実施体制】

- (生共－2) 本対策における実施体制(地域協議会の定義、都道府県と地域協議会の役割)、助成金の支払いルート、支払いに当たっての都道府県等による確認などは収益性向上対策(従来の産地パワーアップ事業)と同じか。

【都道府県事業実施方針等】

- (生共－3) 都道府県事業実施方針は既存のものを改正して対応することでよいか。

【産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプ)及び都道府県事業計画】

- (生共－4) 産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプ)及び取組主体計画の成果目標について、目標はどのように設定する必要があるのか。

- (生共－５) 生産基盤強化対策における面積要件いかな。
- (生共－６) 対象品目に稲等の土地利用型作物は含まれるか。

【目標年度】

- (生共－７) 果樹の技術実証の取組に係る目標年度のうち、事業実施年度の５年後となるのはどのような場合か。

【生産基盤強化対策 事業内容】

- (生共－８) 生産基盤強化対策の構成内容いかな。
- (生共－９) ハウスや樹園地の再整備・改修は、継承の前に行わなければいけないのか、継承の後に行う場合も補助対象となるか。
- (生共－１０) 農業用ハウスや樹園地を再整備・改修した場合、取組目標を達成すべき者は誰になるのか。
- (生共－１１) 継承前に農業用ハウスや樹園地を再整備・改修した場合、いつまでに継承すればよいのか。また、継承できなかった場合はどうなるのか。(修正)
- (生共－１２) 農業用ハウスや樹体等の継承の方法は譲渡か。リースも可能か。
- (生共－１３) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改修の取組における継承とは、経営の継承か。
- (生共－１４) ハウスや樹体等を譲渡する場合は、土地も譲渡する必要があるか。
- (生共－１５) 所有している農業用ハウスや樹体等の一部を継承する場合でも対象か。
- (生共－１６) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡したことはどのようにして確認するのか。
- (生共－１７) 農業用ハウスや樹体等の継承後に本格的な営農を開始していないことはどのように確認するのか。
- (生共－１８) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡する場合、譲渡額はどのように決めるのか。
- (生共－１９) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡する場合、財産処分手続は必要か。
- (生共－２０) 整備事業で再整備したハウス等を新規就農者等に譲渡する場合、財産管理台帳は引き継ぐのか。また、事業実施報告等はどうするのか。
- (生共－２１) 親のハウスや樹体等を子に継承する場合は対象となるか。
- (生共－２２) 農業法人が所有するハウス等を従業員に継承する場合は対象となるか。
- (生共－２３) 民間企業に継承する場合は対象となるか。
- (生共－２４) 営農組織に継承する場合は対象となるか。
- (生共－２５) 水稲と野菜、水稲と果樹等の複合経営を実施している取組主体も、農業用ハウスや樹園地の再整備・改良の補助対象(継承先)となり得るのか。事業の対象品目の面積や販売額が占める割合の要件はあるのか。
- (生共－２６) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、「４. 生産装置の継承・強化に向けた取組」(又は同様の取組)を実施することを必須としているが、実施主体は同一でないといけないのか。
- (生共－２７) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、「４. 生産装置の継承・強化に向けた取組」(又は同様の取組)を実施することを必須としているが、「人・農地プランの実質化の取組」など既存の取組を行っている場合は要

件を満たすのか。本対策の予算を使った取組でないと認められないか。

- (生共-28) ライスセンターやカントリーエレベーター、集出荷施設は改修の対象となるか。
- (生共-29) 農地の改良は対象か。(天地返し等のほ場条件の改善等)
- (生共-30) 農業用ハウスを再整備・改修するに当たり、費用対効果分析は必要か。(修正)
- (生共-31) 既存ハウスや樹体支持設備・被害防止設備等の撤去費用はどこまで補助対象となるか。(修正)
- (生共-32) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、施工に要する経費や撤去等に要する経費の条件となっている「自力施工が困難な場合」とは。

○ 生産基盤強化対策 事業内容

【基金事業①農業用ハウスの再整備・改修】

- (生事-1) 対象となる農業用ハウスの種類いかん。
- (生事-2) 耐用年数を経過した農業用ハウスも対象になるのか。
- (生事-3) 農業用ハウスの再整備とは何か。(修正)
- (生事-4) 農業用ハウスの再整備・改修の支援内容いかん。
- (生事-5) 再整備・改修によってハウス規模を拡大することは可能か。また、既存ハウスを再整備・改修するに当たって機能向上は可能か。
- (生事-6) 再整備・改修に当たってどのような内部設備を導入できるのか。トマトの農業用ハウスを改修してイチゴの高設栽培を行う場合、高設ベッド等も対象になるのか。
- (生事-7) 水稻の育苗用ハウスは対象になるか。
- (生事-8) 継承するハウスと併せて、継承の受け手側が元々所有している施設も一体的に再整備・改修することは可能か。

【基金事業②果樹園・茶園等の再整備・改修】

- (生事-9) 既存樹園地の作業性の向上のための作業道の導入又は改良に伴う、果樹等の改植等に係る経費も補助対象となるか。
- (生事-10) 果樹等の改植等とはどのような取組を指すのか。
- (生事-11) 果樹の同一品種改植を行う際の技術的要件いかん。
- (生事-12) 果樹の改植の対象となる品種の選定はどのように行うのか。
- (生事-13) 樹体支持設備や被害防止設備等とはどのようなものを指すのか。(修正)
- (生事-14) 樹園地における「再整備・改修」の支援内容いかん。(修正)
- (生事-15) 樹体支持設備や被害防止設備等の再整備・改修をする際に、その規模を拡大することは可能か。また、樹体支持設備や被害防止設備等を再整備・改修するに当たって機能向上は可能か。(修正)
- (生事-16) 樹体等を継承する樹園地と併せて、継承の受け手側が元から所有している樹園地も一体的に再整備・改修することは可能か。

- (生事-17) 継承に伴う樹園地の再整備・改修を実施するに当たり果樹の品目転換を行う場合等であって、再整備・改修後に不要となる樹体支持設備や被害防止設備等の撤去に要する経費を支援対象とすることは可能か。(追加)
- (生事-18) 継承に伴う樹園地の再整備・改修を実施するに当たり果樹の品目転換を行う場合等であって、再整備・改修前にはなかった樹体支持設備や被害防止設備等を新たに設置することは可能か。(追加)

【基金事業③農業機械の再整備・改良】

- (生事-19) 農業機械の再整備・改良は、土地利用型作物も対象となるのか。
- (生事-20) 収益性向上対策と生産基盤強化対策での機械の導入の違いは。
- (生事-21) 機械の単純更新(買い換え)は可能か。
- (生事-22) 農業機械の改良に要する経費とはどのようなものか。(修正)
- (生事-23) 担い手や農作業受託組織が再整備・改良を実施する場合、既存の作業面積と継承予定の面積が異なるが、補助対象となるのか。(追加)
- (生事-24) 継承元が本事業により再整備・改良を実施した機械を、継承者へ譲渡する場合、その譲渡額はどのように算出すればよいか。(追加)
- (生事-25) 継承元が再整備・改良を実施する場合、継承元の機械をいつまでに譲渡すればよいか。(追加)
- (生事-26) 継承元から譲渡を受ける既存機械が耐用年数を経過していない場合、再整備を行うことはできないのか。(追加)
- (生事-27) 継承元から既存機械の譲渡を受ける際に、既存機械の処分益が発生する場合、どのように取り扱えばよいか。(追加)
- (生事-28) 農業機械の再整備・改良のいずれを実施するかについて、取組主体が任意に選択することができるのか。(追加)

【基金事業④生産装置の継承・強化に向けた取組】

- (生事-29) 継承・強化に向けた取組とは何か。どのような取組が助成対象となるのか。
- (生事-30) 継承・強化に向けた取組の事業範囲は。県域全体での取組は可能か。
- (生事-31) 事業費の上限はあるのか。
- (生事-32) 実施要領別記3の別紙8のIの4の(3)助成対象経費の「ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理」について、農業協同組合等の受け皿組織が継承したハウス・樹体等から収穫物が得られる場合、どのようにすればよいのか。

【基金事業⑤生産技術の継承・普及に向けた取組】

- (生事-33) 生産技術の継承・普及の取組とは何か。どのような取組が助成対象となるのか。
- (生事-34) 研修施設の整備は対象か。
- (生事-35) 研修対象者の年齢要件はあるのか。例えばシニア世代でも可か。

○ 全国的な土づくりの展開

- (土-1) 本事業の目的いかな。
- (土-2) 全国的な土づくりの展開に係る牛ふん堆肥及びペレット堆肥等を実証的に活用するとされているが、事業の対象となる堆肥の種類は何か。
- (土-3) 指定混合肥料・混合堆肥複合肥料を事業対象とした理由いかな。
- (土-4) 事業対象となる混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料はどのようなものか。
- (土-5) 混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料の事業対象となる「家畜排せつ物由来の堆肥が過半以上含まれているもの」及び「事業の取組において従来堆肥と同等の地力の維持・増進効果が認められるもの」とは、どのように確認するのか。(修正)
- (土-6) 1ほ場当たり複数回、堆肥等の施用を行うことは可能か。
- (土-7) 「実証的に活用する取組」とは何か。どのような取組が支援対象となるのか。(修正)
- (土-8) 「既の実施されている堆肥等の施用は対象としないものとする」とされているが、どのようなほ場が対象になるのか。
- (土-9) 本事業において実証的に活用する堆肥等は、「新たに耕種農家に提供可能なものであって、既に耕種農家へ供給されている堆肥等については対象としない」とされているが、堆肥等の補助対象範囲いかな。(修正)
- (土-10) 取組主体としてはどのような者を想定しているのか。畜産農家は取組主体になれるのか。(修正)
- (土-11) 定額(ただし、堆肥等を実証的に活用する面積に10a当たり30千円(ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10a当たり35千円)を乗じた額を都道府県への交付額の上限とし、都道府県は当該交付額の範囲内で取組内容に応じた単価を設定できるものとする。)とされているが、補助事業に要した事業費が当該単価を下回っていても、一律に交付できるのか。
- (土-12) 「堆肥等を実証的に活用する面積」とあるが、水田の場合には、水張り面積か。(修正)
- (土-13) 「堆肥等を実証的に活用するほ場は、堆肥等の施用量の減少などによる地力低下で農作物の収量・品質の低下がみられるほ場であって、土壌分析及び作物体の分析結果に基づき選定する」ものとされているが、具体的にどのような項目の分析を行えばよいのか。(修正)
- (土-14) 土壌及び作物体の分析は、実証ほの選定と堆肥等の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとされているが、
- ① どのような項目により確認すれば良いか。
 - ② 実証前の分析は取組主体事業計画を策定する前に実施できるのか。
 - ③ 実証前の分析の結果、取組を実施しない場合、実証前の分析費は補助対象となるのか。
 - ④ 堆肥等を施用した年度の次の年度に実証後の分析を行う場合は補助対象となるのか。
 - ⑤ ほ場毎に分析を実施しなければならないのか。
 - ⑥ 年間に複数回、作付けする作物のほ場の場合、実証後の分析はいつにすれば良いのか。(修正)
- (土-15) 土壌及び作物体の分析は、実証ほの選定と堆肥等の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとされているが、収量の低下等が

- 資料により確認できる場合には、作物体の分析を行わなくて良いか。（追加）
- (土-16) 土-14 の場合に、新規就農者や、水田への園芸作物の導入時など、作物の収量等を確認出来ない場合にはどのようにすれば良いのか。
- (土-17) 輪作等により、数年に1回のサイクルで作付けをする品目の場合、作物体の分析はどのようにすれば良いのか。（新規）
- (土-18) 実施要領別記3別紙8のIの6(5)エ(イ)において、堆肥の施用に当たっては「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」を踏まえ適切に対応するものがあるが、本事業において堆肥の生物検定又は残留農薬分析を行うことは可能か。
- (土-19) ペレット堆肥の利用拡大に向けた栽培実証は、実証ほの面積概ね1ha当たり1カ所で実施するものとされているが、どの程度の規模の実証を行えばよいのか。（修正）
- (土-20) 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）の作成は、実施要領別記3別紙8のIの6(5)キにおいて、原則として都道府県協議会長が行うものとされているが、別記3第8の5(2)アに規定される産地の範囲はどのように設定すれば良いか。
- (土-21) 取組主体の成果目標として、別記3第4の5(2)イにおいて⑥地力の向上を成果目標として設定できるものとされているが、どのような項目・数値を用いれば良いのか。
- (土-22) 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）の地力の向上の成果目標に記載する現状値及び目標値は、どのような項目・数値を用いれば良いのか。
- (土-23) 実証後の土壌分析において成果目標を達成した場合、目標年度まで土壌分析を行う必要はあるか。（新規）
- (土-24) 取組主体の実績が成果目標に達しなかった場合、成果目標を達成するまで堆肥等の施用による土づくりを自ら実施しなければならないのか。
- (土-25) 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）に新たな取組を追加することは可能か。

○ 事務手続

- (事務-1) 事業の活用を希望する場合、どこに相談すれば良いのか。
- (事務-2) 取組主体への助成金の支払いは精算払いか。
- (事務-3) 交付対象事業の公表は、都道府県ごとにホームページ等を通じて行うということによいか。
- (事務-4) 消費税は助成対象となるのか。
- (事務-5) 他の国の補助事業に取り組んだ又は現在取り組んでいる地域や生産者が、本事業を活用する際の留意点いかな。
- (事務-6) 想定している補助金返還の例はどのようなものか。
- (事務-7) 実施要領別記3の第10の5の(4)の、都道府県知事が都道府県事業計画の取組内容等を変更することができる範囲はどこまでを指すのか。

- (事務－8) 本事業における交付決定とは何か。
- (事務－9) 例えば、初年度に計画承認された産地パワーアップ計画（複数年計画）（初年度：1億円、2年目：1億円）があるとした場合、交付決定はまとめて行うのか。それとも、毎年度行うのか。
- (事務－10) 例えば、初年度に計画承認した産地パワーアップ計画（事業実施年度：初年度）に、2年目に新たに取組主体事業計画を追加する場合は、追加する部分のみ承認を受けることになるのか。
- (事務－11) 産地パワーアップ計画の実施期間3年のうち、初年度に取組がなく、2年目以降の取組が位置付けられている場合について、承認することは可能か。
- (事務－12) 都道府県の段階では基金ではないことから、繰越手続が必要となるのか。
- (事務－13) 都道府県及び地域協議会等の事務費は助成対象となるのか。
- (事務－14) 整備事業で整備する施設、基金事業（うち生産支援事業）のうち、リース導入・取得する農業機械等に、対策名を表示する必要があるのか。
- (事務－15) 産地生産基盤パワーアップ事業で取得した財産を担保に供する場合、どのような手続が必要か。
- (事務－16) 農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、本事業の競争入札には参加出来ないということによいか。
- (事務－17) 令和3年度補正予算を活用して、令和4年度に基金事業を実施する場合、令和3年度予算に係る交付決定に追加すればいいのか。（修正）
- (事務－18) 基金事業（うち生産支援事業）の農業機械等の導入に係る地域協議会等の役割いかん。
- (事務－19) 事業の実効性を確保するため、地域の担い手の意見が反映されるよう配慮する等の規定を新設しているが、いつまでに体制を構築する必要があるのか。
- (事務－20) 産地生産基盤パワーアップ事業において産地パワーアップ計画書、取組主体事業計画書及び都道府県事業計画書の様式はいつ時点の様式を使用する必要があるのか。（修正）
- (事務－21) 取組主体に入金されたことを確認するために必要な書類は何か。（追加）

(別紙1) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の考え方

(別紙2) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策による施設及び機械の導入等の考え方（修正）

(別紙3) 収益性向上対策及び生産基盤強化対策における価格補正の考え方

(別紙4) 収益性向上対策の成果目標「労働生産性の向上」における労働時間の考え方

(別紙5) 成果目標が80%に満たなかった取組主体の同一産地、かつ同一品目の新たな産地パワーアップ計画への参加可否の判断フロー（追加）

(別紙6) 生産基盤強化対策の「農業機械の再整備・改良」における助成対象の考え方（追加）

○ 収益性向上対策・生産基盤強化対策 総論

(令和4年3月22日更新)

(総-1) 産地生産基盤パワーアップ事業を実施する趣旨いかん。

(答)

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、その国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化することが早急に必要である。

このため、農業生産基盤強化プログラム(令和元年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)や令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえ、水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業を活用した取組に加え、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加の取組や生産コストの削減、ハウス・園地等の再整備・改修、新規就農者等への継承や牛ふん堆肥等を活用した土づくりによる産地の生産基盤の強化を図るための取組を総合的に支援することとしたものである。

(総-2) 産地パワーアップ計画とは何か。

(答)

1 地域協議会長又は都道府県協議会長(以下「地域協議会長等」という。)により定められた産地としての収益力強化に向けた計画であって、都道府県知事より実施要領に定める基準を満たすものとして承認されたもので、収益性向上対策は「収益性向上タイプ」を、生産基盤強化対策は「生産基盤強化タイプ」をそれぞれ作成する必要がある。

2 本計画には、

(1) 収益性向上タイプであれば、

- ① 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲
- ② 産地としての収益力強化に向けた取組内容
- ③ 取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割
- ④ 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

(2) 生産基盤強化タイプであれば、

- ① 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲
- ② 産地の生産基盤の強化のための取組内容
- ③ 取組により期待される効果及び実現のために地域の関係者が果たす役割
- ④ 生産装置の継承者(作業受託組織を含む。)又は生産装置の継承・強化に向けた取組の内容若しくは生産技術の継承・普及に向けた取組の内容(又は全国的な土づくりの展開の取組の内容)

を記載することとしている。

【事業の実施体制】

(総－３) 本事業における都道府県と地域協議会等の役割いかん。

(答)

- 1 都道府県は、
 - ① 都道府県全体での事業実施の方向性となる都道府県事業実施方針の作成
 - ② 都道府県事業計画の作成
 - ③ 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画の審査承認
 - ④ 取組主体への助成金交付
 - ⑤ 整備事業の実施状況確認
 - ⑥ 地域協議会等に対する指導監督等を実施する。

- 2 地域協議会等は、
 - ① 産地パワーアップ計画の作成
 - ② 取組主体に対する指導監督
 - ③ 産地パワーアップ計画の目標達成状況の評価等を実施する。

- 3 取組主体（農業者等）は、
 - ① 取組主体計画の作成
 - ② 取組主体事業計画の実行・評価等を実施する。

(総－４) 同一産地同一品目について、収益性向上対策と生産基盤強化対策を同時に実施することができるか。

(答)

同一ほ場に対して同一効果（販売額の増加等）の取組を実施するなど、取組が重複していない限りは可能。

(総－５) 産地パワーアップ計画が、複数の地域協議会にまたがる場合は、都道府県協議会と地域協議会のどちらが計画を作成すればいいのか。

(答)

- 1 都道府県農業再生協議会（以下「都道府県協議会」という。）又は代表的な地域協議会のどちらでも計画を作成することができる。

- 2 ただし、関係する地域協議会との間で情報共有が必要である。

(総－６) 取組主体に対する助成金の支払ルートについて。

(答)

- 1 産地生産基盤パワーアップ事業は、基本的には、都道府県から支援対象である取組主体に助成金が交付されることになる。
- 2 ただし、地域の実情を踏まえ、必要に応じて、市町村又は地域協議会等を経由して助成金を交付することも可能としており、この場合は、都道府県事業実施方針に、市町村等を経由した助成金の交付方法を定めることになる。
- 3 なお、支払方法の検討に当たっては、都道府県、市町村及び地域協議会等で十分話し合っただき、地域の実情を踏まえた上で、最も適切な方法により、本事業を実施していただきたい。

(総－7) 取組主体助成金の支払いに当たって、都道府県等はどのような確認を行うのか。

(答)

都道府県事業実施方針に基づき、

- ① 整備事業における農業施設の施工確認
- ② 基金事業（うち生産支援事業）における農業機械等の導入及びリース導入の伝票等による確認
- ③ 農業共済、動産総合保険に加入していることの確認等を行うことになる。

(注) 例えば、農業機械等の導入及びリース導入、資材の購入等に対する助成については、購入の契約書、領収書やリース契約書の写し等を提出いただくことで確認することとする等、必要かつ最小限の方法で確認いただきたいと考えている。

【都道府県事業実施方針等】

(総－8) TPPの影響度合に合わせて、都道府県単位で助成額に制限をかけることは可能か。

(答)

本事業の実施に当たって、整備事業及び基金事業（生産支援事業及び効果増進事業）については、都道府県が実施方針を定めることとしており、この際に、都道府県の判断で対象とする品目を限定する、助成額に制限をかけるといった対応を行うことは可能である。

(総－9) 取組主体の考え方いかん。

(答)

【収益性向上対策】

- 1 整備事業は、
 - ① 都道府県
 - ② 市町村
 - ③ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

- ④ 土地改良区
- ⑤ 農業者（農業者、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人をいう。）
- ⑥ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人、任意組織（集落営農組織、機械共同利用組織）等）をいう。）
- ⑦ 民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者（大企業）及びこれらの民間事業者（大企業）から出資を受けた民間事業者を除く事業者をいう。）
- ⑧ 食品事業者
 - 以下のアからウまでの場合に限る。
 - ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合
 - イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、でん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物・利用施設を整備する場合
 - ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合
- ⑨ 中間事業者（複数の生産者との加工・業務用原料供給に係る基本契約の締結等の一定の要件を満たす者）
 - 国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限る。
- ⑩ 流通業者（複数の生産者との青果物集出荷に係る基本契約の締結等の一定の要件を満たす者）
 - 青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限る。
- ⑪ 都道府県知事が地方農政局長と協議して認める団体
- ⑫ コンソーシアム
 - としている。

2 基金事業（うち生産支援事業）は、収益性向上対策（整備事業）の取組主体となり得る者のうちの1の①から⑦までとしている。

3 基金事業（うち効果増進事業）は、

- ① 都道府県協議会
 - ② 地域協議会等
- としている。

【生産基盤強化対策】

4 基金事業は、

収益性向上対策（整備事業）の取組主体となり得る者のうちの1の①から⑦に加え、都道府県協議会、地域協議会等としている。

5 整備事業は、

収益性向上対策（整備事業）の取組主体となり得る者のうちの1の①から⑦としている。

（総－10）都道府県知事が産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の承認に当たって、都道府県事業実施方針に優先順位等の設定を行うこととしているが、どのように設定すればいいのか。

（答）

例えば、以下のような指標を組み合わせることが想定される。

- ・ 受益面積
- ・ 優先的に支援する作物
- ・ 優先的に支援する経営体（地域の担い手、新規就農者等）
- ・ 成果目標の高さ

【産地パワーアップ計画及び都道府県事業計画】

（総－11）産地の範囲はどのように考えるのか。

（答）

- 1 収益性向上対策においては、一定のまとまりを持って農業生産が行われる農地のほか、同じ品目で広域的に連携する場合等も含まれる。

（参考）産地生産基盤パワーアップ事業の「産地」の考え方

例1 A区域では農業者10名が露地野菜を10ha栽培。

この中で、農業者7名（7ha）は本事業の助成を受ける一方、農業者3名（3ha）は助成を受けない。

[考え方]

- ・ 産地の範囲は10ha（農業者10名分）。
- ・ 成果目標の達成度合いは、本事業の助成を受けない農業者（3名分）も含めた産地全体で評価。

例2 B区域では農業者100名が米を200ha栽培し、そのうちb J Aが50名の100ha分の米を自社ブランドとして販売。

[考え方]

- ・ 産地の範囲は100ha（農業者50名分）。
（地域内で同じ品目を生産している場合でも、自社販売、栽培方法等の一定のまとまりを持った農業者等の集まりを「産地」として産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の対象とすることが可能）
- ・ 成果目標の達成度合いは、b J A分のみを産地として評価。

- 2 生産基盤強化対策においては、原則として、地域協議会（又は都道府県協議会）の範囲が産地となる。

(総-12) 産地パワーアップ計画は変更可能か。

(答)

所定の手続を行うことにより、可能である。

(総-13) 現状維持の取組は許容されるのか。

(答)

- 1 収益性向上対策において、取組主体事業計画は、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の達成に必要な取組として位置付けられる「取組目標」を設定（具体的な要件については、都道府県ごとに都道府県事業実施方針に明記。）することから、現状維持の取組は不可である。
- 2 生産基盤強化対策において、産地全体の成果目標として産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の成果目標を現状維持とすることは可能であるが、取組主体事業計画における成果目標（取組目標）は、少しでも改善（増加、向上又は低減）を図る必要がある。

(総-14) 産地パワーアップ計画は、地域協議会の管内で1つ作成するのか。それとも、作物別、地区別に複数の計画を作成することも可能なのか。

(答)

- 1 収益性向上対策は、地域協議会の管内で、作物別、地区別に複数の計画を作成することも可能である。
- 2 生産基盤強化対策は、原則として地域協議会等において複数の作物、取組をまとめて1つの産地パワーアップ計画を作成する。

(総-15) 産地パワーアップ計画に複数の作物を位置付けることは可能か。

(答)

- 1 収益性向上対策は、産地として一体性のある計画を作成できる場合は可能である。
- 2 生産基盤強化対策は、原則として地域協議会等において複数の作物、取組をまとめて1つの地域協議会等で産地パワーアップ計画を作成する。

(総-16) 都道府県知事が特に認める目標年度の考え方いかん。（修正）

(答)

- 1 本事業における目標年度については、事業実施年度の翌々年度としている。

- 2 しかしながら、例えば、果樹においては、定植後の早期の収益確保を図るため、育苗の段階において、台木から通常苗木までの育成期間の3年に加えて、更に1～2年の養生期間を必要とする大苗生産に取り組む産地があり、これら産地では、目標年度のために本事業の活用が難しいところであった。
- 3 このため、平成 29 年度補正予算より品目の特性等を勘案して都道府県知事が特に必要と認める場合は、事業実施年度から起算して5年までの範囲内において、目標年度を設定できるようにしたところである。なお、この場合にあっては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に目標年度及びその設定の考え方を明示する必要がある。
- 4 なお、果樹の植栽を伴う生産資材の導入についても、果樹の改植と同様に効果を測定することが困難であることから、目標年度を事業実施年度から10年後とする。

(総-17) 産地パワーアップ計画の目標年度の考え方いかん。(修正)

(答)

目標年度は、事業実施年度（交付決定年度。複数年度の場合は事業実施最終年度。）の翌々年度となる。

(参考)	事業実施年度		目標年度
	令和4年度	⇒	令和6年度
	令和4～5年度	⇒	令和7年度
	令和4～6年度	⇒	令和8年度

(注1) 果樹の改植の目標年度は、事業実施年度の10年後となる。

なお、事業実施年度の5年度目に中間的な評価を実施する。

(参考)	事業実施年度		目標年度
	令和4年度	⇒	令和14年度
	令和4～5年度	⇒	令和15年度
	令和4～6年度	⇒	令和16年度

(注2) 知事特認で最長の5年を設定した場合は、事業実施年度の5年後となる。

なお、事業実施年度の4年度目に中間的な評価を実施する。

(参考)	事業実施年度		目標年度
	令和4年度	⇒	令和9年度
	令和4～5年度	⇒	令和10年度
	令和4～6年度	⇒	令和11年度

(総-18) 産地パワーアップ計画の事業実施状況報告の提出年度の考え方いかん。(修正)

(答)

1 都道府県は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度の翌年度に地方農政局等へ報告が必要となる。

2 なお、取組主体の実施状況【事業評価】報告も同様とすること。

(参考) 事業実施年度		実施状況【事業評価】報告
令和4年度	⇒	令和5年度(令和4年度分) 令和6年度(令和5年度分) 【令和7年度(令和6年度分)】
令和4～5年度	⇒	令和5年度(令和4年度分) 令和6年度(令和5年度分) 令和7年度(令和6年度分) 【令和8年度(令和7年度分)】
令和4～6年度	⇒	令和5年度(令和4年度分) 令和6年度(令和5年度分) 令和7年度(令和6年度分) 令和8年度(令和7年度分) 【令和9年度(令和8年度分)】

(総-19) 成果目標(生産コストの10%以上削減等)は、どの時点と比較するのか。

(答)

1 現状値は、原則、取組の前年度とする。

2 ただし、取組の前年度が気象災害等により異常値となる場合は、直近3か年の平均と比較するなど、対外的に説明が可能な方法を選択することとしても構わない。

○ 収益性向上対策 共通

(令和4年3月22日更新)

【産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）及び都道府県事業計画】

(収共－1) 産地の中心となる経営体の考え方いかん。

(答)

- 1 地域の農業を将来にわたって牽引していく者を想定しており、規模や経営形態についての制限はないが、地域の関係者の合意の下、地域農業の担い手として認められ、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置付けられることが必要である。
- 2 また、個人の農業者が施設整備や機械導入を行う場合は、
 - ① 青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
 - ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていることが必要である。
- 3 なお、産地が一丸となって取組を実施していることを明確にするため、補助金を活用する取組主体が1者であっても、産地パワーアップ計画における「中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容」には、当該取組だけでなく、成果目標の達成に関連する主たる取組を記載する。

(収共－2) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）と人・農地プランの関係いかん。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）は、収益力強化を図るためのコスト削減や販売額増を内容とする産地の戦略である一方、人・農地プランは、人と農地の問題を解決するため、今後の中心となる経営体等を定めるものであり、両者では、策定目的が異なっている。
- 2 ただし、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）については、目標の達成に必要な産地の中心的な経営体等を位置付けることとしており、人・農地プランとの整合性がとれるよう策定していただきたい。

(収共－3) 民間事業者も助成対象とすることができるのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた民間事業者（中小企業）は助成対象とすることができる。
- 2 また、産地で生産された農産物の加工等を行う民間事業者（中小企業）について、本事業を活用して施設整備する場合は、
 - ① 産地パワーアップ計画で設定された産地内で生産された農作物が、当該施設の全利用量に対し過半を占めていること

② 集出荷施設等については、施設の利用料金について、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されることを要件として、助成対象とすることが可能である。

※ 実施要綱別表2に定める食品事業者（大企業を含む。）が施設を整備する場合は、原則、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の対象区域内で生産される原材料を使用することが必要。

（収共－４）民間事業者のうち、大手資本又は大手資本から出資を受けている者も助成対象としてよいのか。

（答）

- 1 本事業の対象となる民間事業者は、いわゆる中小企業（※）のみを対象としており、大手資本又は大手資本から出資を受けている者は助成対象外である。
- 2 ただし、大手資本又は大手資本から出資を受けている者が、認定農業者（法人）や農地所有適格法人の場合は、助成対象となる。
- 3 また、食品事業者、中間事業者、流通業者がそれぞれ特定の施設を整備する場合にあっては、大手資本の関係にかかわらず助成対象とすることができる。

※ 中小企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない者及びこれらの者から出資を受けた者（大手民間事業者）を除く者をいう。

（収共－５）産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に複数の成果目標を位置付けることは可能か。

例えば、①水稲の生産コスト10%以上削減、②野菜（水稲から野菜への作付転換を含む）の販売額10%以上向上、を位置付ける場合は、どのような考え方になるのか。

（答）

- 1 それぞれの品目で各種要件を満たす場合は可能である。
- 2 この例の場合、野菜の販売額（単位面積当たり）10%以上向上の成果目標は、取組前の「露地野菜への作付転換前の水稲と現に作付している露地野菜の平均値」に対する取組後の「露地野菜の値」で判断する。

（イメージ）

	成果目標	助成対象
① 水稲	生産コスト▲10%以上 （産地全体）	集約化に必要な大型機械のリース料
② 露地野菜	販売額+10%以上 現状値：水稲（3ha）+露地野菜（5ha）	作物転換に必要な野菜用機械のリース料

	の平均販売額（単位面積当たり） 目標値：露地野菜（8ha）の販売額（単位面積当たり）	
--	---	--

3 なお、稲から高収益作物等へ転換を図る場合は、高収益作物等の面積要件を既存の面積規模の1/2とすることが可能。

（イメージ）

現状値	計画 （目標値）	考え方
稲 40ha 露地野菜 5ha	稲 37ha 露地野菜 8ha	稲作からの転換の場合は露地野菜の面積要件の1/2（5ha）を満たすため支援対象

（収共－6）稲から高収益作物等への転換における高収益作物等にはどのような品目が該当するのか

（答）

稲（主食用米）と比較して収益性の高い品目をいい、具体的な対象品目は、各都道府県が定める都道府県事業実施方針に明記することになる。

（収共－7）成果目標（生産コストの10%以上の削減等）は、取組主体事業計画ごとに達成する必要があるのか。

（答）

- 1 成果目標は、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）で立てるものであり、産地単位で達成すればよいこととしている。
- 2 取組主体は、取組主体事業計画において、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の達成に必要となる「取組目標」を設定することとしている。

（収共－8）産地での成果目標（生産コストの10%以上の削減等）の達成状況は、どのように検証するのか。

（答）

- 1 現状値と目標値、実績値の算出方法を一致させ、対外的に説明ができる方法で検証する必要がある。
- 2 検証に必要な標準的なデータは以下のとおりである。
 - ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減の場合
現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）、生産コスト又は集出荷・加工コスト
 - ② 販売額の10%以上の増加の場合

- 現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）、価格（単価）
- ③ 所得額の10%以上の増加の場合
現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）、価格（単価）、生産コスト
- ④ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の場合
現状、目標及び実績の面積、生産量、契約取引量（に相当する面積）
- ⑤ 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加の場合（輸出実績がある場合）
現状、目標及び実績の出荷量（又は生産量）、価格（単価）
- ⑥ 総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上の場合（新規の取組又は過去5年以内に輸出実績がない場合）
現状、目標及び実績の出荷量（又は生産量）、価格（単価）
- ⑦ 労働生産性の10%以上の向上の場合
現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）、価格（単価）、労働時間
- ⑧ 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上の場合
現状、目標及び実績の面積、経営体数、利用経営体数又は利用面積

（収共－9）収益性向上対策の産地における「一定のまとまり」とは、どのようなものを想定しているのか。

（答）

例えば、次のようなつながりを持つ農業者等の集まりを想定しており、この集まりを「産地」とすることが可能である。

- 例1 共同で集出荷していること
例2 同一の（新たな）栽培技術体系に取り組んでいること
例3 同一の品種を栽培していること
例4 共通の出荷基準を有していること 等

（収共－10）成果目標を販売額増加とし、「野菜苗」で産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成する場合、産地の範囲はどのように考えればよいのか。

（答）

- 1 対象作物を種子種苗とする取組において、産地の考え方は、苗産地として取り組む場合と、苗供給先を産地として取り組む場合の2通りがある。
- 2 苗産地として取り組む場合は、基本（原則）は苗の生産面積であるが、苗産地は小規模であっても面積要件以上に農業者への供給が可能であり、かつ農業者への優良種苗等の供給により、広範囲に受益が及ぶ一方で、基本の考え方では事業に取り組めない実態を踏まえ、特例として苗の供給先面積でも可としている。
- 3 このため、種子種苗生産を行う場合については、次のいずれの場合も産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の作成が可能である。

- ① 苗産地として取り組む場合
 面積要件＝苗生産面積（施設の面積）
 成果目標＝苗の販売額
- ② 供給先を産地として取り組む場合
 面積要件＝供給先の面積
 成果目標＝供給先農業者の販売額

(収共－11) 1 農業者が複数の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に参加することは可能か。

(答)

1 農業者における取組は、基本的には1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の中に位置付けられるものであるが、例えば、1 農業者が複数の品目を生産している場合等にあっては、複数の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）（水稻、野菜など）に参加することはあり得ると考えられる。

(収共－12) 新規で施設を整備する場合、集出荷・加工コスト 10%以上削減は何と比較するか。

(答)

施設がなかった場合における農業者の出荷コスト等と比較することになる。

(収共－13) 目標達成率が80%に満たなかった産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を有する協議会であっても、新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の作成は可能か。

(答)

- 1 目標達成率が80%に満たなかった産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を有する協議会においては、当該産地と別の産地又は別の品目であれば、新たな作成は可能である。
- 2 ただし、
 - ① 都道府県、地方農政局等において一期計画の結果を公表すること
 - ② 各段階の評価に当たり、一期計画で未達成となった要因の分析等を行うこと
 - ③ 次期産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）について、地方農政局等を含む各段階で評価を踏まえた厳格な審査を行うこと

により、目標を達成できなかった産地が安易に新たな補助金を受給することを防止し、効率的で効果的な事業執行を行うこととしている。

(収共－14) 目標達成率が80%に満たなかった産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を有する協議会に対する農政局等の厳格な審査とはどのようなものか。

(答)

各段階の評価の実施に当たり、一期計画で未達成となった要因の分析等により今後の成果目標達成見込みの根拠等について、より厳格に審査するものとし、未達成となった要因が解消し、目標達成するまで参加は認めないものとする。

(収共－15) 成果目標の達成率が80%に満たなかった取組主体が作成する次年度以降の取組主体事業計画について、厳格な審査が行われるのはどのような場合か。(追加)

(答)

- 1 目標年度に取組目標達成率が80%に満たなかった取組主体が、同一の産地、かつ同一の品目での新たな産地パワーアップ計画に参加しようとする場合が該当（施設園芸エネルギー転換枠で新たに産地パワーアップ計画を作成する場合を除く。）し、該当する取組主体事業計画について、地方農政局等を含む各段階で厳格な審査等を行い、参加の可否を判断することとする。（別紙5参照）
- 2 なお、自然災害等により取組が困難となるような事態や社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合、地方農政局長等が開催する評価検討委員会において妥当と判断されれば、成果目標を変更（品目転換を含む）し、又は評価を終了することが可能である。（産地生産基盤パワーアップ事業実施要領別記3第16の4）

(収共－16) 取組主体事業計画に対する厳格な審査とはどのようなものか。(追加)

(答)

過去の取組主体事業計画で未達成となった要因の分析等を行い、新たな取組主体事業計画の成果目標達成見込みの根拠等が適切か、過去の未達要因に対する十分な対策を講じているか等について、地方農政局長等を含む各段階で審査するものとする。

(収共－17) 取組主体の成果目標について産地パワーアップ計画と同様に価格補正を行ってもよいか。(追加)

(答)

- 1 取組主体が新たな事業に取り組む必要がある場合には、過去の事業計画の評価年又は直近の改善状況の報告時点にさかのぼって、成果目標の価格補正を行うことができるものとする。ただし、価格補正により成果目標の達成率が80%以上となった場合でも、厳格な審査は必要である。
- 2 なお、過去にさかのぼり価格補正を行うことで新たな産地パワーアップ計画の参加が可能となった場合であっても、地方農政局長等が開催する検討会において、取組主体の成果目標を達成し、評価終了するまでは改善計画の提出は必要となる（令和3年度補正予算からの取組主体の事業計画においては価格補正を行うこととなる。）。

(収共-18) 過去に取組主体から複数の農家等に貸付を行い取組目標が未達成であった場合、貸付先の農家等は新たな産地パワーアップ計画へ参加できるのか。(追加)

(答)

貸付先の個人単位で成果目標達成状況の確認が可能であれば、目標達成している貸付先の参加を認める。一方、成果目標が未達成であれば、成果目標を達成することが確実なときのみ参加を認めることとする。

なお、いずれの場合も厳格な審査は必要である。

(収共-19) 別産地又は別品目の産地パワーアップ計画に参加する場合、厳格な審査の対象となるのか。(追加)

(答)

別産地又は別品目の産地パワーアップ計画に参加する場合には、厳格な審査の対象とはならないが、過去の取組主体事業計画の未達理由により、新たな取組主体事業計画の目標が未達成となることはないか、計画の妥当性については十分に確認を行う必要がある。

(収共-20) 施設整備等を支援する他の事業で成果目標が未達成の場合の取扱いはどのようになるか。(追加)

(答)

事業によって趣旨や目的が異なることから、他の事業での成果目標の達成状況は問わないこととする。

(収共-21) 自然災害等による成果目標の変更・評価終了は天候不順等でも認められるのか。

(答)

1 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の成果目標及び取組主体事業計画の取組目標が未達成の要因が、

- ① 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- ② 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合であり、自助努力のみでは改善が見込まれないものにあつては、成果目標の変更(品目の変更等を含む。)又は評価の終了をすることが可能である。

2 これは、大規模な災害等を想定したものであり、天候等の要因で目標未達成であっても、それが一時的なものであり、都道府県・農政局等で改善が可能と判断される場合には、引き続き改善措置を求めることとなる。

(収共-22) 成果目標の「集出荷・加工コストの10%以上の削減」は、どのような施設の整備に取り組む場合に設定できるのか。

(答)

共同利用施設である乾燥調製施設・穀類乾燥調製貯蔵施設・集出荷貯蔵施設・農産物処理加工施設の整備のみの取組については、集出荷・加工コストで目標設定が可能である。

(収共—23) 成果目標の「集出荷・加工コストの10%以上の削減」は、施設利用料でみてもいいのか。

(答)

- 1 集出荷・加工コストは、施設運営コストで比較する。
- 2 施設利用料での比較は不可である。

(収共—24) 需要減が見込まれる品種・品目から需要が見込まれる品種・品目への転換率100%の面積カウントは、産地全体の面積から新たに転換する面積で計算するのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）で定めた産地面積の100%を転換することをいう。
- 2 また、需要減少が見込まれる品種・品目は、あらかじめ都道府県事業実施方針に定めることになる。

(収共—25) 契約栽培の定義は何か。

(答)

- 1 生産者（生産・出荷段階）と実需者（販売段階）との間で取り交わす事前契約（は種前契約、収穫前契約、複数年契約等）である。
- 2 なお、農業者団体（農協等）は生産者側の主体であり、農業者と農業者団体（農協等）の契約は含まれないが、農業者、農業者団体（農協等）及び実需者（小売業者・外食事業者等）との3者契約は含まれる。

(収共—26) 成果目標の「労働生産性の10%以上の向上」における労働生産性はどのように算出するのか。

(答)

労働生産性の向上に関する成果目標は、「労働生産性＝販売額÷労働時間」により以下のとおり算出することとする。

- ① 販売額
成果目標を「販売額の増加」とする場合と同じものとする。
- ② 労働時間
削減の対象となる労働時間は、

- i 直接労働時間（経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会出席など）を除く、農産物の生産・販売のための投下労働時間をいう。以下同じ。）の全て
- ii 特定のまとまりを持つ労働時間であって、全体の過半を超える直接労働時間のいずれかとする。

③ 現状値

全ての受益農業者又は受益農業者数を母数として平方根で求めたサンプル以上を対象として、農業者の作業記録に基づく聞き取り、アンケート調査又は作業日誌等の提出等により算出することとする。

ただし、記録がない場合は、県の機関等が公表するデータの推計その他都道府県が定める方法によることも可能とする。

④ 目標値

現状値から 10%以上の向上する数値をデータ等に基づき算出・設定し、実績の把握は現状値と同一の方法（ただし、現状値で推計による方法を選択した場合は、実績の把握は作業日誌等の記録に基づき算出し、推計による現状値と比較・検証する。）により行う。

※ 鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の取組を行う場合の削減の対象とする労働時間は、当該施設における労務管理等の間接労働を除く、作業従事者の全労働時間とし、現状値及び実績値における労働時間については、労務日誌等により把握するものとする（目標値は現状値から 10%以上向上するよう設定する。）。

(収共-27) 「労働生産性の 10%以上の向上」の成果目標について、どのような効果が期待されているのか。

(答)

- 1 労働力不足が深刻である中、販売額の維持向上に努めつつ、労働時間を削減しようとする取組を支援することとしているものである。
- 2 例えば、生産コストの削減等の成果目標が設定しにくい産地においても、
 - ① トラクター等に GPS 自動操舵システムを導入し、労働時間を削減
 - ② 環境制御装置を導入し、ハウス内環境管理に係る労働時間を削減するとともに、品質向上により販売額を増加
 - ③ 集出荷貯蔵施設にロボットパレタイザーを導入し、施設を利用する農業者の待機時間や出役日数を削減などの取組が可能となり、その効果が生じることとなる。

(収共-28) 「労働生産性の 10%以上の向上」の成果目標について、施設整備を行う場合、どのように活用できるのか。

(答)

- 1 労働生産性の向上に関する成果目標は、販売額の維持向上に努めつつ、労働時間を削減しようとする取組を促進するため、「労働生産性＝販売額÷労働時間」で算出される労働生産

性が目標年度に10%以上向上するような取組を支援することとしているものである。

2 施設整備を行う場合、以下のような活用が可能である。

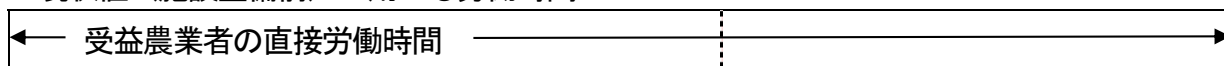
例1 農業者が農産物の出荷・調製を手選別選果している場合、集出荷施設を整備することにより、受益農業者が担う出荷・調製に係る労働時間を削減

例2 既存の集出荷施設に、ロボットパレタイザーを導入することにより、施設を利用する農業者の待機時間や出役日数を削減

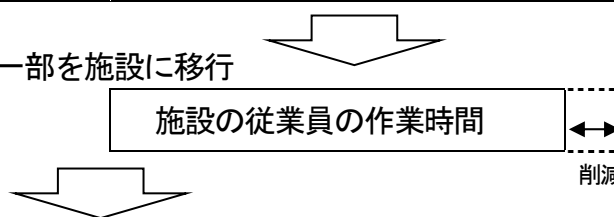
3 なお、施設整備を行う場合は、受益農業者が担う一連の作業工程に係る直接労働時間に、整備する施設における従業員の作業時間を加えた時間を用いて、労働生産性の算定を行うこととなる。

・新たに施設を整備する場合

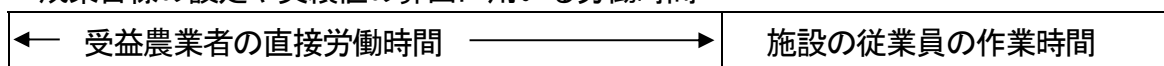
現状値（施設整備前）に用いる労働時間



受益農業者の直接労働の一部を施設に移行

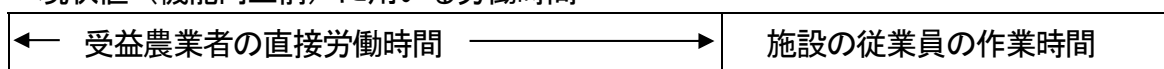


成果目標の設定や実績値の算出に用いる労働時間

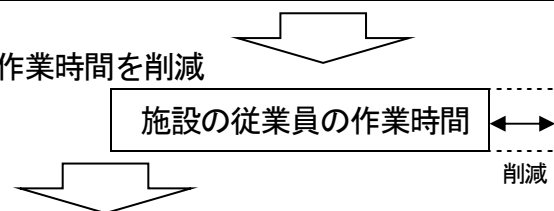


・既存施設の機能向上を行う場合

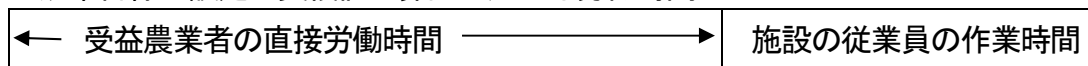
現状値（機能向上前）に用いる労働時間



機能向上により従業員の作業時間を削減



成果目標の設定や実績値の算出に用いる労働時間



(収共-29) これまで産地で生産したことのない新規作物の生産に取り組む場合、本事業の助成対象となり得るか。

(答)

1 都道府県事業実施方針に定める場合は、助成対象とすることも可能。

- 2 ただし、これまで産地で生産したことのない新規作物の生産は比較的リスクも高いことから、
- ① 新規作物の生産・出荷の実現可能性
 - ② 事業効果
- 等について十分検討するとともに、都道府県事業実施方針に推進・指導體制を明記し、効果的な事業実施に万全を期す必要がある。

(収共-30) 新規作物の生産に取り組む場合、成果目標で「販売額の10%以上の向上」を選択することは可能か。

(答)

- 1 可能である。
- 2 例えば、これまで生産していた作物の販売額と新規作物の販売額を比較して、目標年度において販売額が10%以上向上する見込みであれば、成果目標とすることができる。

(収共-31) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1 J Aの整備事業のみで作成することは可能か。

(答)

1 J Aの整備事業（共同利用施設）のみの取組で成果目標の達成が可能な場合には、そのような計画の作成も可能である。

(収共-32) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1つの農地所有適格法人で作成することは可能か。

(答)

- 1 産地生産基盤パワーアップ事業は、産地としての収益力強化に向けた取組を支援するものであり、基本的には、複数の農業者による取組を想定している。
- 2 ただし、地域協議会等が、A市a地区の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の達成に必要と判断する場合は、同計画に一つの農地所有適格法人の取組（取組主体事業計画）のみを位置付けることも可能である。
- 3 具体的には、ある中山間地域等で全ての農地を一つの農地所有適格法人が耕作している場合は、このようなケースに該当するものとする。

(収共-33) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1品種で作成することは可能か。

(答)

- 1 品目ごとの面積要件を満たしており、現状値及び目標値の算出など合理的な計画が作成で

きる場合は可能である。

- 2 例えば、水稻のコシヒカリのみ、施設野菜（いちご）のあまおうのみの計画とすることも可能。

（収共－34）実施要領別記3第4の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の基準に、「本事業を含む国庫補助事業実施の有無に関わらず、収益性の向上の取組が行われること」とあるが、これらの取組内容や目標の達成状況はどのように確認するのか。

（答）

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の目標は、
- ① 国庫補助による取組と、
 - ② 国庫補助によらない地域独自の取組
- があいまって達成されるものと考えており、こうした地域独自の取組（コスト削減に向けた利用集積の推進や高品質生産に向けた栽培マニュアルの作成等）についても産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に盛り込むことを求めているものである。
- 2 記載された取組について、個別に目標を設定することは求めないこととしており、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の達成状況を確認する際に必要に応じてこれらの目標の達成状況を確認することとしている。

（収共－35）産地生産基盤パワーアップ事業の助成額に上限はあるのか。

（答）

- 1 取組主体事業計画で1年度当たり20億円である。

（収共－36）産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）は複数年計画を可能としているが、最長何年までか。

（答）

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）については、最長3年間、取組主体事業計画については、最長2年間としている。

（収共－37）産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に1つの取組主体による複数の取組主体事業計画を位置付けることは可能か。

（答）

1つの取組主体が産地での取組を複数に分けて段階的に取り組むことがあり得ることから可能である。

（収共－38）目標年度が異なる取組について、1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置付けてもいいのか。（修正）

(答)

- 1 本事業の目標年度は、
 - ① 事業実施年度の翌々年度
 - ② 都道府県知事特認の場合は、上限5年以内において、品目の特性等を勘案して設定された目標年度
 - ③ 果樹の再植を伴う生産資材導入の取組の場合は、事業実施年度から10年後としているところである。

- 2 これらの取組を、1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）にまとめた場合、それぞれの取組の目標年度にズレがあるため、仮に「都道府県知事特認の場合の取組」や「果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組」の目標年度を、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の目標年度とすると、「事業実施年度の翌々年度が目標年度の取組」（以下「一般の取組」という。）や「都道府県知事特認の場合の取組」の評価を適正な時期に行うことができないなどの懸念がある。

- 3 このため、原則として、「一般の取組」と「都道府県知事特認の場合の取組」及び「果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組」は、別々に産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成することとする。

- (注) 1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に、「一般の取組」、「都道府県知事特認の場合の取組」及び「果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組」のうち2つ以上の取組を位置付ける場合は、以下のものを全て満たす場合に限る（この場合の目標年度は、「果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組」の目標年度（事業実施年度の10年後）とする。）。
- ① それぞれの取組が同一園地で行われること
 - ② それぞれの取組の事業効果の発現次期が同一となること

(収共-39) 実施要領別紙11のアの品目「露地野菜」及び「施設野菜」の留意事項欄の「都市近郊地域」は現市町村でみるのか、それとも旧市町村でみるのか。

(答)

- 1 「都市近郊地域」は、一般地域に比べて農地面積が少ないという実態を踏まえ、野菜の面積要件を大幅に緩和（（例）施設野菜：5ha→5,000平方メートル（0.5ha））しているところである。

- 2 面積要件緩和の趣旨を踏まえると、「都市近郊地域」は、実際に取組が行われる旧市町村単位でみることが適当と考える。

* - (参考) 農林統計に用いる地域区分の制定について（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計部長通知）（抜粋）

都市的地域

- 可住地に占めるD I D面積が5%以上で、人口密度500人以上又はD I D人口2万人以上の旧市区町村。

- 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村。
ただし、林野率80%以上のものは除く。

(収共-40) 産地の範囲が、農林統計に用いる地域区分における平地農業地域から中間農業地域及び都市的地域に跨がっている場合における「面積要件」の考え方について。

(答)

産地パワーアップ計画の産地面積に占める「中間農業地域」及び「山間農業地域」の割合が一定程度(過半)を超える等、合理的な説明が出来る場合に、中山間地域等の面積要件を準用するという運用も可能と考える。

(参考) 農林統計に用いる地域区分の制定について(旧市区町村別農業地域類型一覧表)
→ http://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html

(収共-41) 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)に新たな取組を追加する場合は、成果目標を上方修正する必要があるのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)に新たな取組を追加する場合は、
 - ① 成果目標のおおむね0.1%以上の上方修正
 - ② 成果目標の追加(注)
 - ③ 面積の拡大のいずれかにより、事業効果の更なる向上を図ることが必要となる。
- 2 例えば、「単位当たりの生産コストの10%以上の削減」及び「単位当たりの販売額の10%以上の増加」を設定している場合は、
 - ① 成果目標を維持し、産地面積を拡大すること
 - ② 成果目標を上方修正すること
 - ③ 産地面積の拡大を図る場合は、成果目標を下方修正しても、「単位当たりの生産コストの10%以上の削減」又は「単位当たりの販売額の10%以上の増加」を充足していることのいずれかに該当するときに、事業効果が高まるものと認められる。

(注) 当初計画(整備事業のみ)の成果目標を「集出荷・加工コストの10%以上の削減」とし、その後、産地の合意形成が整い次第、成果目標を「生産コストの10%以上の削減」とする基金事業(うち生産支援事業)を追加等

(収共-42) 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)に複数の成果目標を位置付けることは可能か。可能な場合、注意すべきことは何か。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の成果目標は、原則1つである。
- 2 必要に応じて、複数の成果目標を設定することも可能であるが、この場合、産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の目標年度の翌年度の事業評価において、全ての成果目標を

達成する必要がある。

(収共-43) 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の成果目標について、整備事業(共同利用施設)を「集出荷・加工コストの10%の削減」、基金事業(うち生産支援事業)を「生産コストの10%以上の削減」とすることは可能か。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)に、整備事業及び基金事業(うち生産支援事業)を同時に位置付け、コスト削減に取り組む場合は、集出荷・加工コストの削減は、生産コスト全体の削減に含めて評価することとしている。
- 2 なお、成果目標の達成状況の検証に当たっては、集出荷・加工コストについても生産コストの一部として併せて評価するものとする。

(収共-44) 整備事業(共同利用施設)のみの産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)を早急に策定し、その後、産地の合意形成が整い次第、基金事業(うち生産支援事業)を追加する予定である。

この場合、成果目標に、「集出荷・加工コストの10%以上の削減」のほか、新たに「生産コストの10%以上の削減」を設定することは可能か。

また、これをもって、成果目標の上方修正とすることは認められるのか。

(答)

- 1 新たに追加する取組が、既存の成果目標(集出荷・加工コストの10%以上の削減)になじまない場合は、新たに成果目標(生産コストの10%以上の削減)を設定し、産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の成果目標に併記する必要があると考える。
- 2 また、新たな取組を追加する場合は、更に事業効果が高まるのであれば、成果目標の追加をもって上方修正とみなすこととする。

(注) 「集出荷・加工コストの10%以上の削減」は整備事業(共同利用施設)に、「生産コストの10%以上の削減」は基金事業(うち生産支援事業)に適用するものとする。

(収共-45) 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の現状値について、例えば、新たに取組が追加(面積の増加、参加農家の増加等)された場合、現状値を見直す必要はないのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の現状値を固定したまま、毎年、新たな取組を追加していくと、成果目標の達成が容易になるという問題が発生する場合がある。
- 2 このため、産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)及び取組主体事業計画の現状値は、新たな取組を追加する場合等においては、必要に応じて見直すこととする。

(例) 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の成果目標が「販売額の10%以上の増加」(実務用Q&A別紙(注2)により「総販売額」で比較)であって、当初に比べ取組農家

数が増加する場合

(収共-46) 中山間地域等において、基金事業（うち生産支援事業）のみを実施する場合の、「5戸以上の農業者が参加、又は取組面積が1ha以上」の考え方がいかに。

(答)

中山間地域等において、基金事業（うち生産支援事業）のみを実施する場合は、

- ① 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の産地の面積（1ha以上）
 - ② 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置付けられた取組主体事業計画に取り組む農業者数（5戸以上）（注）
- のいずれかの要件を満たす必要がある。

（注）取組主体又は取組主体の構成農家のどちらでも可。

(収共-47) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の「所得額の10%以上の増加」は、どのような検証方法があるのか。

(答)

- 1 成果目標の達成状況の検証方法は、現状値と目標値の算出方法を一致させ、対外的に説明ができる方法とする必要がある。
- 2 なお、検証に必要なデータは以下のとおり。
現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）、価格（単価）、生産コスト

(例)

所得額 = 販売額 - 生産コスト（原則、雇用労働費を含む。常時雇用に係る費用は所得として評価するため、含めないことも可。）

（注）産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の「販売額増加」及び「生産コスト削減」の算出方法に基づき算出された数値で比較することも可。

(収共-48) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の実績の検証についてはどのように行えばよいのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の目標は、①国庫補助による取組と②国庫補助によらない地域独自の取組があいまって達成されると考えており、こうした地域独自の取組について産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に盛り込むことを求めている。
- 2 このことから、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の実績の検証については、
 - ① 産地の現状、課題・問題点
 - ② 施設・機械等の導入や産地の取組による効果、成果目標の達成状況
 - ③ 現状値より実績値が上回る又は下回る場合の具体的な要因
 - ④ 達成状況が低調な場合における具体的な指導内容

等、産地独自の取組や地域協議会及び取組主体への指導内容を含めた観点からの検証が必要となる。

(収共-49) 成果目標で「販売額の10%以上の増加」を選択する場合の評価における価格補正は、どのように行うのか。

(答)

成果目標で「販売額増加」を選択する場合の評価における価格補正については、次の考え方に基づき行うこととする。

補正後の販売額＝目標年度の実績の販売単価×補正係数×目標年度の実績の数量

$$\text{補正係数} = \frac{\text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価（※）}}{\text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価（※）}}$$

※ 地域（県又は国を含む）の販売単価については、地方卸売市場の取引価格や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等が活用可能である。

※ 予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないものとする。

(収共-50) 成果目標で「所得額の10%以上の増加」を選択する場合の評価における価格補正は、どのように行うのか。

(答)

成果目標で「所得額増加」を選択する場合の評価における価格補正については、次の考え方に基づき行うこととする。

補正後の所得額＝（目標年度の実績の販売単価×補正係数×目標年度の実績の数量）
－生産コスト

$$\text{補正係数} = \frac{\text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価（※）}}{\text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価（※）}}$$

※ 地域（県又は国を含む）の販売単価については、地方卸売市場の取引価格や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等が活用可能である。

※ 予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないものとする。

(収共-51) 特定の産地で全国シェアが大きい品目は、価格補正をしなくてもよいか。
(事業の取組の成果により販売単価が上昇したとしても、全国の販売単価についても産地の販売単価の上昇と併せて上昇するため。)

(答)

- ① 当該産地・品目の全国シェア（通年又は産地品目の出回り期間）が相当程度高いこと

- ② 当該産地・品目の販売単価上昇が、事業及び産地の取組の効果であること
- ③ 全国的な販売単価上昇が当該産地の販売単価上昇に起因することが明らかであること
- ④ 当該産地・品目の単収が平年単収と大きく変わらず、豊凶による販売単価の上昇でないこと

等、外的要因等による価格変動の影響度がわずかであることが対外的に説明できる場合には、必ずしも価格補正を行わなくてもよい。

(収共－52) 農産物輸出の成果目標で「新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上」としているが、「直近年」とはどの程度をいうのか。

(答)

農産物輸出の取組における「直近年」は、事業実施年度から過去5年以内を想定している。

(収共－53) 事業効果の早期発現を目指し、3年目を目標年度として6%を超える成果目標を設定した場合において、目標年度に成果目標を達成できない場合はどうするのか。

(答)

当該成果目標の設定は、通常の5年目から2年間を短縮して3年目に事業効果の早期発現を目指す場合にその3/5以上の効果を見込むものであることから、当該成果目標を達成できなかったときは、通常取組と同様に、5年後に目指すべき10%以上（3年目の成果目標に5/3を乗じたもの）の成果目標を達成するための改善措置を講じることとなる。

(収共－54) 産地において事業効果の早期発現を目指し、3年目に6%を超える成果目標を設定した場合であっても、翌年度以降の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に新たな取組を追加することができるか。

(答)

- 1 あくまでも産地における事業効果の早期発現を目指す取組であることから翌年度以降に新たな取組を追加する場合は、通常取組と同様に産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標を10%以上の水準に上方修正することが必要となる。
- 2 なお、既存の計画に位置付けられた取組と同一年度を実施する取組を追加する場合は、事業効果の早期発現が見込めるのであれば、（収共－37）に準じて、当該6%超の成果目標の上方修正等により事業効果の更なる向上を図ることで、新たな取組を追加することが可能となる。
- 3 また、当該成果目標が達成した（又は確実に達成することが見込まれることが明らか）場合は、新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成することができる。

【農業支援サービスの利用率に係る成果目標について】

(収共－55) 支援対象となる農業支援サービス事業の定義いかん。（追加）

(答)

- 1 支援対象とする農業支援サービス事業者としては、
 - ① 農業者の行う農作業を代行する「専門作業受注型」
 - ② 農業者が使用する農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する「機械設備供給型」
 - ③ 作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する「人材供給型」
 - ④ 農産物（生育途中のものを含む）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、農業者にそれに基づく情報・助言等を提供する「データ分析型」の4類型を想定している。

- 2 なお、上記4類型に当てはまらない農業支援サービス事業者についても、事業実施主体等から事前に農林水産省と協議して了承を得れば支援対象にできるとしており、具体的な協議は本省技術普及課で対応するものとする。

(収共-56) 「農業支援サービス事業育成対策」と「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」、「産地生産基盤パワーアップ事業」に支援内容等の違いはあるのか。(追加)

(答)

- ① 「農業支援サービス事業育成対策」は新規事業立ち上げ当初のニーズ調査や人材育成等のソフト支援、
- ② 「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」は県域をまたぐなどより広範な産地を対象とした取組を展開する事業者への機械等導入支援、
- ③ 「産地生産基盤パワーアップ事業」は特定産地と紐付いて取組を展開する事業者への機械等導入支援を想定している。

(収共-57) 「農業支援サービス事業育成対策」と「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」や「産地生産基盤パワーアップ事業」で事業間に関連はあるのか。(追加)

(答)

- 1 事業間に採択上の関連はなく、それぞれ個別に審査等を行う。

- 2 詳細は個別の審査基準等を参照いただきたい。

(収共-58) 農業支援サービス事業者として、民間事業者は支援の対象となるのか。大企業は対象外なのか。(追加)

(答)

「産地生産基盤パワーアップ事業」における農業支援サービス事業者については、成果目標の追加であり、現状の産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）のルールどおりである。

(収共-59) 産地及び農業支援サービス事業者の考え方いかん。農業者の組織する団体やJAの農業支援サービス活用部会などでも対象になるのか。(追加)

(答)

1 例えば、次のようなつながりを持つ農業者等の集まりを想定しており、農業者の組織する団体やJAの農業支援サービス活用部会なども対象となり得る。

例1 共同で集出荷すること

例2 同一の(新たな)栽培技術体系(農業支援サービスの活用含む)に取り組むこと

例3 同一の品種を栽培すること

例4 共通の出荷基準を有すること 等

2 ただし、

① 1農業者における取組は、基本的には1つの産地パワーアップ計画に位置付けられるため、既に産地パワーアップ計画に位置付けられている(位置付けられる予定の)農業者は含めることが出来ないこと

② 一部の農業者等のみで完結する共助(サービス利用に関する募集を掛けない取組等)は農業支援サービス体とはみなさないこと

③ 面積要件を達成する必要があること

等に留意が必要である。

(収共-60) 農業支援サービス事業者の利用割合の計算方法の考え方いかん。(追加)

(答)

産地において、導入する農業支援サービス事業を利用する経営体数又は面積の割合で計算する。

(収共-61) 複数のサービスを導入する際の計算方法の考え方いかん。(追加)

(答)

1 産地において、導入する農業支援サービス事業を利用する経営体数又は面積の割合で計算することとしており、複数のサービスを導入する場合は導入する全てのサービスの合計で計算する。

2 なお、利用割合の計算は、延べ数ではなく、1つ以上のサービスを導入した経営体数又は面積の割合とする。

(収共-62) ヘリ防除からドローン防除に切り替える場合の計算方法の考え方いかん。(追加)

(答)

1 ヘリ防除からドローン防除など、同様の作業を目的としたサービスの切り替えのみを持つ

ては増加とはみなさない。

2 一方で、例えば、ヘリ防除の経営体数（面積）をドローン防除に置き換え、かつ10%以上増加させる場合は対象となる。

（例；ヘリ 50%→ドローン 50%は不可。ヘリ 50%→ドローン 60%なら10%増かつ50%以上なので可）

（収共－63）センシング等を複数品目で取り組む場合の面積要件の考え方いかん。（追加）

（答）

1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の対象作物のうち、最も大きい面積の品目で判断する。

2 例えば、稲、麦及び大豆（豆類）について、平場で取り組む場合は、実面積で合わせて50ha（稲の面積要件）（注）をクリアできれば可とする。

（注）北海道の平場の場合は、合わせて60ha（麦の面積要件）をクリアすることになる。

（収共－64）既に産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置付けられている事業者が新たに他の品目や別のサービスを提供する場合の考え方いかん。（追加）

（答）

1 1農業者（事業者）における取組は、基本的には1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の中に位置付けられるものであることから、同一農業者（事業者）が含まれる場合は産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に新たな取組を追加することとなる。

2 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に新たな取組を追加する場合は、

① 成果目標のおおむね0.1%以上の上方修正

② 面積の拡大

等により、事業効果の更なる向上を図ることが必要となる。

3 なお、1農業者（事業者）が複数の品目に取り組む場合等にあっては、複数の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）（稲、露地野菜など）に参加することはあり得ると考えられることから、新たな品目で取り組む場合は、別計画の作成も可能である。

（収共－65）既存の産地パワーアップ事業計画との重複の考え方いかん。（追加）

（答）

複数品目の場合及び同一事業者が新たに他の品目や別のサービスを提供する場合には、（収共－64）に従い作成し、同一品目で重複が生じないようにする必要がある。

（産地パワーアップ計画を作成できない重複例）

例1 既にコスト削減を目標とする産地パワーアップ計画を作成している産地の中で、一部農業者が農業支援サービス事業を活用する組合を作り、農業支援サービス事業体の利用割合を目標とする新たな産地パワーアップ計画（同一品目）を作成する

→ 1農業者が同一品目で複数の計画に位置付けられるため「不可」。

例2 農業支援サービス事業体の利用割合を目標とする産地パワーアップ計画を農業支援サービス活用部会で作成したJAが、施設整備を行うため、より広域なJA組合員を産地とする新たな産地パワーアップ計画（同一品目）を作成する

→ 一部の組合員が同一品目で複数の計画に位置付けられるため「不可」。

(収共-66) 機械導入でなく施設整備の際の成果目標としても活用出来るのか。(追加)

(答)

施設整備を行うことは対象外ではないが、現時点では農業支援サービス事業の利用割合を増加させることと、施設整備を行うことに関係がある場合が想定されないため、施設整備に本目標を活用することは想定していない。

(収共-67) 農業支援サービスの一環として産地生産基盤パワーアップ事業で導入した機械を農業支援サービス事業体から生産者にレンタルする場合のレンタル料金の考え方がいかに。(追加)

(答)

- 1 補助事業により取得した農業機械をそのままレンタルする場合の賃借料は、取組主体の機械費負担+年間管理費が原則となる。
- 2 このとき、年間管理費の中に合理的な範囲で一定の利潤を含めることは可能。

(収共-68) 農業支援サービス事業体の利用割合についての産地の成果目標を立てる場合、当該産地で利用する農機シェアリング等のために農機をリース導入する農業支援サービス事業体は、産地の外部の事業体でもよいのか。(追加)

(答)

産地外の農業支援サービス事業体が対象外というわけではないが、

- ・大企業は原則対象外であること、
- ・目標を立てる産地でサービスを行うための機械等をリース導入・取得することが前提であり、当該産地での利用のみであること

に十分に留意する必要がある。

(収共-69) 産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の実施期間が経過した産地において、翌年に同一の産地で同一の品目に対して取組を行う場合、過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の事業評価を行う前であっても新たな産地パワーアップ計画の作成は可能か。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の実施期間を経過した産地については、これまでの成果に加え、さらに販売額10%以上向上等の成果目標を設定することで、新たに産地

パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成することは可能である。

- また、産地においては、収益力強化に向けた取組を絶え間なく行うことが重要であることから、過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の最終年度において既に目標達成率の8割以上を確保している場合など、目標年度に確実に目標達成が見込まれることが明らかかな場合、同計画の事業評価を行う前であっても、同一の産地、同一品目で新たに産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成することができるものとする。
- なお、この場合、同一の成果目標を掲げるときは、現状値を過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の目標値及び実績値の大きい方とする。

(例) 新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標：過去の計画と同一の販売額の10%増加

- 産地パワーアップ計画の最終年度における目標達成率が8割以上の場合

過去の計画（1期目）	新たな計画（2期目）
現状値：10,000	現状値：11,000
目標値：11,000	目標値：12,100
実績：10,800	

- 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の最終年度における実績が目標値を超えている場合

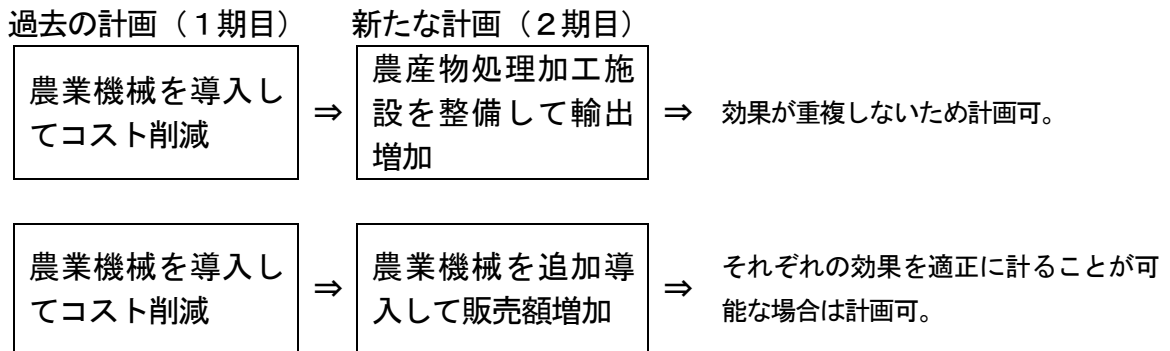
過去の計画（1期目）	新たな計画（2期目）
現状値：10,000	現状値：11,500
目標値：11,000	目標値：12,650
実績：11,500	

(収共-70) 過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）と成果目標が異なる場合、新たな計画はどの時点で作成できるのか。

(答)

- 過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）と成果目標が異なる場合であっても、過去の産地パワーアップ計画の最終年度において既に目標達成率の8割以上を確保している場合など、目標年度に確実に目標達成が見込まれることが明らかかな場合、同一産地で同一品目でも、事業評価を行う前に新たな計画を作成することは可能である。
- ただし、この場合、過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）については設定した成果目標の達成は必要となることから、新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の作成にあっては、過去の計画と新たな計画のどちらに属する効果であるかを適正に計ることが可能な成果目標を設定し、それぞれの事業効果の測定方法を明らかにするものとする。

(例)

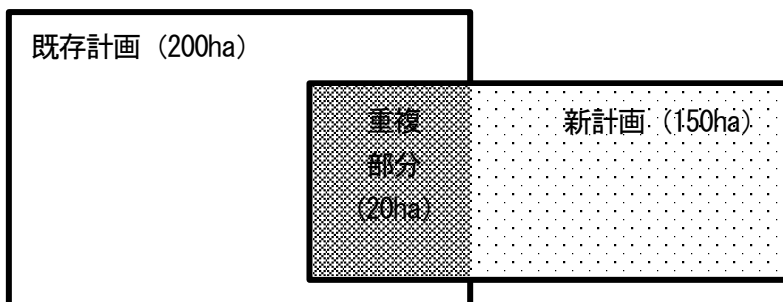


(収共-71) 新計画における「同一産地」の考え方いかん。(追加)

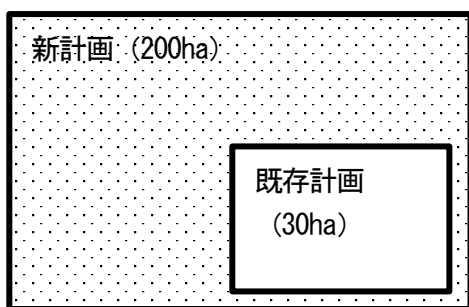
(答)

- 1 同一品目であっても、栽培面積が新計画と既存計画との受益面積の重複が一部に留まる場合は同一産地とみなさない。
- 2 具体的には、産地パワーアップ計画の実施期間が経過した産地において、
 - ① 新計画において既存計画との重複が一部（概ね2割を超えない範囲）に留まる場合、
 - ② 新計画（既存計画との重複部分）が既存計画の一部（概ね2割を超えない範囲）に留まる場合について、既存の産地パワーアップ計画とは別に新たに産地パワーアップ計画を作成することができるものとする。
- 3 ただし、新たな産地パワーアップ計画の作成にあっては、既存の計画と新計画のどちらに属する効果であるかを適正に図ることが可能な成果目標を設定し、それぞれの事業効果の測定方法を明らかにするものとする。

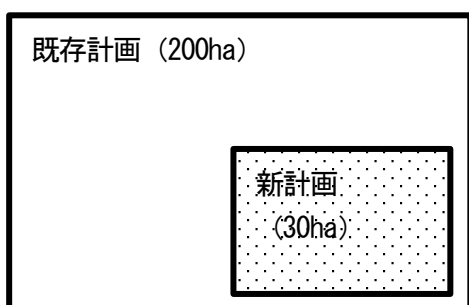
(例1) 既存計画と新計画の一部の面積が重複する場合
(重複部分の面積/新計画(既存計画)の面積 < 概ね2割)



(例2) 新計画の面積が既存計画より大きい場合
(既存計画の面積/新計画の面積 < 概ね2割)



(例3) 新計画の面積が既存計画より小さい場合
 (新計画の面積/既存計画の面積 < 概ね2割)



(収共-72) 事業評価前に同一成果目標で新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成した場合、以前の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の事業評価は行うのか。

(答)

- 1 事業評価前に新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成した場合であっても、事業評価年においては、以前の計画に係る事業評価は必要である。
- 2 この場合、可能な限り、新たな計画に属する効果を排除した上で、過去の計画に係る事業効果を測定するよう努めるものとする。
- 3 なお、新たな計画に属する効果を排除できない場合、過去の計画が目標を達成したか否かの判断については、新たな計画の事業評価をもって行うものとする。

【取組主体事業計画】

(収共-73) 取組主体事業計画における取組目標とは何か。

(答)

- 1 取組主体事業計画には、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の達成に必要な「取組目標」を設定することとしている。
- 2 取組主体事業計画は、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標（生産コストの10%以上の削減等）の達成に必要な取組として位置付けられるものであり、具体的な要

件については、都道府県ごとに都道府県事業実施方針に明記することになる。

(収共-74) 農業者が機械リースのほか施設整備に取り組むことも可能か。

(答)

- 1 可能である。
- 2 ただし、個人の農業者が施設整備を行う場合は、
 - ① 青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
 - ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていることを要件としている。

【事業内容】

(収共-75) 本事業の助成対象及び補助率いかん。(修正)

(答)

- 1 整備事業の助成対象施設及び補助率については、強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）の耕種作物共同利用施設整備と同じである。
- 2 基金事業（うち生産支援事業）の補助率については、
 - ① 農業機械等の導入及びリース導入支援については本体価格（消費税除く）の1/2以内
 - ② 生産資材等の導入支援については資材費の1/2以内
 - ③ 弾丸暗きよ、明きよの作業労賃（注）については1/2以内としている。
(注) 自家施工による費用分は補助対象外。
- 3 また、基金事業（うち生産支援事業）の助成対象については、
 - ① 農業機械等の導入及びリース導入支援については、農業専用機械等であって本体価格（消費税除く）が50万円以上のもの
 - ② 生産資材等の導入支援については、農業に用いる資材であって、複数年にわたってその効果が発現するもの（肥料、農薬及び原木等の消費財は除く）を助成対象とすることとしている。
- 4 基金事業（うち効果増進事業）の補助率については、
 - ① 計画策定等に必要な会議開催費用
 - ② 技術実証に必要な経費等について、定額（1/2相当）としている。

(収共-76) 整備事業を行う場合において、強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）と産地生産基盤パワーアップ事業（収益力向上対策）ではどのような違いがあるのか。また、すみ分けはあるのか。

(答)

- 1 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）は産地の大規模・中核的施設の整備を中心に活用されることを想定している。
- 2 一方、産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）は産地の多種多様な取組をソフト・ハード一体的に総合的に支援するものであり、非破壊検査器などの内部設備等の機動的な施設整備を中心に活用されることを想定している。

(収共-77) 内部設備を基金事業（うち生産支援事業）により農業機械導入又は農業機械リース導入として導入することは可能か。

(答)

- 1 簡易なビニールハウスの内部設備については、基金事業（うち生産支援事業）により農業機械導入又は農業機械リース導入として導入することは可能である。
- 2 低コスト耐候性ハウスや集出荷施設等の整備事業の対象施設の内部設備については、原則として、基金事業（うち生産支援事業）により農業機械導入又は農業機械リース導入として導入することはできないものとする。

(収共-78) 民間事業者も取組主体となることから、自社調達を行う場合の利益排除の考え方を明確にするべきではないか。

(答)

- 1 本事業は、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 食産第 5395 号、30 生産第 2220 号、30 政統第 2193 号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）を準用することとしている。
- 2 このため、以下の①から③までに掲げる場合には、それぞれ、当該①から③までに定める利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとしている。
ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む 2 者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要としている。
利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いて判断するものとする。
 - ① 取組主体の自社調達の場合
原価をもって交付対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
 - ② 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合
取引価格をもって交付対象額とする。
ただし、交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、交付対象としない。
 - ③ 取組主体の関係会社からの調達の場合
取引価格をもって交付対象経費に計上する。

ただし、交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、交付対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されることを要するものとする。

(収共-79) 農産物処理加工施設のうち、加工施設の補助対象基準において、「茶の加工施設を食品事業者が整備する場合」とあるが、食品事業者とはどのような者をいうのか。

(答)

茶の製品の製造又は製造小売を行う民間事業者をいう。

(収共-80) 国の支援と併せて、都道府県や市町村が支援を行うことは可能か。

(答)

可能である。なお、一定の要件を満たす場合には地方財政措置が講じられる。

(収共-81) 本事業における事業着手はどの時点になるのか。

(答)

- 1 施設整備においては、入札の公告など対外的に事業名を掲げて施工業者等を募集する時点を事業着手となる。(注)
- 2 他方、農業機械のリース等においては、契約された時点で着手となる。

(注) 取組主体は、自己の責任において、実施要領第 11 の交付決定前に一般競争入札等を行うことが可能。

この場合、取組主体は、

- ① 都道府県知事に対して交付決定前着工届（基金事業（生産支援事業及び効果増進事業）の場合は交付決定前着工届（様式自由））を提出（ただし、取組主体事業計画の承認後に限る。）するとともに、
- ② 交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。都道府県知事は、取組主体から交付決定前着工届の提出を受けた場合は、地方農政局等に写しを報告するものとする。

(収共-82) 内部設備としてフォークリフト等の整備は可能か。

(答)

専用機械であり、施設の運用に不可欠なもの（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフト）に限り、施設の種類に応じ整備事業、基金事業（うち生産支援事業）のいずれかで助成対象となり得る。（収共-58 も参照のこと。）

(収共－83) 面積要件は実面積か。それとも延べ面積か。

(答)

特に断りのない限り、実面積である。

(収共－84) ブロックローテーションの場合の面積要件は、どうなるのか。(修正)

(答)

産地パワーアップ計画の対象作物のうち、最も大きい面積でみる。

例えば、水稻、麦及び大豆(豆類)で取り組む場合は、実面積で50ha(水稻の面積要件)

(注)をクリアできれば可とする。

(注)北海道の場合は、60ha(麦の面積要件)をクリアすることになる。

(収共－85) 基金事業(うち生産支援事業)で導入又はリース導入する農業機械や購入する生産資材は、どのように管理すべきか。

(答)

都道府県事業実施方針等に基づき、適切に管理されるべきと考える。

(注)本事業は、産地としての収益力強化に向けた地域の意欲的な取組を支援するものであり、目標年度以降も、継続して取り組むことが期待されているところである。

【きのこ・山菜類の取組】

(収共－86) きのこ、山菜類を助成対象とした理由いかん。(修正)

(答)

- 1 きのこ、山菜類は、森林原野を起源とする生産物であるという理由から、これまで特用林産物として対象外としてきたところである。
- 2 しかしながら、最近では、農業者が複合経営の一環として他の農作物と複合的に経営を行い、肥培管理を行って栽培されるものもあり、農業者の経営に欠かせないものとなっていることから、今般、支援対象とすることとしたところである。
- 3 なお、都道府県において、予め、きのこ及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うこととしている。

(収共－87) きのこ、山菜類を対象とする場合は、どのような取組や施設が支援対象となるのか。(修正)

(答)

- 1 支援対象となる取組は、農業者等が、複合経営の一環として、
 - ① 他の作物と複合的に経営
 - ② かつ、肥培管理を行い栽培を行う場合としている。

- 2 また、1の場合に必要な性の高いものとして、支援対象施設は、
 - ① きのは、生産技術高度化施設
 - ② 山菜類は、生産技術高度化施設のほか、農産物処理加工施設、集出荷施設等を対象としている。

(収共-88) きのは対象施設を、生産技術高度化施設とする理由いかん。(修正)

(答)

- 1 「きのこ栽培」は、農業者等が複合経営の一環として他の農作物と複合的に経営を行い、肥培管理を行って栽培されるものもあり、農業者の経営に欠かせないものとなっている。

- 2 このような状況を踏まえ、農業者の複合経営を支援する観点から、生産関連施設として、生産技術高度化施設を支援対象としたところである。

(収共-89) 山菜類の対象施設を、生産技術高度化施設のほか、農産物処理加工施設、集出荷施設等とする理由いかん。(修正)

(答)

- 1 山菜類は、「野菜」として取り扱われ、
 - ① 出荷に当たっては水煮、缶詰、漬物等多様な処理工程が必要であること
 - ② また、これらの加工品の販売は農業者の安定した所得確保・産地の活性化に資すると考えられることから、農産物処理加工施設、集出荷施設等を支援対象としたところである。

- 2 一方、きのは、「その他地域特産物」として取り扱われ、加工品の主流が乾しいたけとなっている中で必要性の高い生産技術高度化施設を支援対象としたところである。

(収共-90) きのは、山菜類を対象とする場合、法人が、農業者に貸し出すことを目的として、施設を整備することは可能か。

(答)

- 1 貸し出し先農業者が、複合経営を行っている等の要件を満たす場合は可能である。

- 2 他方、法人が特用林産物を生産し、当該法人の従業員が自らの経営として水稻等を生産する場合は、当該法人及び従業員の経営は別々であることから、それぞれの取組は、複合経営に当たらないため、支援対象外である。

(参考) 「複合経営」の考え方

具体例	要件の可否	
法人Aが水稲と特用林産物を生産し、自ら販売	○	法人Aの経営は、水稲と特用林産物の複合経営に該当する。
法人Aが特用林産物のみを生産し、法人Aの従業員Bが自ら水稲経営を実施	×	法人A及び従業員Bの経営は別々であり、それぞれ複合経営に該当しない。
法人Aが特用林産物のみを生産し、自ら販売	×	法人Aは特用林産物の単一経営であり、複合経営には該当しない。

(収共-91) きのこと、山菜類の取組において、任意組織として、4戸が特用林産物、1戸が他の作物の生産に取り組む場合も支援対象となるのか。

(答)

- 任意組織(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体)として経理を行っている場合は、5戸は1つの経営となり複合経営に当たることから、支援対象となる。
- 他方、任意組織の5戸が個々に経理を行っている場合については、複合経営に当たらないため、支援対象外となる。

(収共-92) きのこと、山菜類の取組において、法人が取組主体となり、農家に貸し付けることを目的として施設を整備する場合、都道府県は、法人の貸付先農家が複合経営であることをいつまでに確認する必要があるのか。

(答)

都道府県は、産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の承認申請までに、複合経営農家であること(新規就農者の場合は、事業実施年度内に複合経営が行われることが確実に認められること)の確認を行うこととする。

(収共-93) これまで産地で生産したことのないきのこと、山菜類の生産に取り組む場合であっても、本事業の支援対象となるのか。

(答)

- 支援対象となる。
- ただし、これまで産地で生産したことのない全くの新規作物等の生産はリスクも高いことから、都道府県においても、
 - 新規作物の生産の実現可能性
 - 事業効果
 等について十分検討し、効果的な事業実施に万全を期す必要がある。

(収共-94) きのこ、山菜類の取組において、複合経営に占める「他の作物」の割合（販売量や販売額の割合）に、下限はあるのか。

(答)

複合経営に占める「他の作物」の割合は問わないが、「他の作物」は販売目的で生産されるものである必要がある。

(収共-95) 菌糸発生施設は支援対象となるのか。

(答)

菌類栽培施設又は菌床製造施設と一体的に整備する場合は、生産技術高度化施設として支援対象となる。

(収共-96) きのこ栽培施設の上限事業費として、「菌類栽培施設」と「菌床製造施設」があるが、「菌糸発生施設」は、どちらに該当するのか。

(答)

「菌糸発生施設」の上限事業費は、一体的に整備する「菌類栽培施設」又は「菌床製造施設」の上限事業費とする。

(収共-97) 特用林産物を助成対象としないのか。

(答)

- 1 特用林産物は、主として森林原野において生産されてきた産物で、一般用材を除く品目の総称であり、多種多様に及ぶところである。
- 2 本事業は、農業の国際競争力の強化を目的とする事業であり、特用林産物に位置付けられるきのこ、山菜類について、食用として栽培され一般的に流通しており、農業者が複合経営の一環として複合的に経営を行い、かつ肥培管理を行って栽培しているものであれば事業目的に沿うことから、助成対象としている。

(収共-98) 山菜類にはどのような品目があるのか。

(答)

山菜類に含まれるものは、たけのこ、わさび、わらび、ぜんまい、たらのめ、ふきのとう等がある。

(参考) 特用林産物生産統計調査

http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tokuyo_rinsan/

(注) 統計では、たけのこ、わさびは山菜には含まれないが、山菜類には含まれる。

(収共-99) きのこと、山菜類を対象とする場合の留意点は何か。

(答)

- 1 きのこと、山菜類は、森林原野を起源とする生産物であることから、林野部局の補助金等でも支援を行っているところである。
- 2 このため、予め、林野部局と農業部局で十分に調整を行っていただきたい。

(収共-100) 水わさびは支援対象となるのか。

(答)

水わさびは、山菜類に含まれ、実施要綱、要領等の要件に合致すれば、支援対象となる。

○ 整備事業

(令和4年3月22日更新)

(整備－1) 施設の単純更新は不可ということによいか。

(答)

- 1 施設の単純更新は不可である。
- 2 ただし、既存施設の再編合理化に取り組む場合は、強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）と同様の運用とする。

(整備－2) 農業者が取組主体となり得ることから、整備事業により施設整備を行う場合の営農継続性の担保は必須とすべきではないか。

(答)

個人の農業者が施設整備を行う場合は、

- ① 青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
- ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていることを要件としている。

(整備－3) 整備事業を行う場合、都道府県等の附帯事務費は助成対象となるのか。

(答)

整備事業を行う場合における都道府県等の附帯事務費の取扱いについては、強い農業づくり総合支援交付金と同様の運用とし、交付対象となる附帯事務費の額は、対象となる整備事業に要する総事業費に1%を乗じて得た額の1/2以内（「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」別記1別表5及び別表6参照。）となる。

(整備－4) 農業法人等が、過去にJAが整備したカントリーエレベーター等の受益地内で、産地生産基盤パワーアップ事業を活用して新たにライスセンターを整備することは可能か。（修正）

(答)

- 1 農業法人等が、JAによるカントリーエレベーター等の利用に関する意向調査等において、カントリーエレベーター等を利用しないこととしていた場合は、新たにライスセンターを整備することは可能である。
- 2 他方、農業法人等が、JAによる意向調査等において、カントリーエレベーター等を利用することとしていた場合は、受益が重複するため、原則として、新たにライスセンターを整備することはできないこととなる。
- 3 しかしながら、JAが整備したカントリーエレベーター等が長期間（10年間）を経過し、

都道府県として地域農業の活性化を図る上で必要な整備であると説明できる場合は、新たにライスセンターを整備することも可能とする。

- 4 ただし、いずれの場合においても、農業法人等とJAは、農業法人等がコントリーエレベーター等を有効利用することについて予め相談することとし、JAは農業法人等がコントリーエレベーター等を利用しやすくなるような条件（大口割引、サイロ貸出等）を検討することとする。

なお、農業法人等が新設するライスセンターの受益地が複数の既存ライスセンター等にまたがる場合、当該農業法人等は該当する全てのコントリーエレベーター等と同様の考え方で整理することとする。

- 5 また、JAは、コントリーエレベーター等の受益地内において、農業法人等が新たにライスセンターを整備することとなった場合においては、新たな利用者を募る等により稼働率が下がらないように努めるものとする。

(参考) 過去に整備したJAのコントリーエレベーター等の受益地内において、農業法人等が新たにライスセンターを整備する場合の考え方

	コントリーエレベーター等の整備後	
	10年未満	10年以上経過
農業法人等が、JAの意向調査等でコントリーエレベーター等を利用することとしていた場合	整備できない	整備できる（地域農業の活性化を図る上で必要な整備であると説明できる必要）
農業法人等が、JAの意向調査等でコントリーエレベーター等を利用することとしていなかった場合	整備できる	整備できる

(整備－５) 米について、乾燥調製施設等の施設や地域（中山間地域等）によって、交付率はどのように違うのか。（追加）

(答)

1 米の施設を整備する際の地域（中山間地域等）による交付率の違いは下表のとおり。

施設	整備内容	地域	
		平場	中山間地域等※
育苗施設		4/10	1/2
乾燥調製施設 (ライスセンター)	・建物 ・集排じん設備 ・処理加工施設 ・副産物処理加工施設 ・これらの附帯施設の整備、基礎工事	交付率1/3	交付率1/2
	上記以外	交付率1/2	
集出荷貯蔵施設	・建物 ・集排じん設備 ・これらの附帯施設の整備、基礎工事	交付率1/3	交付率1/2
	上記以外	交付率1/2	
その他施設 (乾燥調製貯蔵施設(カントリーエレベーター)、加工施設等)		交付率1/2	

※中山間地域等（別紙11のイに定める地域をいう。）が受益地区の過半を占める場合。

(整備－６) 整備事業の既存施設の改修はどのような場合に助成対象となるのか。

(答)

1 令和元年度補正予算から、既存施設を新用途へ仕向けるために内部設備の導入と一体的に行う既存施設の改修等（耐震化工事、内部設備の撤去、中古施設の取得を含む。）について助成対象としたところ。

2 その際、新用途へ仕向けるための内部設備の導入等と一体的に行うことに加え、

- ① 新設より中古施設の改修等の方が経済的に優位であること
- ② 施設の法定耐用年数（注）が10年以上であること等
- ③ 補助事業により取得した財産の改修等の場合は必要な財産処分を行うことが必要となる。

（注）残年数でなく、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める施設等ごとの耐用年数により判断する。

3 なお、事業の実施に当たり既存施設を活用する場合には、導入する設備が適切に効果を発揮しうよう、専門家の診断等を受けて必要に応じ耐震化工事等を行い、当該内部設備の法定耐用年数以上の期間、支障なく施設を使い続けられることを予め確認しておくことが必要

となる。

(整備－7) 飼料用米用の施設を整備することは可能か。(追加)

(答)

本事業を活用して飼料用米用の取扱いが主となる施設を整備することはできない。

※ 飼料用米については、「今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、その国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化することが早急に必要である。」としている本事業の趣旨に十分合致していない点を踏まえ、令和2年2月の実施要綱の改正で配分基準の成果目標から削除している。参考：強い農業づくり交付金については、従前どおり。

(整備－8) 複数の施設を、1つの取組主体計画で整備することは可能か。(追加)

(答)

一方の施設だけでは効果が得られないなど、複数の施設を一体的に整備する必要があると認められる場合に限り、1つの取組主体計画で整備することが可能。

(整備－9) 配分基準について、「共通メニュー」を選択する際の留意点は。(追加)

(答)

- 1 共通メニュー(類別160～162)については、2つの成果目標のうち1つまで選択することができる。
- 2 ただし、品目メニューで重複を禁止している類別(例えば「生産コスト縮減」と「労働時間の縮減」、「単位面積当たり収量増」と「単位面積当たり販売額増」等)と同様に、品目メニューの類別と実質的に同一の目標となる共通メニューを選択することはできない。

(整備－10) 農産物輸出に向けた体制整備の取組において、優先枠加算ポイントを加算することのできる取組主体事業計画の考え方いかん。(追加)

(答)

産地パワーアップ計画において農産物輸出に係る目標が掲げられており、原則として、この目標と整合性のとれた取組主体事業計画となっていることが必要である。

(整備－11) ポイント加算の対象となる重点品目の対象にはどのような品目が該当するのか。(修正)

(答)

- 1 高品質な我が国農産物を求める海外の需要や現時点で輸入品に賄われており今後の伸びが期待される国内需要に対応した国内生産を拡大するため、輸出拡大が有望な品目、輸入シェ

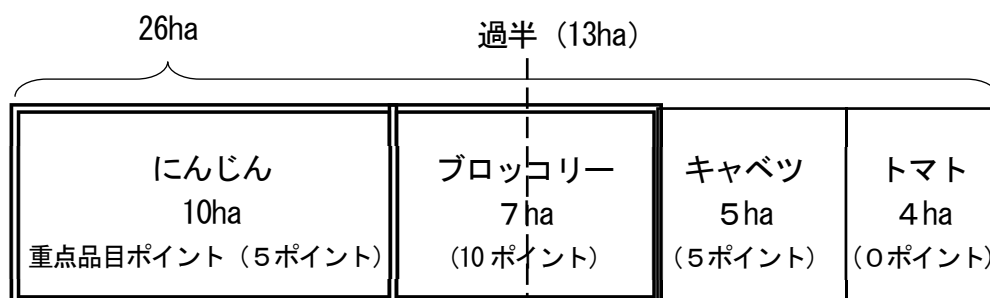
アの奪還が重要な品目について重点品目・準重点品目（下表）に設定し、収益性向上対策の採択に当たってポイントを加算して重点的に支援することとしている。

重点品目ポイント加算ポイントの内容		
ポイント	重点品目	準重点品目
	輸出の取組：10ポイント その他の取組：5ポイント	輸出の取組：5ポイント その他の取組：2.5ポイント
野菜	いちご、たまねぎ、えだまめ、メロン、かぼちゃ、ねぎ、ブロッコリー	にんにく、キャベツ、すいか、ごぼう、ほうれんそう、ながいも、にんじん
果樹	りんご、ぶどう、かんきつ類、もも、かき	キウイフルーツ、おうとう、くり、日本なし、うめ
花き	切り枝、スイートピー、トルコギキョウ、リンドウ、グロリオサ、ボタン・シャクヤク、ダリア、ラナンキュラス、宿根カスミソウ、クリスマスローズ、キク	カーネーション、イヌマキ、盆栽類、切り葉
畑作物・地域特産物	茶、かんしょ（でん粉原料用及びアルコール用を除く。）、ばれいしょ（生食用を除く。）	薬用作物、いぐさ
土地利用型作物	輸出用米	麦類（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、豆類（大豆、小豆、いんげん、落花生）

注：その他の品目であっても、「輸出事業計画」に認定された取組又は「輸出拡大戦略」に基づき輸出産地としてリスト化された産地の取組は5ポイント加算する。

2 なお、複数品目に係る計画にあつては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大のポイントを加算するものとする。

（例）対象品目がにんじん10ha、ブロッコリー7ha、キャベツ5ha、トマト4ha（合計26ha）の場合



過半を占めるにんじん・ブロッコリーのうち重点加算ポイントの高い「ブロッコリー」の10ポイントを加算。

(整備-12) どのような場合にポイントを加算できるのか。(追加)

(答)

ポイント加算の考え方については以下のとおり。

取り組む品目	輸出の取組	輸出実績がある	輸出の取組以外
重点品目	10点	10点	5点
準重点品目	5点	5点	2.5点

(整備-13) 重点品目加算ポイントにおける輸出の取組において、「目標年度までに輸出に取り組む計画を策定している」とは、いつまでにどのようなものを策定していれば対象となるのか。(追加)

(答)

輸出実績があるか、目標年度までの具体的な計画(定量的なもの。様式不問。)を策定していることが必要であり、事業要望の審査時に輸出計画については輸出される農産物等の種類や年度、輸出先国、取扱(予定)数量等、輸出実績についてはその実績がわかるものにより、その計画内容を確認するものとする。

(整備-14) 重点品目又は準重点品目以外の品目に取り組む場合、取組主体において重点品目又は準重点品目の輸出実績があれば、ポイント加算してもよいか。(追加)

(答)

ポイントを加算することはできない。重点品目又は準重点品目に取り組む場合に限ってポイントを加算することができる。

○ 基金事業

(令和4年3月22日更新)

【生産支援事業】

(基金－1) 農業機械等とは、どの程度のものまで助成対象となるのか。

(答)

- 1 本事業における農業機械等とは、それ単体（農業機械のアタッチメントを含む。）で機能を有するもので、かつ効果が複数年にわたり発揮される機械・器具であり、本体価格（消費税除く。）（希望小売価格）が50万円以上であることが必要である。
- 2 助成対象としない取組は、
 - ① 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組
 - ② 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
 - ③ 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
 - ④ 本体価格（消費税除く。）（希望小売価格）が50万円未満の機械（農業機械のアタッチメント含む。）の導入及びリース導入に対する助成としている。
- 3 都道府県ごとの具体的な助成対象機械は、都道府県事業実施方針に定めることとなる。

(基金－2) GPSの基地局設置は可能か。

(答)

50万円以上等の要件を満たすときは、農業用に活用する場合に導入又はリース導入することが可能。

(注) 設置のための鉄塔（柱を含む）、建物は助成対象外。

(基金－3) 農業機械の単純更新は不可ということによいか。

(答)

- 1 不可である。
- 2 助成対象とする取組は、産地の収益力強化に向けた農業機械の大型化や高度化を想定している。

(基金－4) 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入することは可能か。

(答)

- 1 可能である。この場合、貸付けを行う者は、実施要領別記3の別紙7のIの1の(5)のイに基づき、必要な手続を行うとともに、適正な賃借料を設定するものとする。
- 2 他方、農業機械リース導入の場合は、再リースとなることから不可である。

(基金－5) パイプハウスの施工費は助成対象となるのか。

(答)

パイプハウスに対する助成は資材費のみであり、施工費は対象外である。

(基金－6) 園芸施設の助成対象はどのようなものがあるのか。

(答)

1 例えば、

- ① 整備事業は、低コスト耐候性ハウス等の整備及び当該ハウスに必要な栽培装置の導入
- ② 基金事業(うち生産支援事業)は、
 - ア ビニールハウスへの機械・設備の導入及びリース導入(いちごの高設栽培システム、電照設備、ヒートポンプ等)
 - イ 資材費(パイプハウスのパイプや被覆資材等)等を助成対象とすることが可能である。

2 都道府県ごとの具体的な助成対象は、都道府県事業実施方針に定めることとなる。

(注) 施設園芸における「省エネ設備」の導入及びリース導入は、循環扇及びこれと一体的に導入する温度センサー及び制御装置を一式で助成対象とすることも可能。省エネ設備の導入に当たっては、施設園芸エネルギー転換枠の活用も検討いただきたい。

(基金－7) 資材費として、パイプハウスのパイプなどを助成対象としているが、どの程度のものまで助成対象となるのか。

(答)

- 1 本事業において、物(ハウス等)を作るための材料・部材であり、そのもの単体では機能しないもので、自力施工を前提とし、かつ施工することにより効果が複数年にわたり発揮されるものである場合は、資材費として助成対象とすることが可能である。
- 2 他方、鋼材やコンクリート等を使って専門の業者が組み立てを行わなければならないようなハウスなどは助成対象外である(低コスト耐候性ハウスは整備事業の助成対象)。

(注) 都道府県事業実施方針に、助成対象とするパイプハウスの規格・形式等を定めることも可能である。

(基金－8) 取組主体以外の者にハウス等を貸し付けることを目的として資材を導入することは可能か。(追加)

(答)

貸付けを行う者が実施要領の別紙7のⅡの(8)のSに準じて、必要な手続を行うとともに、適正な賃借料を設定するのであれば、可能である。

(基金－9) 本事業開始前に契約を行ったリース契約は助成対象となるか。

(答)

事業の開始(実施要領別記3の第11の交付決定又は実施要綱第4の2の(4)のAのただし書による交付決定前着工(着手)届の提出)前に契約を行ったリース契約は対象とならない。

(基金－10) 事業申請前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいか。

(答)

- 1 取組主体事業計画書の作成に当たっては、機械の利用面積等により能力・台数を決め仕様書に定めて、複数より求めた概算見積書にて最低価格であったメーカーや型番に決定しておく必要がある。
- 2 取組主体事業計画書の承認を受けた後、当該見積もりで選定したメーカー・型番を基に、リース事業者と契約を行うことになる。

(基金－11) 農業機械の導入助成の要件いかな。(修正)

(答)

- 1 農業機械の導入は、
 - ① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業機械等、又は、
 - ② 「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる技術体系に必要な農業機械等(当該地域において導入事例の無い農業機械等に限る。)の、公共性のある取組に限り、支援対象としている。
- 2 具体的には、機械等の導入助成の対象は、中心的経営体(受け手)が複数農家(出し手)から機械作業等を集約する取組を想定しているところ。

(基金－12) 農業機械のリース導入支援は、機械購入額に対する支援か、それともリース料に対する支援か。

(答)

農業機械のリース導入支援は、取組主体(農業者等)が農業機械をリースにより導入する

場合に、当該機械の貸付者（リース事業者）に対して、当該機械の取得に必要な費用の一部を支援するものである。

（基金－13）農業機械の導入助成を申請する場合、経営面積や作業受託面積は、どこまで拡大させる必要があるのか。

（答）

- 1 経営面積や作業受託面積の拡大の程度については、地域の状況により異なるものと考えており、一律の基準は定めていないところである。
- 2 農業機械導入が公共性のある取組かどうかについては、都道府県が判断することになる。

（基金－14）中古機械の導入助成の要件いかん。

（答）

- 1 法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上の農業機械等については、都道府県が必要と認める場合に限り支援対象にしている。
- 2 都道府県においては、中古機械の故障により事業中止とならないよう、都道府県事業実施方針に承認基準を設定するなど適切な運用に努めていただきたい。

（基金－15）農業機械等の導入助成の場合に、既存機械の処分益を補助対象経費から控除する必要はあるのか。

（答）

農業機械等の導入助成の場合については、「補助事業等における精算の取扱いについて（昭和57年10月26日付け農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、下取りが行われた場合又は既存の機械の処分益が発生した場合には、下取り価額又は処分益を補助対象経費から控除する必要がある。

（基金－16）中古農業機械等の導入及びリース導入の場合も、一般競争入札又は複数の業者による見積もり合わせは必要か。

（答）

必要である。

（基金－17）農業機械等の導入及びリース導入の留意事項として、動産総合保険等の加入を共通の要件としているが、どのようなものか。

（答）

民間の保険会社、農業共済組合及びJA等が取り扱っている動産総合保険等を想定している。

(参考)	<保険等名> 動産総合保険、自動車保険 農機具共済 自動車共済	<取扱者> 民間の保険会社 農業共済組合 JA共済 等
------	--	--------------------------------------

(注) 都道府県は、事業実施状況報告時等において、農業共済及び動産総合保険等に参加していることの確認が必要。

(基金-18) 取組主体事業計画（リース導入助成）の申請・承認後に、機械導入助成に変更することは可能か。

(答)

次の条件をクリアできる取組主体は、可能と考える。

- ① 国費相当額が計画変更前の金額を超えていないこと。
- ② 都道府県知事に、リース事業者が取組主体事業計画の取り下げの同意を得ている旨の書類を提出できること。

(基金-19) 動産総合保険の保険料は、支援対象となるのか。

(答)

保険料は支援対象外である。

(基金-20) 事業実施主体は、中古機械の適正性をどのように判断すべきか。

(答)

都道府県は、中古機械の適正性を確保するため、

- ① 法定耐用年数期間の残存年数（2年以上であることが必要であるが、走行距離等も踏まえ判断）
 - ② 価格の適正性（同型等の相場、動産総合保険の時価評価額又は農業機械等の価格等に関して専門的知見を有する者（注）の意見を聞いた上で判断）
- について、十分に検証するものとする。

(注) 中古農業機械査定士制度関係機関

全国農業協同組合連合会、一般社団法人日本農業機械化協会、全国農業機械商業協同組合連合会、都道府県中古農業機械査定士協議会

(基金-21) 基金事業（生産支援事業）で、機械や資材を購入する場合の助成金の支払いは、精算払いとなるのか。

(答)

- 1 販売店からの請求額を確認（入札関係書類、発注書、納品書及び請求書）した上で、精算

払いにより助成金を支払うことを基本とする。

2 また、概算払いを行う場合は、以下の全てを確認するものとする。

- ① 販売店に対する助成金の支払が、
 - a 本事業の助成金を入金する専用口座を開設（注1）
 - b aの専用口座に支払予定額のうち、助成金を除く差額分の残高があることを確認（概算払請求時の直近の口座の残高欄の写し等（注2）で確認）等により、適正かつ確実に行われると見込まれること
- ② 「機械又は資材の納品時の検収」及び「販売店からの請求書の記載内容から支払期限の確認（注3）」が行われていること

（注1）販売店への代金支払に支障を来たさない場合（口座から他の用途への「引き落とし」が無い場合等）は、この限りではない。

（注2）金融機関発行の借用証書、農業経営基盤強化準備金取崩額の証明書等の写しを含む。

（注3）取組主体の口座に入金後、速やかに販売店への支払が行われるよう「販売店への支払期限」も確認するものとする。

（基金-22）基金事業について、①入札残額、②実績額が概算払額を下回った部分の差額、は基金管理団体に返納するのか。（修正）

（答）

- 1 入札残額は、原則として執行する見込みがない額として予算枠の減額提示を行うこととなる。
- 2 また、実績額が概算払額を下回った部分の差額については、基金管理団体に返納することになる。

【効果増進事業】

（基金-23）計画策定経費の用途いかん。

（答）

- 1 計画策定に要する経費は、
 - ① 旅費（協議会構成団体に属する職員、外部専門家に対する旅費）
 - ② 報償費（講師謝礼等）
 - ③ 需用費（消耗品費、印刷製本費）
 - ④ 使用料賃借料（会場借上料等）としている。
- 2 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の策定を担う地域協議会等の構成員や外部専門家などに対する支援であり、農業者に対するお茶代等は助成対象外である。

（基金-24）基金事業（効果増進事業）の「技術実証」は、具体的にどのような取組に対する

助成を想定しているのか。

また、取組要件は、「生産コストの10%以上の削減」又は「販売額の10%以上の向上」に資する取組であれば可ということによいか。

(答)

- 1 産地の収益力強化に向けた取組であって、地域で初めて導入する機械の効果検証や活用マニュアルづくり等を想定している。
- 2 地域における「生産コストの10%以上の削減」又は「販売額の10%以上の向上」に向けた実証機械のリース導入等（注）に対する支援であり、基本的には、本事業の実施期間内における本格導入（基金事業（うち生産支援事業））を想定している。

（注）技術実証の取組は、機械レンタル（2年以内）を想定している。

（基金-25）基金事業（効果増進事業）は産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に含まれないということによいか。

(答)

そのとおりである。

基金事業のうち効果増進事業は、都道府県事業計画書に位置付けられるものである。

【その他】

（基金-26）基金事業で施設整備を行うことは可能か。（修正）

(答)

原則、整備事業による施設整備を優先的に行った上で、整備事業の予算額に不足が生じた場合等、国への協議・承認を得たものに限り施設整備を行うことが可能である。

○ 優先枠

(令和4年5月25日更新)

【優先枠 スマート農業推進枠】

(優先-1) スマート農業推進枠 (ICTやロボット技術等の先端技術導入) の考え方がいかに。
(修正)

(答)

- 1 生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するICTやロボット技術等を活用した取組を支援するため、優先枠を設けて積極的に支援することとしている。
- 2 具体的には、事業効果の発現が見込まれる
 - ① 農業機械の自動操舵システム
 - ② 農業用ドローン及びその他自動航行機能を有する農業用無人航空機
 - ③ 高度環境制御システム等の取組に対する支援を想定している。

(優先-2) スマート農業推進枠において、より高い成果目標 (15%以上) を設定する場合に支援できる関連費用はどのようなものか。

(答)

- 1 スマート農業推進枠において、より高い成果目標 (15%以上) を設定する場合は、1年間に限り、1取組主体当たり100万円を上限として成果目標の達成に寄与するソフト経費を定額助成することが可能。
- 2 具体的には、オペレーター養成費 (農業用ドローンの操縦技能講習会への出席費用等)、技術コンサルタント料、旅費、役務費 (データ分析にかかる費用等)、保険料等がスマート農業技術の円滑な導入・定着に必要な経費として助成対象となる。

【優先枠 施設園芸エネルギー転換枠】

(優先-3) 施設園芸エネルギー転換枠ではどのような取組が支援対象となるのか。(追加)

(答)

- 1 現状、施設園芸の導入加温設備の多くは重油ボイラーであり、燃油価格の影響を大きく受ける経営となっている。省エネ化と経営の安定化を図るため、加温設備を有する施設園芸産地を対象に、新たに「施設園芸エネルギー転換枠」を設けて、枠の範囲内で、ヒートポンプ等の省エネ機器及び内部設備のリース導入等を支援する。(既存の収益性向上対策でも省エネ機器の導入は可能であったが、施設園芸のエネルギー転換を主眼とした産地パワーアップ計画を策定できるものとして、R3補正で新たに当該枠を設けたところ。)
- 2 生産支援事業 (基金事業) は本来ならば設置費は支援対象外であるが、燃油価格高騰の状

況を踏まえ、エネルギー転換を早急に進め、農業者の負担軽減を図るため、特別枠に限って臨時的に省エネ機器等の設置費も支援対象とすることとした。ただし、整備事業で対象とならないパイプハウス等への省エネ機器等のリース導入等を支援対象としているため、この点は御留意いただきたい。（耐候性ハウス等への省エネ機器の導入は整備事業又は強い農業づくり総合支援交付金（通常枠又はみどり枠）を活用されたい。）

- 3 また、当該枠はエネルギー転換を推進する特別枠であるため、化石燃料を使用する加温設備（重油ボイラー等）を有さないハウスは支援対象外である（例えば、重油ボイラーのないパイプハウスに当該枠を利用してヒートポンプをリース導入する取組は支援対象とならない）。加えて、省エネ機器の単純な更新、内部設備のみの導入は支援対象外である。

（優先－４）既存の産地パワーアップ計画がある場合、どのように計画を立てればよいのか。（追加）

（答）

施設園芸エネルギー転換枠は、まさに施設園芸のエネルギー転換を図ることを目的とした枠であり、既存の計画と趣旨が異なることから、既存の産地パワーアップ計画と別に新たに産地パワーアップ計画を立てることができるものとする。

（優先－５）成果目標の考え方いかん。（追加）

（答）

- 1 成果目標として以下のいずれかの目標を設定することとしている。
 - ① 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大
 - ② 燃油使用量の15%以上の低減
- 2 具体的には、成果目標①は、産地における全体の加温栽培面積のうち、省エネ機器を導入した加温栽培面積を目標年度までに産地全体の50%以上とすることを指す。
- 3 成果目標②は、省エネ機器等の導入により、産地における燃油使用量（購入量）を目標年度までに15%以上低減することを指す。

※ 産地の取り方は産地パワーアップ事業（収益性向上対策）と同様に、一定のまとまりを持って農業生産が行われる農地のほか、同じ品目で広域的に連携する場合等も含まれるものとする。

（優先－６）施設園芸エネルギー転換枠の面積要件いかん。（追加）

（答）

産地の合計面積が産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の面積要件を満たすものとする。なお、品目横断的に産地を定義してエネルギー転換を図る場合には、産地の合計面積が、

面積要件の最も大きな品目の要件を満たすものとする。（例：施設花きと施設野菜とでまとめて産地を定義する場合、面積要件の大きな施設野菜（施設花き3ha以上、施設野菜5ha以上）の要件に合わせる事となるため、当該産地は5ha以上である必要がある）

（優先－7）支援対象となる省エネ機器や内部設備とはどういったものか。（追加）

（答）

- 1 省エネ機器については、原則として燃油や灯油等の化石燃料を使用しない加温機（ヒートポンプや木質バイオマスボイラー等）を指す。また、空気を温める加温機に限らず、例えば養液を温めるような加温機についても、産地パワーアップ計画や取組主体計画を立てられるならば対象となる。
- 2 内部設備については、循環扇や多段式サーモ、内張カーテン、保温性が高くその導入効果が継続して見込まれる高性能な被覆資材など、化石燃料の使用低減に資するハウスの内部設備を指す。なお、内部設備は省エネ機器を導入する場合に併せて導入できることとしており、内部設備のみを導入する場合は対象とならないので御留意頂きたい。

（優先－8）内部設備のみの導入は不可となっているが、既にヒートポンプを導入済みのハウスについても同様に、循環扇のみの導入は不可か。（追加）

（答）

当該枠では支援対象外である。

（優先－9）既に重油ボイラーとヒートポンプをハイブリッド利用していて、更にヒートポンプを増設するような取組は対象外か。（追加）

（答）

更に増設する場合も、産地パワーアップ計画や取組主体計画を立てられるならば、支援対象となる。

（優先－10）「施設園芸エネルギー転換枠」という名称であるが、ヒートポンプ等の省エネ機器を設置する際には、燃油ボイラーは撤去しなくてはならないのか。（追加）

（答）

燃油ボイラーを撤去する必要はなく、省エネ機器と燃油ボイラー等をハイブリッド利用しただけであれば問題ない。当該枠は、燃油等の化石燃料の使用量を削減していただくことを主眼とした事業である。

（優先－11）燃油の使用量についてどのように確認したらよいか。また、現状値についてはどのように決定すればよいか。（追加）

（答）

- 1 原則的に、期間中に購入した燃油量として把握することとする。ただし、厳密に燃油使用量を測定でき、燃油使用量に係る証拠書類を示すことができる場合にはこの限りでない。

- 2 現状値については、原則、事業実施前過去3年間の平均使用量とする。ただし、過去3年間の使用量を用意できない事情があれば、直近の使用量に替えていただいても構わない。

(優先-12) 当該枠は施設園芸等燃油価格高騰対策に確実に加入する者が助成対象となっているが、要望調査時点で加入していない者が確実に加入することの確認手段(確約書等の書類を提出する必要があるのか)や、対策に加入したかどうかの確認はどのようにしたらよいか。(追加)

(答)

- 1 事業申請時には、取組主体計画の様式(別記3)別記様式第3-5号(取組主体計画)において、「誓約・同意事項」の欄を作っているため、こちらにチェックを記入いただくことで、誓約・同意をされたものとして確認する。
- 2 また、対策に加入したかどうかについては、事業評価時に、取組主体が加入をしていたか御確認いただきたい。なお、事業実施年度から事業評価年度まで毎年度、当該対策に加入いただくことが必要である。

【優先枠 持続的畑作確立枠】

(優先-13) 持続的畑作確立枠はどのような取組が実施できるのか。(修正)

(答)

- 1 畑作地域において、難防除病害虫の発生や労働力不足等が地域の重要課題となる中、需要に応じた持続的な生産体系の確立を図るためには、地域の関係者が連携し、作付体系や機械作業体系等の抜本的な改革を早急に進めていく必要がある。
- 2 このため、より効果的な取組の推進に向けて、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業による支援に加え、産地自らが地域の営農戦略として定める産地パワーアップ計画(収益性向上対策)に基づく持続的な生産体系の確立に向けた取組を支援するため、新たに「持続的畑作確立枠」を設けて積極的に支援することとしている。
- 3 具体的には、近年需要が高まっているかんしょ、ばれいしょ、豆類等の生産基盤を強化するために必要となる農業機械等の導入(又はリース導入)について枠の範囲内で支援する。
- 4 なお、本枠としての採択に当たっては、畑作地域における持続的な生産体系の確立につながる成果目標を別途設定することが必要。

【優先枠 中山間地域】

(優先-14) 中山間地域の体制整備における優先枠の考え方いかん。(修正)

(答)

優先枠(中山間地域の体制整備)は、中山間地域所得確保計画(中山間地域所得向上計画)と連携する取組について、

- ① 面積要件の撤廃
- ② 上限事業費の通常比1.3倍
という措置を講じるものである。

○ 生産基盤強化対策 共通

(令和4年3月22日更新)

(生共－1) 生産基盤強化対策を実施する趣旨いかん。

(答)

生産基盤強化対策は、産地において、後継者不在のハウス、樹園地、農業機械の強化と次世代への円滑な継承を図りつつ産地の生産規模を維持し、生産基盤の強化を図ることを目的として、農業用ハウス、果樹園・茶園等の再整備、改修と継承ニーズのマッチング等について支援を行うとともに、全国的な土づくりの展開に対して支援することとしたものである。

【事業の実施体制】

(生共－2) 本対策における実施体制（地域協議会の定義、都道府県と地域協議会の役割）、助成金の支払いルート、支払いに当たっての都道府県等による確認などは収益性向上対策（従来の産地パワーアップ事業）と同じか。

(答)

収益性向上対策と同じである。

【都道府県事業実施方針等】

(生共－3) 都道府県事業実施方針は既存のものを改正して対応することでよいか。

(答)

既に収益性向上対策について都道府県事業実施方針を作成済みであれば、それに生産基盤強化対策を追加することで差し支えない。

【産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）及び都道府県事業計画】

(生共－4) 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）及び取組主体計画の成果目標について、目標はどのように設定する必要があるのか。

(答)

- 1 産地において定める目標については、「総販売額又は総作付面積の維持又は増加」であり、定量的に定める必要がある。
- 2 なお、達成率は、実績／目標で算出することとする。
- 3 取組目標については、設定した目標の基準時からそれぞれ「向上」、「増加」、「低減」させる必要がある。

(生共－５) 生産基盤強化対策における面積要件いかな。

(答)

- 1 品目ごとの面積要件は、原則、設けないこととしている。
- 2 ただし、別紙８「Ⅰ 基金事業」のうち「２ 果樹園・茶園等の再整備・改修」で果樹、茶及び永年性工芸作物（桑、ホップ及び和紙原料作物をいう。以下同じ。）（以下「果樹等」という。）の改植等を実施する場合には、実施面積は樹園地ごとの合計面積がおおむね2 a以上、「５ 生産技術の継承・普及に向けた取組」で果樹等の改植等を実施する場合には、実施面積が1箇所あたりおおむね2 a以上であるものとしている。

(生共－６) 対象品目に稲等の土地利用型作物は含まれるか。

(答)

対象品目は限定しておらず、生産基盤強化対策のうち、「３. 農業機械の再整備・改良」、「４. 生産装置の継承・強化に向けた取組」及び「５. 生産技術の継承・普及の取組」については土地利用型作物も対象になる。

【目標年度】

(生共－７) 果樹の技術実証の取組に係る目標年度のうち、事業実施年度の５年後となるのはどのような場合か。

(答)

新植や改植を伴う技術実証の取組の場合、目標年度は事業実施年度から５年後となる。一方、新植や改植を伴わない技術実証の取組の場合の目標年度は、通常どおり、事業実施年度の翌々年度である。

【生産基盤強化対策 事業内容】

(生共－８) 生産基盤強化対策の構成内容いかな。

(答)

- 1 生産基盤強化対策は、基金事業と整備事業で構成される。
- 2 基金事業については、以下の取組を支援する。
 - ① 農業用ハウスの再整備・改修（既存ハウスの補修、補強、改修等）
 - ② 果樹園・茶園等の再整備・改修（果樹等の改植等、作業道の導入・改良等）
 - ③ 農業機械の再整備・改良（農業用機械の導入、作業性・安全性の改良）
 - ④ 生産装置の継承・強化に向けた取組（再整備・改修した施設・樹体等の継承あっせん等）
 - ⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組（栽培管理等の技術実証、継承・普及のための研修等）

⑥ 全国的な土づくりの展開（堆肥を活用した土づくりの実証）

3 整備事業については、以下の取組を支援する。

- ① 後継者不在のハウスを継承する際に必要となる低コスト耐候性ハウスの再整備
- ② 栽培管理、労務管理等の技術実証に必要な低コスト耐候性ハウスの整備

（生共－9）ハウスや樹園地の再整備・改修は、継承の前に行わなければいけないのか、継承の後に行う場合も補助対象となるか。

（答）

1 農業用ハウスや樹園地の再整備・改修は、

- ① 原則として5年以内に新規就農者や担い手（認定農業者や農業法人等）に譲渡される計画があるもの
- ② 新規就農者や担い手が譲渡を受けた後、本格的な営農を開始していないものを対象としており、継承の前、継承の後のどちらも可である。

2 なお、②の「本格的な営農を開始していない」とは、例えば、継承したハウスの設備の老朽化・能力不足等、樹園地における樹体の老木化や果樹棚の老朽化などにより、計画している生産が行われていない場合等を想定している。

（生共－10）農業用ハウスや樹園地を再整備・改修した場合、取組目標を達成すべき者は誰になるのか。

（答）

- 1 目標年度の終了時点で、ハウスや樹園地を経営している者（受け皿組織を含む）が、取組目標を達成すべき者になる。
- 2 なお、ハウス等を再整備した者が目標年度終了時点で未継承の場合は、申請時に有している計画が実行されることを前提として、取組目標達成と判断するものとする。
- 3 ただし、事業実施から5年以内に継承することが前提となっているため、評価年度時点で未継承の場合には、継承が行われるまで毎年地域協議会等を通して、都道府県まで報告し、都道府県がフォローアップすることが求められる。

（生共－11）継承前に農業用ハウスや樹園地を再整備・改修した場合、いつまでに継承すればよいのか。また、継承できなかった場合はどうなるのか。（修正）

（答）

- 1 再整備・改修の完了から原則として5年以内に新規就農者又は担い手（農協等の受け皿組織を含む）に譲渡することが必要となる。
- 2 生産基盤強化対策は、新規就農者又は担い手（農協等の受け皿組織を含む）への農業用ハウスや樹体、樹体支持設備、被害防止設備等（以下「樹体等」という。）を譲渡し、これら

の者が譲渡を受けたハウスや樹体等を用いて営農を開始することを目的としているため、仮に継承できなかった場合は目的外使用に当たり、原則、国庫補助金の返還が必要となることに留意し、確実に継承されるよう計画を十分に検討いただき、事業の進捗管理に努めていただきたい。

(生共-12) 農業用ハウスや樹体等の継承の方法は譲渡か。リースも可能か。

(答)

- 1 譲渡に限定している。これは、リースについては、所有権を元の農家が持ち続けることになるため、本事業の目的（次代への継承）を達成する上で適当でないためである。なお、新規就農者の初期投資負担の軽減のため、契約上で分割による支払い等を行うことについては差し支えない。無償譲渡も可能である。
- 2 また、ハウスや樹体等を、
 - ・後継者不在の農業者からJAや農業公社に継承（譲渡）し、再整備・改修した上で新規就農者等に貸付又は譲渡する
 - ・後継者不在の農業者が再整備・改修した上でJAや農業公社に継承（譲渡）し、新規就農者等に貸付又は譲渡する取組は可とする。
- 3 この場合、賃借料の設定については、別記7のIの1（5）イ（オ）の規定に従うものとする。
- 4 なお、継承前の農業用ハウスの整備に国の補助金等を活用しており、かつ、処分制限期間が終了していない場合には、譲渡の前に別途財産処分承認手続が必要となる。

(生共-13) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改修の取組における継承とは、経営の継承か。

(答)

- 1 農業用ハウスや樹体等、生産装置の継承（ハウス、樹体等の譲渡）であり、経営全体の継承ではない。
- 2 なお、農業機械の再整備・改良の取組における継承については、作業受託を含めた生産機能の継承である。

(生共-14) ハウスや樹体等を譲渡する場合は、土地も譲渡する必要があるか。

(答)

土地については必ずしも譲渡する必要はないが、継承者が問題無く営農できるよう農地の利用権を設定する必要がある。

(生共-15) 所有している農業用ハウスや樹体等の一部を継承する場合でも対象か。

(答)

- 1 一部の農業用ハウスや樹体等を継承する場合でも対象とする。
- 2 なお、この場合に再整備・改修の対象となる農業用ハウスや樹体等は、所有しているものうち継承する部分のみであり、継承しない部分については、助成対象とはならない。(例えば、30aのハウスを所有しており、5aは自家消費用の野菜生産等に用い、残りの25aのみを継承する場合には、継承する当該25aのみ再整備・改修の対象となる。)

(生共-16) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡したことはどのようにして確認するのか。

(答)

譲渡された際の契約書、登記簿(農地の権利移動を伴う場合)等によって確認いただきたい。

(生共-17) 農業用ハウスや樹体等の継承後に本格的な営農を開始していないことはどのように確認するのか。

(答)

再整備や改修を行う農業用ハウスや樹体等が譲渡されたものであることは契約の書面等によって確認いただきたい。また、本格的な営農を開始していないことについては、継承した新規就農者や担い手の営農計画や地域協議会構成員による現地確認等から確認いただきたい。

(生共-18) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡する場合、譲渡額はどのように決めるのか。

(答)

- 1 本事業により再整備・改修した農業用ハウスや樹体等を譲渡する場合、その譲渡額は、改修前の当該ハウス・樹体等の残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額から、助成額を差し引いた金額以内とする。
- 2 樹体等を譲渡する場合で、当該樹体等の残存簿価又は時価評価額の算出が困難な場合は、助成額と地域の実情を勘案し、妥当な額を設定する。

(生共-19) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡する場合、財産処分手続は必要か。

(答)

- 1 生産基盤強化対策は、新規就農者又は担い手(農協等の受け皿組織を含む)への農業用ハウスや樹体等の譲渡を目的としていることから、本対策で再整備・改修した農業用ハウス等の譲渡自体は、補助金適正化法に基づく財産処分(補助対象財産を補助目的に反して譲渡す

ること)の定義に当たらないことから、財産処分手続は必要ない。

2 ただし、継承後の財産処分は通常と同様の手続が必要となる。

(生共-20) 整備事業で再整備したハウス等を新規就農者等に譲渡する場合、財産管理台帳は引き継ぐのか。また、事業実施報告等はどうするのか。

(答)

財産管理台帳は継承先に引き継ぐ。また、事業実施報告等も継承先が行う。

(生共-21) 親のハウスや樹体等を子に継承する場合は対象となるか。

(答)

本事業は、後継者不在のハウスや樹体等の生産基盤を新規就農者や担い手に継承することを目的としているため、原則として子への継承は対象とならない。ただし、

① 現在、子は農業以外に就職して農業に従事しておらず、本事業によるハウスや樹園地等の再整備・改修等を機に親とは別の経営として就農する場合(他地域や農外からのUターン)、

② 子は農業に従事しているが、親の経営とは別に独立した法人経営を行っていて、当該別法人に継承する場合、

等については、後継者不在の状態と同等と見なし、対象とする。

(注) ①、②については、在職証明書や確約書等により確認

(生共-22) 農業法人が所有するハウス等を従業員に継承する場合は対象となるか。

(答)

1 ハウス等を所有する農業法人が離農し、従業員が別法人を立ち上げて継承する場合等については、後継者不在の状態と同等とみなし、対象となる。

2 ハウス等を所有する農業法人が継続し、その代表が交代するのであれば継承とみなすことはできないため、対象とならない。

(生共-23) 民間企業に継承する場合は対象となるか。

(答)

民間企業が、事業実施要綱で定める取組主体要件に該当し、地域で担い手として判断される者であれば対象となる。

(生共-24) 営農組織に継承する場合は対象となるか。

(答)

継承先が営農組織の構成員に含まれず、地域で担い手と判断される営農組織であれば対象となる。

(生共-25) 水稲と野菜、水稲と果樹等の複合経営を実施している取組主体も、農業用ハウスや樹園地の再整備・改良の補助対象（継承先）となり得るのか。事業の対象品目の面積や販売額が占める割合の要件はあるのか。

(答)

産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）で設定する品目の範囲であれば、複数品目を営農している取組主体でも該当する品目については対象になり得る。この場合、事業の対象品目の面積や販売額の割合についての要件はない。

(生共-26) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」（又は同様の取組）を実施することを必須としているが、実施主体は同一でないといけないのか。

(答)

同一地域において「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」を行う際の実施主体は別でも対象となる。

(生共-27) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」（又は同様の取組）を実施することを必須としているが、「人・農地プランの実質化の取組」など既存の取組を行っている場合は要件を満たすのか。本対策の予算を使った取組でないと認められないか。

(答)

1 既に体制が整備されて継承の取組を実施しているなど、「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」の「産地における継承・強化体制」が構築されており、継承・強化の取組を既に実施している場合は、要件を満たしていると判断する。本対策の活用の有無は問わない。

2 この場合、既存の取組について、産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に記載することとする。

(生共-28) ライスセンターやカントリーエレベーター、集出荷施設は改修の対象となるか。

(答)

農業用ハウス、樹体等、農業機械を対象としているため、ライスセンターやカントリーエレベーター、集出荷施設は対象外。

(生共-29) 農地の改良は対象か。（天地返し等のほ場条件の改善等）

(答)

1 農業用ハウスの再整備・改修においては、農地の改良は対象外。

- 2 ただし、樹園地の再整備・改修のメニューにおいて、改植に伴う土づくり（深耕・整地費、土壌改良費等）は対象としている。

（生共－30）農業用ハウスを再整備・改修するに当たり、費用対効果分析は必要か。（修正）

（答）

- 1 基金事業において、パイプハウスを再整備・改修する場合、費用対効果分析の提出は不要。ただし、再整備・改修するパイプハウスの強度や作業性については、事業実施地区の気候や品目等を勘案し、円滑に継承する上で必要な程度のもを整備できることとしており、取組主体や都道府県において必要性等を整理しておくことが必要。
- 2 整備事業において、低コスト耐候性ハウスに再整備する場合は費用対効果分析で1.0以上であることが必要。

（生共－31）既存ハウスや樹体支持設備・被害防止設備等の撤去費用はどこまで補助対象となるか。（修正）

（答）

既存ハウスの再整備・改修を行う場合のハウス、又は、既存の樹体支持設備等の再整備・改修を行う場合の既存の設備等の解体、撤去及び移設に要する経費は、自力施工が困難な場合（生共－32 参照）に限り補助対象になる。

（生共－32）農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、施工に要する経費や撤去等に要する経費の条件となっている「自力施工が困難な場合」とは。

（答）

施工や撤去に当たり専門技術が必要な場合、取組主体が高齢などの身体上の問題により自力施工が不可能な場合等のやむを得ない事情を想定している。

○ 生産基盤強化対策 事業内容

(令和4年3月22日更新)

【基金事業①農業用ハウスの再整備・改修】

(生事－1) 対象となる農業用ハウスの種類いかな。

(答)

1 対象となる農業用ハウスは、既存のハウスであれば鉄骨、パイプハウスの別や被覆資材の別を問わない。

【鉄骨：低コスト耐候性ハウスの要件に合致しなければ鉄骨でも対象となり得る。】

2 なお、都道府県実施方針に助成対象とする規格・形式等を定めることも可能。

(生事－2) 耐用年数を経過した農業用ハウスも対象になるのか。

(答)

1 改修する農業用ハウスの残存耐用年数について特段の要件は設けないが、改修後、長期にわたって効用が発揮されるよう留意する。

2 再整備は、原則耐用年数を経過しているものに限る。

3 耐用年数を経過しておらず、かつ、別の補助事業で整備した農業用ハウスについて再整備・改修する場合には、整備した補助事業上の手続（補助金返還を含めた財産の処分等の承認手続）が必要となる。

(生事－3) 農業用ハウスの再整備とは何か。（修正）

(答)

農業用ハウスの建て直しを指す。なお、パイプハウス^注を建て直す場合については基金事業、低コスト耐候性ハウスを建て直す場合については整備事業で支援する。

(注) 対象のパイプハウスは収益性向上対策に準じて、都道府県事業実施方針に定めることとする。

(生事－4) 農業用ハウスの再整備・改修の支援内容いかな。

(答)

後継者不在のハウスを新規就農者や担い手（農協等の受け皿組織を含む。）に継承するため、又は営農を円滑に開始するために必要となる以下の経費を支援する。

① ハウスの再整備・改修

(ア) 既存のハウスの骨組みとなるパイプ等の交換・補修・補強及び被覆資材、内張フィル

ム等の交換・補修・追加の購入に要する経費

(イ) パイプハウスの再整備（建て直し）に必要な資材の購入に要する経費^注

(ウ) (ア)と(イ)の取組を行う場合の施工に要する経費（自力施工が困難な場合に限る）

(エ) (ア)と(イ)の取組を行う場合のパイプハウスの解体、撤去及び移設に要する経費
（自力施工が困難な場合に限る）

② 養液栽培装置、複合環境制御装置等の内部設備の導入及びリース導入

(注) 低コスト耐候性ハウスへの再整備（建て直し）については整備事業で対応

(生事－5) 再整備・改修によってハウス規模を拡大することは可能か。また、既存ハウスを再整備・改修するに当たって機能向上は可能か

(答)

1 ハウスの再整備・改修に対する助成は、既存ハウスと概ね同等のハウス面積の確保に必要なものに限ることとしている。

(例えば、10a×2棟あるものを20a×1棟とすることは可。)

2 再整備・改修するハウスの強度や作業性については、事業実施地区の気候や品目を勘案して、円滑に継承する上で必要な程度のものを整備できることとしており、機能向上を図ることも可。

(生事－6) 再整備・改修に当たってどのような内部設備を導入できるのか。トマトの農業用ハウスを改修してイチゴの高設栽培を行う場合、高設ベッド等も対象になるのか。

(答)

1 ハウスの内部設備については、再整備・改修後に作付けする品目等を勘案し、円滑に継承する上で必要なものを整備できることとしている。

2 トマトのハウスをイチゴの高設栽培のハウスに改修する場合は、例えば、養液栽培装置、立体栽培装置等の機械設備を導入又はリース導入することが可能。

(生事－7) 水稻の育苗用ハウスは対象になるか。

(答)

対象は園芸作物のような通年利用する農業用ハウスに限っており、水稻の育苗用に用いるような栽培の一部期間のみ利用するハウスは対象外。

(生事－8) 継承するハウスと併せて、継承の受け手側が元々所有している施設も一体的に再整備・改修することは可能か。

(答)

支援対象は、継承する既存の農業用ハウス、又は、既に継承され、これから本格的な営農を開始する農業用ハウスに限る。これら以外の、継承しない農業用ハウスや継承の受け手側

が元々所有している施設は対象外。

【基金事業②果樹園・茶園等の再整備・改修】

(生事－9) 既存樹園地の作業性の向上のための作業道の導入又は改良に伴う、果樹等の改植等に係る経費も補助対象となるか。

(答)

補助対象となる。

(生事－10) 果樹等の改植等とはどのような取組を指すのか。

(答)

果樹や茶の改植、茶の有機栽培への転換など、実施要領別記3の別紙8の別表4－1に掲げる取組を指す。

(生事－11) 果樹の同一品種改植を行う際の技術的要件いかな。

(答)

- 1 すでに改植を行う園地で導入されている又は年度内に導入する次のような技術を想定している。
 - ① 収量向上のほか、外観向上が期待される、病気に強い台木を使用する等の「苗木の変更」
 - ② 適切な防除が可能となるほか、日当たりも良くなり、着色や糖度の向上が期待される、防除機械が進入可能な植栽間隔とする等の「栽培方法の変更」
 - ③ 土層改良や排水性改善、根張りを良くすることにより、収量向上のほか、糖度向上等が期待される、天地返しや土壌改良資材の施用等の「栽培環境の改善」
 - ④ ①から③までの技術と同等の効果が見込まれる技術
- 2 なお、1のいずれの技術であっても、産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の目標達成につながる必要があるとともに、取組主体の事業計画に当該技術について記載することが必要となる。
- 3 また、これらの技術が導入される（ている）ことを示すことができるよう、写真や伝票等を用意しておく必要がある。

(生事－12) 果樹の改植の対象となる品種の選定はどのように行うのか。

(答)

- 1 都道府県において、要領に定める要件（留意事項）を満たす品種の中から、改植の対象としようとする品種を選定して、都道府県事業実施方針に記載し、産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）において、同方針に記載された品種の中から選定して記載することにな

る。

2 対象品種の要件である、競争力のある品種については、次のいずれかに当てはまる場合に該当することとなる。

- ① 現在、当該都道府県から輸出が行われている品種（品種名を示して輸出先で販売されているかは問わず、規格外品、無選別品が輸出されている場合を除く。）
- ② 当該都道府県で育成又は普及した品種であって、他の地域、他の品種と差別化され、品種名を示すなどしてブランド化がなされている品種
- ③ 当該品種の栽培面積について、全国シェアが一定割合以上（全国の栽培面積のおおむね5%以上）あり、かつ、当該都道府県において一定割合以上（当該品目全体の栽培面積のおおむね1割以上）を占める主要品種
- ④ ①から③までの品種と同等の競争力があると見込まれる品種

3 なお、対象品種の選定に当たっては、目標期間（10年後）後に成果目標が達成できると見込まれる品種であるかについても十分検討することが重要である。

（生事－13）樹体支持設備や被害防止設備等とはどのようなものを指すのか。（修正）

（答）

- 1 樹体支持設備は果樹棚や支柱、被害防止設備等は防風ネット、モノレールのレール等を指す。
- 2 なお、モノレール本体（動力車及び荷物台車）については「農業機械の再整備・改良の取組」により対応する。

（生事－14）樹園地における「再整備・改修」の支援内容いかん。（修正）

（答）

後継者不在の樹園地において樹体等を担い手（農協等の受け皿組織を含む。）に継承するため、又は営農を円滑に開始するために必要となる以下の経費を支援する。

- ① 既存樹園地の作業性の向上のための作業道の導入又は改良に要する資材費及び役務費
- ② 果樹等の改植等に要する経費
- ③ 樹体支持設備や被害防止設備等の導入、再整備又は改修に必要な資材の購入に要する経費
- ④ ③の取組を行う場合の施工に要する経費（自力施工が困難な場合に限る。）
- ⑤ 既存樹園地の設備の解体、撤去及び移設に要する経費（自力施工が困難な場合に限る）

（生事－15）樹体支持設備や被害防止設備等の再整備・改修をする際に、その規模を拡大することは可能か。また、樹体支持設備や被害防止設備等を再整備・改修するに当たって機能向上は可能か。（修正）

（答）

- 1 再整備・改修する樹園地内において樹体支持設備や被害防止設備等を再整備・改修する際にその規模を拡大することは可能である。
- 2 再整備・改修する樹体支持設備や被害防止設備等の機能性については、事業実施地区の気候や品目等を勘案して、円滑に継承する上で必要な程度のものを整備できることとしており、機能向上を図ることも可。

(生事-16) 樹体等を継承する樹園地と併せて、継承の受け手側が元から所有している樹園地も一体的に再整備・改修することは可能か。

(答)

支援対象は、樹体等を継承する既存の樹園地、又は、継承後に本格的な営農を開始していない樹園地に限る。これら以外の、樹体等を継承しない樹園地や、継承の受け手側が元々所有している樹園地は対象外。

(生事-17) 継承に伴う樹園地の再整備・改修を実施するに当たり果樹の品目転換を行う場合等であって、再整備・改修後に不要となる樹体支持設備や被害防止設備等の撤去に要する経費を支援対象とすることは可能か。(追加)

(答)

後継者不在の樹園地において樹体等を担い手に継承するため、又は営農を円滑に開始するために、樹体支持設備や被害防止設備等の撤去が必要と判断される場合は支援対象とすることができる。ただし、自力施工が困難な場合に限る。

(生事-18) 継承に伴う樹園地の再整備・改修を実施するに当たり果樹の品目転換を行う場合等であって、再整備・改修前にはなかった樹体支持設備や被害防止設備等を新たに設置することは可能か。(追加)

(答)

後継者不在の樹園地において樹体等を担い手に継承するため、又は営農を円滑に開始するために、樹体支持設備や被害防止設備等が必要と判断される場合は新たに設置することができる。この場合、樹体支持設備や被害防止設備等の資材の購入に要する経費及び、施工に要する経費(自力施工が困難な場合に限る。)を支援対象とすることができる。

【基金事業③農業機械の再整備・改良】

(生事-19) 農業機械の再整備・改良は、土地利用型作物も対象となるのか。

(答)

園芸作物を始め、土地利用型作物や工芸作物なども対象としている。

(生事-20) 収益性向上対策と生産基盤強化対策での機械の導入の違いは。

(答)

- 1 導入可能な機械の種類は同様であるが、導入目的が異なる。
- 2 具体的には、
 - ① 収益性向上対策は、産地として、作付面積の拡大や販売額の増加などの産地における収益力の向上に必要な農業機械の導入等を支援するものである。
 - ② 生産基盤強化対策は、次世代への円滑な継承を図りつつ生産基盤の維持に必要な農業機械の導入等を支援するものである。

(生事-21) 機械の単純更新(買い換え)は可能か。

(答)

一般的に、継承者の所有する既存機械の単純な買い換えは、後継者不在の農地等における生産機能を継承するために必要となる機械に当たるとは考えにくいことから、補助対象外としている。

(生事-22) 農業機械の改良に要する経費とはどのようなものか。(修正)

(答)

- 1 作業受託等により後継者不在の農地等における生産機能を継承するために必要となる農業機械の作業性や安全性等を向上させるための資材費や機械メーカーへの役務費を想定している。(自動操舵システムや安全フレーム等の取り付けなど)
- 2 なお、故障などの修繕費は対象としていない。

(生事-23) 担い手や農作業受託組織が再整備・改良を実施する場合、既存の作業面積と継承予定の面積が異なるが、補助対象となるのか。(追加)

(答)

再整備・改良を実施する機械は継承予定の作業に必要な能力のものに限るため、再整備・改良にて補助対象となる額は、「継承予定の作業面積 ÷ (既存の作業面積 + 継承予定の作業面積)」で按分した額とする。

(生事-24) 継承元が本事業により再整備・改良を実施した機械を、継承者へ譲渡する場合、その譲渡額はどのように算出すればよいか。(追加)

(答)

本事業により再整備・改良を実施した機械を継承者に継承する場合、その譲渡額は「当該農業機械の残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額 - 助成額」により算出するものとする。

(生事-25) 継承元が再整備・改良を実施する場合、継承元の機械をいつまでに譲渡すればよいか。(追加)

(答)

原則として、5年以内に継承者に譲渡を行う計画となっていることが必要。また、継承元が再整備・改良を実施した機械を継承者へ譲渡しなかった場合、原則、国庫補助金の返還が必要となる。

(生事-26) 継承元から譲渡を受ける既存機械が耐用年数を経過していない場合、再整備を行うことはできないのか。(追加)

(答)

既存機械を処分し新たに購入する場合、既存機械の耐用年数の経過は問わない。ただし、継承元から譲渡された既存機械を処分する場合は、既存機械の処分益を補助対象経費から控除する必要がある。

(生事-27) 継承元から既存機械の譲渡を受ける際に、既存機械の処分益が発生する場合、どのように取り扱えばよいか。(追加)

(答)

既存機械の処分益について、補助対象経費から控除する必要がある。

(生事-28) 農業機械の再整備・改良のいずれを実施するかについて、取組主体が任意に選択することができるのか。(追加)

(答)

農業機械の再整備は、既存機械(継承元の継承予定の機械、継承元から譲渡された機械、又は担い手若しくは農作業受託組織が所有する既存機械)を改良しても、継承予定面積の作業に必要な能力が不足する場合に限り可能とする。

【基金事業④生産装置の継承・強化に向けた取組】

(生事-29) 継承・強化に向けた取組とは何か。どのような取組が助成対象となるのか。

(答)

助成対象は以下のとおり。

①産地における継承・強化体制の構築

推進会議の開催、農業用ハウスや樹園地等の再整備・改修の検討等に係る経費

②生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング

農業機械等の生産装置に係る継承ニーズの調査・分析、空きハウス、園地リストの整備、新規就農者や担い手への広報用資料作成、セミナー開催、継承のあっせん手続

③生産装置の維持管理

再整備・改良したハウスや樹園地等を農協等の受け皿組織が継承後、新規就農者や担い手

に貸付を行うまでの間、良好な状態で維持管理するための経費

(生事-30) 継承・強化に向けた取組の事業範囲は、県域全体での取組は可能か。

(答)

地域協議会等の範囲に限らず、県域での取組も可能。

(生事-31) 事業費の上限はあるのか。

(答)

事業費の上限は定めていない。

(生事-32) 実施要領別記3の別紙8のIの4の(3)助成対象経費の「ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理」について、農業協同組合等の受け皿組織が継承したハウス・樹体等から収穫物が得られる場合、どのようにすればよいのか。

(答)

収穫物を販売する場合、「実施要領別記3の別紙8のIの4のウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理」に係る経費は補助対象外となる。

【基金事業⑤生産技術の継承・普及に向けた取組】

(生事-33) 生産技術の継承・普及の取組とは何か。どのような取組が助成対象となるのか。

(答)

助成対象は以下のとおり。

①栽培管理、労務管理等の技術実証（注）

会議の開催、実証技術の調査・分析、実証に直接必要な分析機器、農業機械の導入又はリース導入、ほ場の借り上げ、果樹等の改植等

②技術継承・普及のための研修等による人材育成

座学による研修や、ほ場における実地研修、農業用ハウスの自力施工等の技能取得に必要な実地研修（OJT研修含む）等の実施と研修効果の測定

取組主体の構成員が参加する外部の研修会等の受講費

③農業機械の安全取扱技術の向上支援

大型特殊免許やけん引免許取得のための研修会開催等

(注) 栽培管理、労務管理等の技術実証に必要な低コスト耐候性ハウスの整備については、整備事業で実施。

(生事-34) 研修施設の整備は対象か。

(答)

研修施設の整備については対象外。
(なお、栽培管理・労務管理等の技術実証に必要な低コスト耐候性ハウスの整備は可。その際は整備事業で実施。)

(生事-35) 研修対象者の年齢要件はあるのか。例えばシニア世代でも可か。

(答)

研修対象者の年齢制限は設けていないが、本対策の趣旨に鑑み、新規就農者や担い手の育成を目的とした研修とすることが必要。

○ 全国的な土づくりの展開

(令和4年8月19日更新)

(土-1) 本事業の目的いかな。

(答)

- 1 農業の生産基盤である地力の維持・増進には、堆肥等の有機物の施用による土づくりが不可欠だが、散布に労力がかかるなどといった理由から、堆肥の施用量減少による地力の低下が懸念される場所。
- 2 全国的な土づくりの展開に資する堆肥の施用による土づくりに取り組んでいない農業者等にあらためて堆肥の実証的な活用を支援することとした場所。

(土-2) 全国的な土づくりの展開に係る牛ふん堆肥及びペレット堆肥等を実証的に活用するとされているが、事業の対象となる堆肥の種類は何か。

(答)

- 1 実証に用いる堆肥の種類は、牛ふん堆肥、鶏ふん堆肥、豚ふん堆肥、馬ふん堆肥及びペレット堆肥（混合堆肥複合肥料及び指定複合肥料を含む。以下「堆肥等」という。）とする。
- 2 なお、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。）第4条に基づき混合堆肥複合肥料として登録がなされたもの又は第16条の2に基づき指定複合肥料として若しくは第22条に基づき特殊肥料として届出がなされたものであって、十分に腐熟された堆肥とする必要がある。

※ ペレット堆肥は、牛ふん堆肥、鶏ふん堆肥、豚ふん堆肥、馬ふん堆肥をペレット状に加工したもの又はこれらの堆肥を主な原料とした堆肥等をペレット状に加工したものとする。

(土-3) 指定複合肥料・混合堆肥複合肥料を事業対象とした理由いかな。

(答)

肥料法の改正を踏まえ、堆肥の散布に労力がかかるなどといった理由から堆肥の散布を行っていない農業者等が、指定複合肥料又は混合堆肥複合肥料を使用し、肥料と同時散布することでより省力的に土づくりに取り組んでいただくことを目的として、事業の対象とした。

(土-4) 事業対象となる混合堆肥複合肥料及び指定複合肥料はどのようなものか。

(答)

- 1 混合堆肥複合肥料については、家畜排せつ物由来の堆肥が混合されており事業の取組において従来堆肥と同等の地力の維持・増進効果が認められるものとする。

- 2 指定混合肥料については、家畜排せつ物由来の堆肥が過半以上含まれているもの又は家畜排せつ物由来の堆肥が混合若しくは配合されており本事業の取組において従来堆肥と同等の地力の維持・増進効果が認められるものとする。

(土－５) 混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料の事業対象となる「家畜排せつ物由来の堆肥が過半以上含まれているもの」及び「事業の取組において従来堆肥と同等の地力の維持・増進効果が認められるもの」とは、どのように確認するのか。(修正)

(答)

- 1 家畜排せつ物由来の堆肥が過半以上含まれているかどうかについては、使用する肥料の販売メーカー等へ製品中の家畜排せつ物由来の堆肥の含有量を確認することにより判断するものとする。
- 2 事業の取組における従来堆肥と同等の地力の維持・増進効果については、使用する肥料の販売メーカー等への確認により判断するものとする。不明の場合は、可給態窒素や腐植含量等の改善などの土づくり効果に関する従来堆肥との比較データを学会での発表資料や公的な試験などで公表しているものに限り対象とする。

(土－６) 1ほ場当たり複数回、堆肥等の施用を行うことは可能か。

(答)

上限事業費の範囲内で2年を上限に補助対象として差し支えない。

(土－７) 「実証的に活用する取組」とは何か。どのような取組が支援対象となるのか。(修正)

(答)

- 1 堆肥の施用による土づくり効果を確認するため、堆肥等の調達から施用に至る一連の取組と実証の前後の土壌分析等を支援することとしている。
- 2 また、ペレット堆肥については、これまでの堆肥と異なる施用方法や、施用効果が想定されることから、これらの取組に加え、作物への影響等を把握するための坪刈等の栽培実証の取組にかかる経費を支援することとしている。

(土－８) 「既に実施されている堆肥等の施用は対象としないものとする」とされているが、どのようなほ場が対象になるのか。

(答)

- 1 対象となるほ場は以下のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 慣行的に堆肥等の施用を行っていないほ場
 - (2) 堆肥等の施用を行っているが、地力の改善のため追加で堆肥等の施用が有効と認められるほ場

- 2 なお、耕種農家に対する取組であることから、畜産農家が自らの牧草地等に堆肥等を施用する取組については対象とはしていない。

(土-9) 本事業において実証的に活用する堆肥等は、「新たに耕種農家に提供可能なものであって、既に耕種農家へ供給されている堆肥等については対象としない」とされているが、堆肥等の補助対象範囲いかん。 (修正)

(答)

- 1 本事業にあわせて新たに生産された堆肥等であるか否かは問わず、既に流通している堆肥等も対象となる。また、これまでに実証ほ場で施用している堆肥等であっても、(土-8)の1(2)のとおり、地力の向上のため追加で堆肥等の施用が有効と認められる場合は、実証に必要な堆肥等については補助対象として構わない。
- 2 ただし、既に耕種農家へ供給されている(交付決定前に発注、購入又は納品されている)堆肥等については事業対象外となる。
- 3 また、既に耕種農家へ継続的に堆肥等が供給されており、その結果、地力等に問題が生じていない場合には事業対象外となる。

(土-10) 取組主体としてはどのような者を想定しているのか。畜産農家は取組主体になれるのか。 (修正)

(答)

- 1 取組主体については、実施要綱の別表2のIの2の生産基盤強化対策にあるとおり、
 - (1) 都道府県
 - (2) 市町村
 - (3) 公社
 - (4) 土地改良区
 - (5) 農業者
 - (6) 農業者の組織する団体
 - (7) 民間事業者
 - (8) 都道府県協議会
 - (9) 地域協議会が取組主体となれる。
- 2 なお、本事業においては、耕種作物に係る耕種農家による堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組を支援するものであることから、畜産農家等が単独で取組主体となることはできないが、取組主体が市町村や農業者の組織する団体となる場合において、取組主体の構成員として事業に関わることは可能。

(土-11) 定額(ただし、堆肥等を実証的に活用する面積に10a当たり30千円(ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10a当たり35千円)を乗じた額を都道府県への交付額の上限とし、都道府県は当該交付額の範囲内で取組内容に応じた単価を設定できるものと

する。)とされているが、補助事業に要した事業費が当該単価を下回っていても、一律に交付できるのか。

(答)

取組主体への交付額は、補助事業に要した事業費又は県が定めた単価に実証面積を乗じた額のいずれか低い方となる。

(土-12) 「堆肥等を実証的に活用する面積」とあるが、水田の場合には、水張り面積か。

(修正)

(答)

本事業において、国が都道府県への交付額の上限を算定する際に用いる面積は、堆肥等を実証的に活用する実面積とし、畦畔等は除くものとする。

(土-13) 「堆肥等を実証的に活用するほ場は、堆肥等の施用量の減少などによる地力低下で農作物の収量・品質の低下がみられるほ場であって、土壌分析及び作物体の分析結果に基づき選定する」ものとされているが、具体的にどのような項目の分析を行えばよいのか。(修正)

(答)

指標となる項目は、地目、土壌の種類、作物等によって異なることから、現地の実態に応じて設定する必要がある。各都道府県で設定されている土壌診断基準値等に加え、農作物の収量・品質について自治体や農業協同組合等が持つ地域の標準との比較等によって判断することとなる。

(土-14) 土壌及び作物体の分析は、実証ほの選定と堆肥等の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとされているが、

- ① どのような項目により確認すれば良いか。
- ② 実証前の分析は取組主体事業計画を策定する前に実施できるのか。
- ③ 実証前の分析の結果、取組を実施しない場合、実証前の分析費は補助対象となるのか。
- ④ 堆肥等を施用した年度の次の年度に実証後の分析を行う場合は補助対象となるのか。
- ⑤ ほ場毎に分析を実施しなければならないのか。
- ⑥ 年間に複数回、作付けする作物のほ場の場合、実証後の分析はいつにすれば良いのか。

(修正)

(答)

- ① 指標となる項目は、地目、土壌の種類、作物等によって異なることから、現地の実態に応じて、土壌の課題解決が確認できる項目を少なくとも1項目以上設定いただくこととなる。
- ② 取組主体事業計画を策定する前の実証前の分析については、補助対象にはならない。
- ③ 堆肥等の施用による土づくり効果の確認だけでなくほ場の選定のためにも、堆肥等の施用前に実証前の分析を行っていただく必要がある。このため、実証前の分析の結果、当該

ほ場における堆肥等の施用取組を実施しない場合であっても、実証前の分析の経費を補助対象とすることは差し支えない。

- ④ 実証事業の一連の取組について2年を上限に計画を策定することとしており、1、2年目に実証後の分析を行う場合は対象となる。一方、3年目以降に行う場合は事業評価までに自己負担で実施いただくこととなる。
- ⑤ 堆肥等の施用効果をほ場毎に確認するため、ほ場毎に土壌分析を実施する必要がある。ただし、取組主体計画書2(2)2において、同一品目のほ場面積が30ha以上の大規模な実証であり、かつ、同一品目のほ場数が30筆以上の場合は、栽培形態等の条件が類似する複数のほ場をまとめておおむね1ha当たり1カ所毎に分析をしても良い。また、同一品目のほ場であって、かつ、1筆当たりの面積が30aに満たない小規模なほ場が複数ある場合には、栽培形態等の条件が類似する複数のほ場をまとめておおむね30a当たり1カ所毎に分析しても良い。
- ⑥ 堆肥等の施用による土づくり効果の確認の観点からは、堆肥等の施用及び農作物の栽培を行った後に実施することが適当である。ただし、堆肥施用による土づくり効果が適切に比較できるのであれば、施用後の土壌分析のタイミングについては問わない。

(土-15) 土壌及び作物体の分析は、実証ほの選定と堆肥等の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとされているが、収量の低下等が資料により確認できる場合には、作物体の分析を行わなくて良いか。(修正)

(答)

- 1 対象となるほ場等の単収、秀品率又は等級比率を客観的に評価できる資料がある場合には、作物体の分析を行わなくて良い。例えば、対象となるほ場等の直近のデータを、過去のデータや条件が類似する近隣産地のデータと比較できる場合などが考えられる。
- 2 なお、単収等は地力以外に、天候等の要因にも大きく影響を受けるため、必ずしも実証直前のデータを参照する必要はなく、直近数年の平均値等を使用するなど、対外的に説明が可能な方法を選択することとしても構わない。

(土-16) 土-14の場合に、新規就農者や、水田への園芸作物の導入時など、作物の収量等を確認出来ない場合にはどのようにすれば良いのか。

(答)

これまでと異なる作物を導入するなど、現状をもって作物の収量への影響を判断できない場合には、地目や作物に適した土壌の性質に比べ、土壌分析により地力が低下していることを確認することで作物体の分析に代えることが可能。

(土-17) 輪作等により、数年に1回のサイクルで作付けをする品目の場合、作物体の分析はどのようにすれば良いのか。(新規)

(答)

- 1 対象作物に関して、対象となるほ場等の単収、秀品率又は等級比率を客観的に評価できる資料を用いることとする。

2 なお、単収等は地力以外に、天候等の要因にも大きく影響を受けるため、必ずしも実証直前のデータを参照する必要はなく、直近数年の平均値等を使用するなど、対外的に説明が可能な方法を選択することとしても構わない。

(土-18) 実施要領別記3別紙8のIの6(5)エ(イ)において、堆肥の施用に当たっては「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」を踏まえ適切に対応するものとあるが、本事業において堆肥の生物検定又は残留農薬分析を行うことは可能か。

(答)

当該通知の5に基づき、堆肥の原材料に関する情報を提供元に確認するとともに、提供元において生物検定又は残留農薬分析を実施している場合は、その結果の提供を求める等適切に対応すること。

その際、堆肥を施用する園芸作物等に生育障害の発生の可能性がないことを確認できない場合は、必要に応じて本事業により生物検定又は残留農薬分析を実施できるものとする。

(土-19) ペレット堆肥の利用拡大に向けた栽培実証は、実証ほの面積概ね1ha当たり1カ所で実施するものとされているが、どの程度の規模の実証を行えばよいのか。(修正)

(答)

1カ所当たりの実証の規模は問わないが、適宜、坪刈等により作物の生育や品質への影響を検証すること。

(土-20) 産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)の作成は、実施要領別記3別紙8のIの6(5)キにおいて、原則として都道府県協議会長が行うものとされているが、別記3第4の5(2)アに規定される産地の範囲はどのように設定すれば良いか。

(答)

別紙8のIの6(5)ウにおいて、堆肥等を実証的に活用するほ場の選定に当たり、地域及び作物への偏りが生じることのないよう留意するものとされていることを踏まえ、都道府県単位で産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)を作成することとしており、原則、都道府県全域の範囲で設定することとなる。ただし、都道府県内で地域や品目などで重点的に実証を行う場合には、当該地域や品目を産地の範囲とすることができるとする。その場合にあっては、当該地域毎や品目毎で目標を設定できるものとする。

(土-21) 取組主体の成果目標として、別記3第4の5(2)イにおいて⑥地力の向上を成果目標として設定できるものとされているが、どのような項目・数値を用いれば良いのか。

(答)

成果目標として設定する項目は、堆肥等の施用による土づくりを実施していないことに由来する地力の低下の状況を代表するものを設定するものとする。具体的な取組主体事業計画書の記載に当たっては、現状値は、計画段階では対象とする作物毎に指標となる項目について、例えば取組を実施する地域や近隣の地域の分析結果の平均値を、評価の段階では取組に

において分析した結果の平均値を用いることとする。また、目標値は、都道府県の土壌診断の基準値（土壌の化学性及び物理性等の項目）等を用いて地域の実態に応じて設定するものとする。

（土-22）産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）の地力の向上の成果目標に記載する現状値及び目標値は、どのような項目・数値を用いれば良いのか。

（答）

取組主体事業計画で設定した成果目標に記載した項目の現状値及び目標値を用いることとなる。

（土-23）実証後の土壌分析において成果目標を達成した場合、目標年度まで土壌分析を行う必要はあるか。（新規）

（答）

1 実証後の土壌分析において成果目標の達成を確認できた対象ほ場については、目標年度を待たずにその時点で目標達成とし、都道府県による指導の下引き続き土づくりに取り組むことを前提としてそれ以降土壌分析を行わなくても良い。なお、取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書には、報告時点までに成果目標を達成できた対象ほ場の割合を記載することとする。

例) 取組主体 A が 100 ほ場で事業を実施

（1）⇒事業実施年度

10 ほ場で目標達成 → 翌年度の実施状況報告に達成率 10%と記載。

達成したほ場は以降分析不要

（2）⇒事業実施翌年度

新たに 50 ほ場で目標達成 → 翌年度の実施状況報告に達成率 60%と記載。

達成したほ場は以降分析不要

（3）⇒事業実施翌々年度（目標年度）

新たに 15 ほ場で目標達成 → 翌年度の評価報告に達成率 75%と記載。

目標未達で評価とし、次年度以降、達成となるまで改善状況を報告。

2 なお、取組主体の成果目標の達成率が 80%未満の場合、実施要領別記 3 第 16 の 8 に基づき、次年度以降に同一主体が作成する計画は厳格な審査を行う必要がある。

（土-24）取組主体の実績が成果目標に達しなかった場合、成果目標を達成するまで堆肥等の施用による土づくりを自ら実施しなければならないのか。

（答）

成果目標に達しなかった場合には、当該目標が達成されるまでの間、都道府県知事の改善指導に基づき、改善の取組を行っていただき、その結果を改善状況として報告することとな

る。このため、成果目標に達しなかった取組主体では、必要に応じて堆肥等の施用による土づくりを行うこととなるが、成果目標に達した取組主体についても、土壌中の有機物は分解等によって減耗することから、堆肥等の施用による土づくりは継続して取り組むことが望ましい。

(土-25) 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）に新たな取組を追加することは可能か。

(答)

追加を行う取組が既存の取組主体事業計画で行った取組と異なる取組である場合（品種・品目や栽培方法が異なる、取組地域が異なっており地質が異なる等）には可能である。なお、新たな取組の追加に当たっては、取組主体において新たに地力の向上の目標設定を行っていただくとともに、産地において、成果目標の追加等の上方修正が必要となる。

(例)

- (1) 産地の面積の拡大
- (2) 産地の面積目標の上方修正
- (3) 産地の成果目標の追加（総作付面積又は販売額の目標の追加）
- (4) （転作・輪作作物の面積の維持を目指す場合）産地の転作・輪作作物の面積目標の追加

○ 事務手続

(令和4年3月22日更新)

(事務－1) 事業の活用を希望する場合、どこに相談すればいいのか。

(答)

- 1 都道府県に相談いただきたい。
- 2 また、実際に事業を活用する場合は、産地パワーアップ計画に位置付けられる必要があるため、その策定主体である地域協議会等に相談いただきたい。

(事務－2) 取組主体への助成金の支払いは精算払いか。

(答)

- 1 原則、精算払いである。
- 2 ただし、都道府県知事が、事業の執行上、特に必要と判断する場合は概算払いを可能としている。

(事務－3) 交付対象事業の公表は、都道府県ごとにホームページ等を通じて行うということでしょうか。

(答)

強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）に準じ、都道府県のホームページへの掲載等により行うこととする。

(事務－4) 消費税は助成対象となるのか。

(答)

消費税は、

- ① 消費税の課税事業者
 - ② 農業者の組織する団体のうち、任意組織の構成員である農業者が課税事業者
- は、助成対象外となる。

(注) 原則、事業計画書等の事業費には、基金事業（うち生産支援事業）の「農業機械等の導入及びリース導入」を除き、消費税を含めるものとする。

(事務－5) 他の国の補助事業に取り組んだ又は現在取り組んでいる地域や生産者が、本事業を活用する際の留意点いかん。

(答)

- 1 他国の補助事業で補助対象とした取組及び補助対象としている取組に対して、二重に補助することはできない。
- 2 そのため、取組の設定に当たっては、各補助事業の目的、補助対象を明確にしておくよう留意する。

(例) 他の補助事業で支援を受けて、農業機械等の導入及びリース導入した機械に対する助成等。

(事務－6) 想定している補助金返還の例はどのようなものか。

(答)

事業趣旨に反することが明確な場合に返還を求める考えである。

(例)

- ① 施設整備等に当たって、一般競争入札等を行わず、恣意的に1者と契約し、見返りにバックマージンを得ていた。
- ② 取組主体が施設等を処分制限期間内に常時目的外使用していた。
- ③ 取組主体が機械や資材等事業で取得したもの全部もしくは一部を転売し利益を得ていた。
- ④ 取組主体が取組主体事業計画と反する行為を意図的に行う等、事業計画の実施体制が実質的に破綻してしまった。

(事務－7) 実施要領別記3の第10の5の(4)の、都道府県知事が都道府県事業計画の取組内容等を変更することができる範囲はどこまでを指すのか。

(答)

- 1 実施要領別記3の第10の5の(4)のイの地方農政局長等の変更承認が必要となる事業内容の変更は、産地パワーアップ計画又は取組主体事業計画の新設、変更又は廃止の場合とする。
- 2 また、同要領別記3の第10の5の(4)のウの取組主体事業計画の変更は、
 - ① 事業の中止又は廃止
 - ② 取組主体の変更(整備事業に限る)
 - ③ 取組主体における事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増、若しくは事業費又は国庫補助金の30%を超える減(整備事業に限る)とする。
- 3 他方、地方農政局長等の変更承認を必要としない取組内容の変更は、1及び2以外の変更であり、実質的な取組内容に変更がないものとする。

(事務－8) 本事業における交付決定とは何か。

(答)

- 1 都道府県知事は、都道府県事業計画を地方農政局長等に提出し承認を受ける。
- 2 基金事業にあつては、都道府県知事は、基金管理団体に対して都道府県助成金交付申請書を提出し、交付決定の通知を受けることになる。
- 3 なお、基金管理団体が行う交付決定は、予算の範囲内で毎年度行うこととなる。
- 4 国の間接補助事業により行う整備事業にあつては、都道府県知事は地方農政局長等に補助金交付申請書を提出し、交付決定の通知を受けることとなる。
- 5 なお、地方農政局長等が行う交付決定は、予算の範囲内で行うこととなる。

(事務－9) 例えば、初年度に計画承認された産地パワーアップ計画（複数年計画）（初年度：1億円、2年目：1億円）があるとした場合、交付決定はまとめて行うのか。それとも、毎年度行うのか。

(答)

- 1 原則、毎年度の予算の範囲内で都道府県事業計画（複数年分の産地パワーアップ計画を含む。）を承認することになる。
- 2 また、実施要領別記3の第11の交付決定は予算の範囲内で毎年度（初年度：1億円、2年目：1億円）行うこととなる。
- 3 なお、国の間接補助事業により行う整備事業にあつては、地方農政局長等が予算の範囲内で交付決定を行うこととなる。

(事務－10) 例えば、初年度に計画承認した産地パワーアップ計画（事業実施年度：初年度）に、2年目に新たに取組主体事業計画を追加する場合は、追加する部分のみ承認を受けることになるのか。

(答)

- 1 地方農政局長等は、初年度に計画承認した都道府県事業計画に追加分を加えた都道府県事業計画を2年目に再承認する。
- 2 再承認した都道府県事業計画について、追加された取組主体事業計画分の額を、2年目に新たに交付決定を受けることとなる。

(事務－11) 産地パワーアップ計画の実施期間3年のうち、初年度に取組がなく、2年目以降の取組が位置付けられている場合について、承認することは可能か。

(答)

- 1 基金事業に限り、計画承認年度に事業実施がない場合においても、計画を承認することは可能である。
- 2 交付決定は、実施要領別記3の第11の予算の範囲内で事業実施年度に行うこととなる。

(事務-12) 都道府県の段階では基金ではないことから、繰越手続が必要となるのか。

(答)

都道府県の事務手続については、都道府県のルールに従い行われることになる。

(注) 都道府県予算の繰越手続は必要と思われる。

(事務-13) 都道府県及び地域協議会等の事務費は助成対象となるのか。

(答)

助成対象外である。

なお、整備費の附帯事務費については(整備-3)を参照すること。

(事務-14) 整備事業で整備する施設、基金事業(うち生産支援事業)のうち、リース導入・取得する農業機械等に、対策名を表示する必要があるのか。

(答)

強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)に準じて、対策名等を表示いただきたい。

(事務-15) 産地生産基盤パワーアップ事業で取得した財産を担保に供する場合、どのような手続が必要か。

(答)

- 1 産地生産基盤パワーアップ事業で取得した施設等について、その処分制限期間内に、担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」の定めるところにより、都道府県知事の承認が必要である。また、都道府県知事が承認するときは、あらかじめ基金管理団体の承認を受けなければならない。
- 2 なお、取組主体が産地生産基盤パワーアップ事業を行うに当たって、助成対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が交付申請書に具体的に記載してある場合は、基金管理団体の審査の結果、交付決定時に併せて承認することも可能としている。
- 3 上記1及び2と同様に、国の間接補助事業により行う整備事業についても、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

(事務-16) 農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、本事業の競争入札には参加出来ないということによいか。

(答)

- 1 農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、指名停止の措置等（注）を受けている期間は、本事業の競争入札には参加できない。
- 2 整備事業における工事や、基金事業（うち生産支援事業）における農業機械等の導入及びリース事業の物件の契約・生産資材の導入等を行おうとする場合には、入札に参加しようとする者（見積り合わせの場合は、見積書を提出しようとする者）に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、指名停止の措置等を受けていないことを必ず確認いただきたい。

(注) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受けた場合であって、同一事案において他者が農林水産省の機関から当該契約の履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。

(事務-17) 令和 3 年度補正予算を活用して、令和 4 年度に基金事業を実施する場合、令和 3 年度予算に係る交付決定に追加すればいいのか。（修正）

(答)

交付申請は年度予算ごとに作成する必要はない。

(事務-18) 基金事業（うち生産支援事業）の農業機械等の導入に係る地域協議会等の役割いかん。

(答)

- 1 本事業については、施設整備のほか農業機械等の導入も支援対象としており、地域によっては、補助事業者の負担が過大となり、本事業の円滑な執行に影響を与える可能性もあるところである。
- 2 このため、取組主体は、基金事業（うち生産支援事業）で導入する農業機械等の財産管理台帳（写し）を間接補助事業者のほか、地域協議会等にも提出することとし、提出を受けた地域協議会等は、財産管理台帳（写）に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認することとしている。

(注) 農業機械等の財産処分の承認は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、間接補助事業者が行うこととなる。

(事務-19) 事業の実効性を確保するため、地域の担い手の意見が反映されるよう配慮する等の規定を新設しているが、いつまでに体制を構築する必要があるのか。

(答)

- 1 本事業の実効性を確保するため、地域農業再生協議会等に対して、
 - ① 原則、都道府県農業法人協会の会員たる農業法人等を構成員に位置付けるとともに、
 - ② 地域農業再生協議会等の構成員の選定に当たり、地域の担い手の意見が反映されるよう配慮する等の規定を設けている。

- 2 地域における合意形成や手続に時間を要することは理解するところであり、次回の地域農業再生協議会の総会（年度当初を想定）までには、新体制を構築していただきたい。

(事務-20) 産地生産基盤パワーアップ事業において産地パワーアップ計画書、取組主体事業計画書及び都道府県事業計画書の様式はいつ時点の様式を使用する必要があるのか。
(修正)

(答)

- 1 実施要領改正後、新たに承認する産地パワーアップ計画については、改正された様式を用いて申請することが必要。

- 2 また、既存計画についても、今後の事業実施状況報告から、改正された様式を用いることとする。

(事務-21) 取組主体に入金されたことを確認するために必要な書類は何か。（追加）

(答)

補助金が正しく執行されているか確認するためのものであるため、通帳の写しの他、ネット銀行から出力した入金履歴でも差し支えない。

(別紙1)

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の考え方

成果目標	比較方法等	面積
生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減	コスト削減効果の比較は、農業者の全生産コスト（注1）で比較。 ただし、集出荷・加工施設等の共同利用施設のみを取組については、集出荷・加工コストで比較することも可能。	一定のまとまりをもって農業生産が行われる範囲
販売額又は所得額の10%以上の増加	単位面積当たりの販売額又は所得額、若しくは総販売額又は総所得額（注2）の増加率で比較。 【イメージ】 ※単位面積当たり販売額の場合 取組前 10万円/10a（水稲10ha）＋園芸作物（10ha） ⇒ 取組後 15万円/10a（園芸作物20ha） 15万円/10a（園芸作物A品種10ha） ⇒ 20万円/10a（園芸作物B品種10ha）	【イメージ】 〇〇市〇〇地区（100ha）において、〇〇品目を作付する実面積（50ha）
契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること	取組主体（生産・出荷段階）と実需者（販売段階）との間で取り交わす事前契約（は種前契約、収穫前契約、複数年契約等）。 【イメージ】 取組前 複数年契約率25%（小売用（卸売業者、地域スーパー）） ⇒ 取組後 は種前契約率50%（業務用（地域外食店、病院・福祉施設）） ⇒ は種前契約率75%	（注）産地としての説明が可能な場合は、複数のまとまりの合計を産地とすることも可能。
需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%（注3）	大手民間事業者の経営方針等の転換により、当該大手民間事業者と特定産地の販売契約率が100%から0%となり、かつ、他の実需者との新たな販売契約も見込めない品目・品種を転換し、新たな用途で販路を獲得する場合。	
輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加	輸出実績がある場合に限定。輸出向けの出荷量又は出荷額の増加率で比較。	
総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上	新規の取組又は過去5年以内に輸出実績がない場合に限定。出荷額総額に占める輸出向け出荷額の割合の増加率、又は輸出向けの年間出荷量の増加率で比較。	
労働生産性の10%以上の向上	販売額は、成果目標「販売額の10%以上の増加」の場合と同じ。 労働時間は、①直接労働時間（注4）の全て又は、②特定のまとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかを対象として比較。 また、施設を整備する場合は、受益農業者の直接労働時間に施設の従業員の作業時間を加えて比較することが可能。	
農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上	利用割合は、農業支援サービス事業体が提供するサービスを利用する （1）経営体数 （2）農地面積 のいずれかの項目を用いて比較することが可能	

（注1）農業者の現状値又は地域の平均的なコスト等と比較。

（注2）都道府県が、①地域としての高収益化（収益性の高い品目・品種（単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種）の面積拡大等）や、②全国・地域段階で実需者（市場、食品事業者等）から求められている品目・品種及び用途（国内消費用⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等）の販売量の増加につながると判断する場合に限る。

（注3）都道府県事業実施方針に同成果目標を位置付ける場合は、品目・品種を明記するものとする。

（注4）直接労働時間は、経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会出席など）を除く、農産物の生産・販売のための投下労働時間をいう。

（注5）事業効果の早期発現を目指し、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記成果目標のうち「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。

(別紙2)

産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策による施設及び機械の導入等の考え方(修正)

区 分		施設			機械		
		建屋	内部設備等		費用対効果 分析	(ほ場で稼働 するもの)	費用対効果 分析
			内部設備	設置費用			
整備事業(注1)		○	○	○	○	×	×
基金事業 (うち生産支援事業)	導入	×	△ (注2) (注3)	×	○	○ (注2)	○
	リース導入	×	△ (注3)	×	×	○	×
基金事業 (施設園芸エネルギー転 換枠に限る)	導入	×	△ (注2) (注3)	○	○	○ (注2)	○
	リース導入	×	△ (注3)	○	×	○	×

(注1) 基金を活用した整備事業を行う場合は、国への協議・承認が必要。

(注2) 機械等の導入助成の対象は、

- ① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な機械等(内部設備の機能強化は不可。)
- ② 又は、「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる機械等(当該地域において導入事例の無い機械等に限る。)の、公共性を説明できる取組に限るものとする。

(注3) 整備事業の対象となり得る内部設備の導入及びリース導入は、原則として、基金事業(うち生産支援事業)の対象外。

(別紙3)

収益性向上対策及び生産基盤強化対策における価格補正の考え方

【主な考え方】

- ・ 成果目標で「販売額増加」「所得額増加」を設定する場合の評価については、市場の需給といった外的要因等を排除する観点から価格を補正し、その効果を検証する。
- ・ 実績数量については補正の対象としない。
- ・ 予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正は行わない。

○販売額増加の場合

補正後の販売額＝目標年度の実績の販売単価×補正係数×目標年度の実績の数量

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価÷地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

目標達成度＝（補正後の販売額－現状の販売額）÷（目標の販売額－現状の販売額）

価格補正による目標達成度の計算例（成果目標は10%増加、数量は100と仮定する。）

目標年度の販売単価のパターン	事業地区					地域（県又は国を含む）		補正係数 ⑥＝④/⑤	補正後の販売額 ⑦＝③×⑥×数量	目標達成度（%） ⑧＝(⑦-①)/(②-①)
	現状 (事業実施前年度)		目標 販売額 ④	実績 (目標年度の実績)		事業実施前年度 の販売単価 ④	目標年度 の販売単価 ⑤			
	販売額 ③	販売単価		販売額	販売単価 ③					
事業地区アップ、地域アップ	9,000	90	9,900	14,000	140	105	149	0.705	9,866	96.2
	5,700	57	6,270	6,700	67	81	96	0.844	5,653	-8.2
事業地区アップ、地域ダウン	35,300	353	38,830	44,100	441	389	364	1.069	47,129	335.1
事業地区ダウン、地域アップ	11,800	118	12,980	9,100	91	153	174	0.879	8,002	-321.9
事業地区ダウン、地域ダウン	41,500	415	45,650	40,000	400	321	300	1.070	42,800	31.3
	46,400	464	51,040	41,900	419	403	375	1.075	45,029	-29.6

○所得額増加の場合

補正後の所得額＝目標年度の実績の販売単価×補正係数×目標年度の実績の数量－生産コスト

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価÷地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

目標達成度＝（補正後の所得額－現状の所得額）÷（目標の所得額－現状の所得額）

価格補正による目標達成度の計算例（成果目標は10%増加、数量は100、生産コストは収入の40%と仮定する。）

目標年度の販売単価の パターン	事業地区						地域(県又は国を含む)		補正係数 ⑦＝⑤/⑥	補正後の所得額 ⑧＝③×⑦×数量－④	目標達成度 (%) ⑧－①/②－①
	現状 (事業実施前年度)		目標 ②	実績 (目標年度の実績)			事業実施前年度 の販売単価 ⑤	目標年度の 販売単価 ⑥			
	所得額 ②	販売 単価		所得額	所得額	販売 単価 ③					
事業地区アップ、 地域アップ	3,600	90	3,960	8,400	140	5,600	105	149	0.705	4,266	184.9
	2,280	57	2,508	4,020	67	2,680	81	96	0.844	2,973	304.0
事業地区アップ、 地域ダウン	14,120	353	15,532	26,460	441	17,640	389	364	1.069	29,489	1088.4
事業地区ダウン、 地域アップ	4,720	118	5,192	5,460	91	3,640	153	174	0.879	4,362	-75.9
事業地区ダウン、 地域ダウン	16,600	415	18,260	24,000	400	16,000	321	300	1.070	26,800	614.5
	18,560	464	20,416	25,140	419	16,760	403	375	1.075	28,269	523.1

(注) 産地で全国シェアが大きい品目等であって、

- ① 当該産地・品目の全国シェア（通年又は産地品目の出回り期間）が相当程度高いこと
- ② 当該産地・品目の販売単価上昇が、事業及び産地の取組の効果であること
- ③ 全国的な販売単価上昇が当該産地の販売単価上昇に起因することが明らかであること
- ④ 当該産地・品目の単収が平年単収と大きく変わらず、豊凶による販売単価の上昇でないこと等、外的要因等による価格変動の影響度がわずかであることが対外的に説明できる場合には、必ずしも価格補正を行わなくてもよい。

(別紙4)

収益性向上対策の成果目標「労働生産性の向上」における労働時間の考え方

【労働時間の考え方】

- ・ 削減の対象となる労働時間は、
 - ① 直接労働時間（経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会出席など）を除く、農産物の生産・販売のために投下される労働時間）の全て
 - ② 特定のまとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかとすることができる。

例①－1 直接労働時間の全てを対象とするケース（削減対象の労働時間：1,010時間（玉ねぎ生産農家1戸当たりの例））

育苗 81時間	耕うん・基肥 42時間	は種・定植 182時間	追肥 28時間	除草・防除 98時間	管理 42時間	収穫 199時間	調製・加工 135時間	出荷・販売 203時間
------------	----------------	----------------	------------	---------------	------------	-------------	----------------	----------------

例②－1 他品目との作業競合を解消するため、ほ場における作業時間を合理化の対象とするケース
（削減対象の労働時間：591時間） $> 1,010$ 時間/2

育苗 81時間	耕うん・基肥 42時間	は種・定植 182時間	追肥 28時間	除草・防除 98時間	管理 42時間	収穫 199時間	調製・加工 135時間	出荷・販売 203時間
------------	----------------	----------------	------------	---------------	------------	-------------	----------------	----------------

例②－2 収穫期以降の作業集中を解消するため、集出荷関連作業を合理化の対象とするケース
（削減対象の労働時間：537時間） $> 1,010$ 時間/2

育苗 81時間	耕うん・基肥 42時間	は種・定植 182時間	追肥 28時間	除草・防除 98時間	管理 42時間	収穫 199時間	調製・加工 135時間	出荷・販売 203時間
------------	----------------	----------------	------------	---------------	------------	-------------	----------------	----------------

(別紙5) 成果目標が80%に満たなかった取組主体の同一産地、かつ同一品目の新たな産地パワーアップ計画への参加可否の判断フロー(追加)

【取組主体が自ら利用】

旧計画	新計画		判断
ハード	ハード	別の施設	○
		同じ施設	△
	ソフト		○
ソフト	ハード		○
	ソフト	別の取組	○
		同じ取組	△

【取組主体から貸付】

旧計画	新計画		判断	
ハード	ハード	別の施設	○	
		同じ施設	別の貸付先	○
			同じ貸付先	△
	ソフト		○	
ソフト	ハード		○	
	ソフト	別の取組	○	
		同じ取組	別の貸付先	○
			同じ貸付先	△

○：厳格な審査

△：厳格な審査、かつ取組主体の成果目標の達成が確実に見込める場合

※ソフト事業の「同じ取組」とは、農機、資材、改植のカテゴリが同一であるかどうかで判断する。例えば、農機(田植機)→農機(コンバイン)は「同じ取組」、農機→資材は「別の取組」となる。

(別紙6)

生産基盤強化対策の「農業機械の再整備・改良」における助成対象の考え方（追加）

区分	助成対象			留意事項
	継承元	継承者		
		新規就農者	担い手又は 農作業受託組織	
ア 農業機械の再整備 農業機械の導入又はリース導入に要する経費	①継承予定の作業面積に必要なとなる機械（アタッチメントを含む。）の導入（リース導入は不可） ②既存機械を処分し継承予定の作業面積に必要なとなる機械（アタッチメントを含む。）を導入（リース導入は不可） （注1） （注2） （注3） （注4） （注5）	①継承予定の作業面積に必要なとなる機械アタッチメントを含む。）の導入 ②既存機械（継承元から譲渡された機械を含む。）を処分し継承予定の作業面積に必要なとなる機械（アタッチメントを含む。）を導入 （注1） （注2） （注5）	①継承予定の作業面積に必要なとなる機械アタッチメントを含む。）の導入 ②既存機械（継承元から譲渡された機械を含む。）を処分し継承予定の作業面積に必要なとなる機械（アタッチメントを含む。）を導入 （注1） （注2） （注5） （注6）	・本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に限る。 ・導入の場合、費用対効果分析を実施する（リース導入は除く。）。 ・再整備は、既存機械（継承元の継承予定の機械、継承元から譲渡された機械、又は、担い手又は農作業受託組織の既存機械）を改良しても継承予定面積の作業に必要な能力が不足する場合に限り可能とする。
イ 農業機械の改良 農業機械の改良に要する経費（資材費、役務費に限る。）	①継承予定の農業機械の改良 （注3） （注4）	①継承元から譲渡された農業機械の改良	①継承元から譲渡された農業機械の改良 ②継承者の既存機械の改良 （注6）	・市販され、又は既に取組主体が所有しているものを活用しての農業機械等の改良を行う場合において、取組主体が自ら改良を行うときは、農業機械メーカー等による技術協力を得て行うものとする。

（注1）既存機械（継承元から譲渡された機械を含む。）を所有する場合、既存機械の作業面積と導入機械の作業面積の合計が継承予定の作業面積を超えないこととする。

なお、既存機械を処分する場合はこの限りではない。

（注2）既存の農業機械の単純更新は不可。

（注3）原則として5年以内に継承者に譲渡される計画があること。

（注4）本事業により導入した機械を継承者に譲渡する際の譲渡額は、「当該農業機械の残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額－助成額」により算出される額以内とする。

（注5）機械（継承元から譲渡された機械を含む。）を処分する際は、既存機械の処分益を補助対象経費から控除する。

（注6）助成額は、継承予定の作業面積／（既存の作業面積＋継承予定の作業面積）で按分する。